

平成30年度 事業概要

(丹南の健康福祉)



福井県丹南健康福祉センター

目 次

I 丹南健康福祉センターの概要

1	管内の状況	1
2	沿革	3
3	組織機構	5
4	健康・福祉相談日	7
5	衛生統計	8

II 事業の概要

1	医務	11
2	薬務	13
3	児童福祉	16
4	母子・父子・寡婦福祉	21
5	女性福祉	23
6	生活保護	25
7	生活困窮者自立支援制度	27
8	福祉のまちづくり	28
9	障害者福祉	29
10	介護保険	31
11	栄養・健康づくりの推進	33
12	がん予防対策	41
13	たばこ対策	41
14	歯科保健	42
15	地域・職域保健連携事業	43
16	母子保健	45
17	難病対策	50
18	精神保健福祉	54
19	感染症対策	60
20	結核予防・対策	67
21	石綿（アスベスト）健康被害対策	71
22	食品衛生	72
23	生活衛生	76
24	大気、水環境等保全対策	79

25	廃棄物対策	86
26	動物愛護管理行政	89
27	地域保健・福祉・環境関係職員研修事業	90
28	医師臨床研修・学生指導	91
29	健康危機管理体制の整備	92
30	在宅医療の提供体制の推進	93
31	認知症対策	96
32	たんけん(健康・福祉・環境・衛生広報誌)による情報発信	97

*統計表中の数値は、四捨五入している場合があるために、割合を合計したときに100%にならないことがあります。

I 丹南健康福祉センターの概要

1 管内の状況

平成 12 年 4 月 1 日から保健・医療と福祉サービスを一体的に提供する地域の総合的専門的機関として一層の機能強化を図るとともに、保健・福祉分野の主たる実施主体である市町村に対し総合的支援機能を充実・強化するため、南越・丹生両福祉事務所と丹南保健所を統合し丹南健康福祉センターを設置しました。

平成 17 年 1 月に南条町、今庄町、河野村が合併し南越前町が、同年 2 月に朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し越前町が発足しました。さらに、同年 10 月に武生市と今立町が合併し越前市が発足し、平成 18 年 2 月に越廼村、清水町が福井市に吸収合併されたため、越廼村および清水町については福井健康福祉センターに移管しました。

(1) 管内の概況

ア 所管市町 2 市（鯖江市・越前市）、3 町（池田町・南越前町・越前町）を所管しています。

イ 面積・人口 管内人口は 182,878 人で福井県全体の 773,731 人に対して約 23.6%を占めています。管内の約 82%が鯖江・越前の両市に集中し、鯖江市以外の市町では人口が減少しています。

管内面積は、1,006.78km²で県全体の 4,190.52 km²に対して約 24%を占めています。

ウ 自然・交通 中央南北に日野川が流れ、その流域の平野部と東西の山間部からなっています。池田町、南越前町などの山間部は県内有数の豪雪地帯であり、また、中央南北に北陸本線、北陸自動車道が走り、福井・関西へのアクセスは良好です。

エ 産 業 鯖江市・越前市では電気、機械、眼鏡、繊維などの産業が集積し、また越前漆器、和紙、陶器、打刃物、箆笥等の伝統工芸産業が盛んです。

オ 管内の市町別人口、面積等

平成 30 年 10 月 1 日現在

市町名	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口			人口密度 (人/km ²)
			総数	男	女	
鯖江市	84.59	23,463	68,669	33,303	35,366	811.8
越前市	230.70	29,035	80,938	39,763	41,175	350.8
池田町	194.65	868	2,431	1,153	1,278	12.5
南越前町	343.69	3,316	10,300	4,939	5,361	30.0
越前町	153.15	6,499	20,540	9,902	10,638	134.1
管内計	1,006.78	63,181	182,878	89,060	93,818	181.6
福井県	4,190.52	286,392	773,731	375,790	397,941	184.6

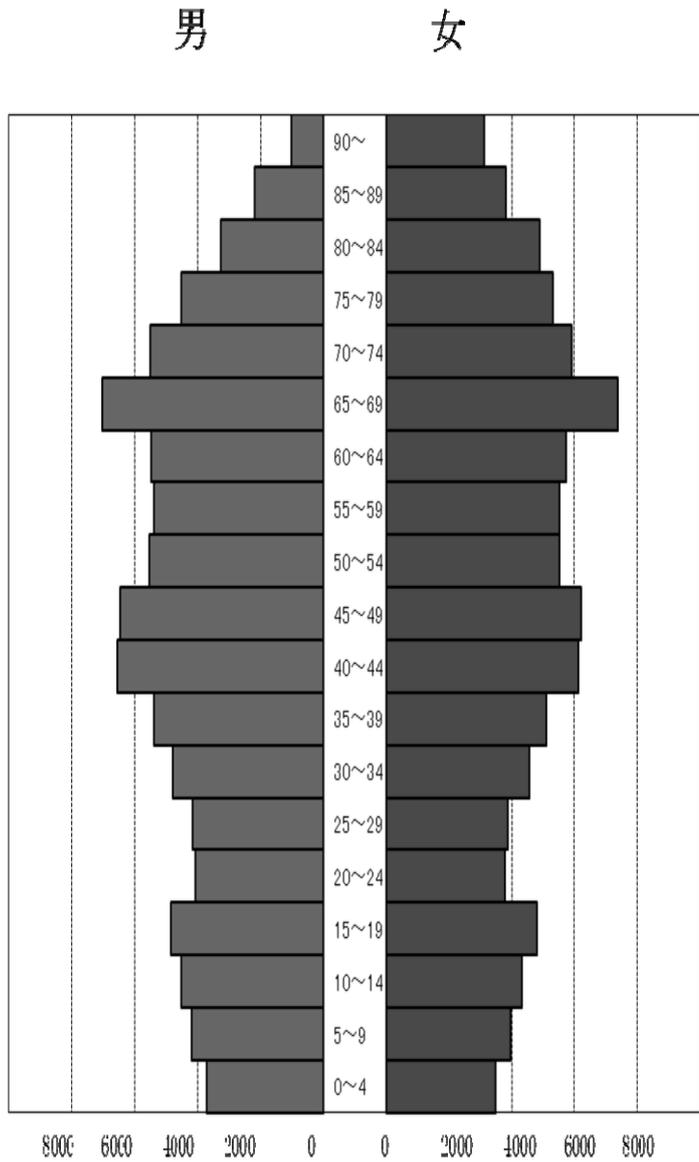
(面積：「平成 30 年全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)より)

(世帯数、人口：「福井県の人口と世帯(推計)」(福井県政策統計・情報課)より)

カ 5歳階級別・男女別ピラミッド

平成30年10月1日現在

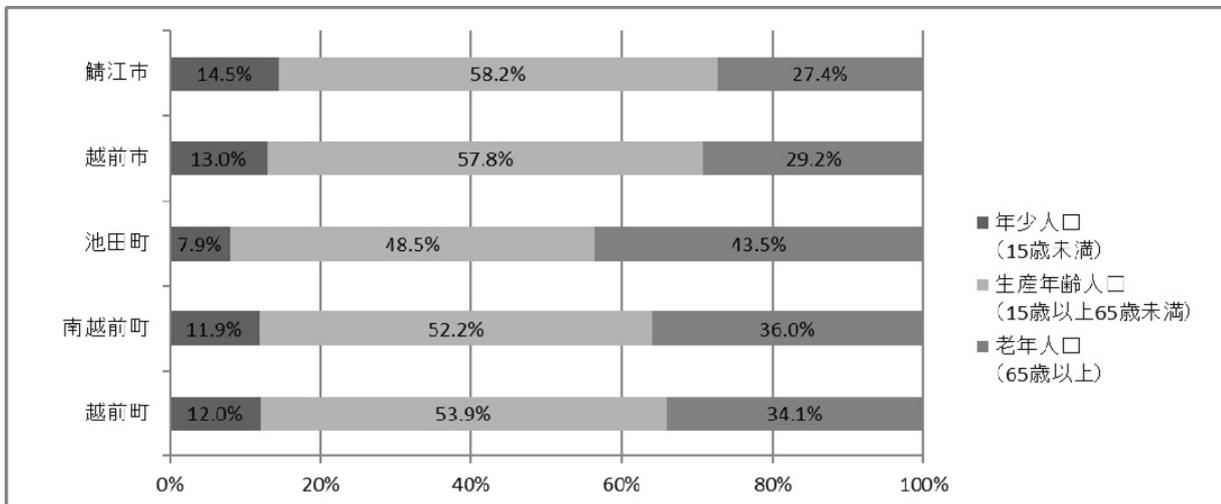
年齢	総数	男	女
0～4	7,207	3,720	3,487
5～9	8,151	4,198	3,953
10～14	8,840	4,517	4,323
15～19	9,659	4,843	4,816
20～24	7,855	4,058	3,797
25～29	8,046	4,155	3,891
30～34	9,338	4,786	4,552
35～39	10,462	5,371	5,091
40～44	12,671	6,545	6,126
45～49	12,667	6,449	6,218
50～54	11,083	5,544	5,539
55～59	10,913	5,375	5,538
60～64	11,213	5,489	5,724
65～69	14,421	7,046	7,375
70～74	11,400	5,491	5,909
75～79	9,832	4,525	5,307
80～84	8,143	3,258	4,885
85～89	6,002	2,173	3,829
90～	4,140	1,015	3,125
年齢不詳	835	502	333
計	182,878	89,060	93,818



(「福井県の年齢別人口(推計)」 (県政策統計・情報課) より)

キ 年齢三区分別人口構成割合

平成30年10月1日現在



(「福井県の年齢別人口(推計)」 (県政策統計・情報課) より)

2 沿 革

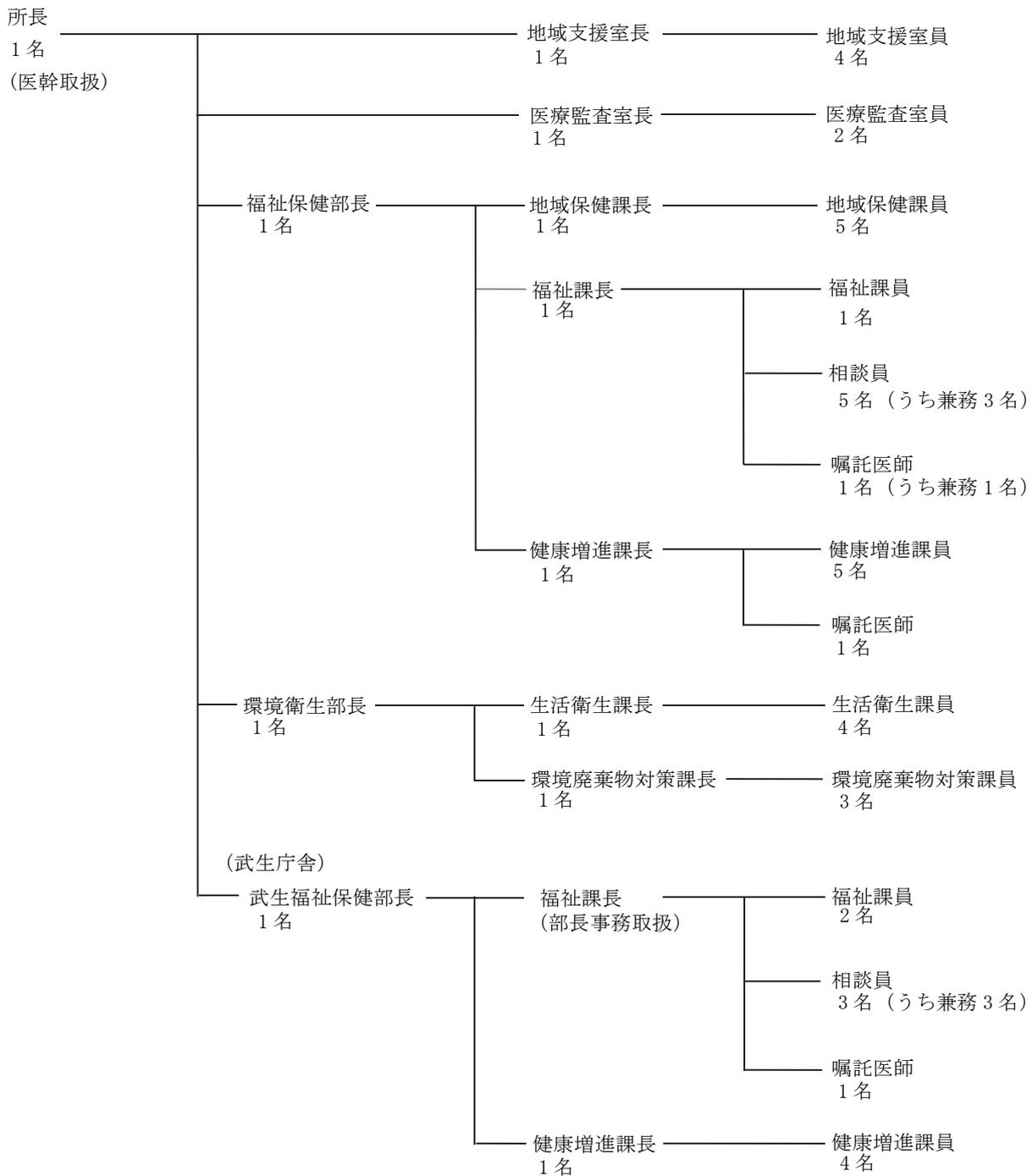
丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 13 年 7 月	昭和 12 年 4 月保健所法の制定に伴い県下初の保健所として朝日保健所設置（丹生郡朝日町西田中第 11 号 18 番地） 丹生、足羽、今立 3 郡のうち 33 村を管轄	
昭和 17 年 11 月		武生保健所新設（武生町栄）、南条郡 1 町 13 村を管轄し、母子保健・結核予防を主とした保健指導機関として所長以下 8 名で発足
昭和 18 年 4 月		保健婦駐在制の実施により、王子保村、湯尾村、北杣村に 1 名ずつ配置されたが、昭和 30 年に廃止
昭和 19 年 5 月	東伏見宮妃殿下、朝日保健所業務を視察	
昭和 19 年 10 月	鯖江保健所設置（鯖江町東小路） 朝日保健所より引継いだ鯖江町、新横江村、舟津村、中河村、片上村のほか粟田部町、国高村、北日野村、味真野村、北新庄村、北中山村、南中山村、岡本村、上池田村、下池田村、服間村、河和田村、神明村の 2 町 16 村を管轄	今庄保健所設置 南条郡 6 村を管轄
昭和 20 年 11 月	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設	花柳病予防法公布に伴い、花柳病診療所開設。昭和 27 年に性病診療所と改称されたが、34 年に廃止
昭和 22 年 4 月	国高村、北日野村が武生保健所へ移管	
昭和 23 年 9 月	花柳病診療所を性病診療所へ改称	
昭和 23 年 11 月	新横江村、舟津村が鯖江町に編入。管轄は 3 町 11 村となる	
昭和 24 年 4 月	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置	優生保護法施行に伴い、優生保護審査会を設置
昭和 24 年 10 月	優生保護相談所併設	保健所の整備統合により、今庄保健所を廃止し、武生保健所に統合。1 市 16 村を管轄
昭和 25 年 5 月	国高村、北日野村が再び鯖江保健所所管となる	
昭和 25 年 8 月	東鯖江町（現在の日の出町）に新庁舎落成	
昭和 26 年 1 月		福井県食品衛生協会武生支部結成
昭和 26 年 3 月	結核予防法の公布に伴い結核診査協議会を設置	結核診査協議会を設置
昭和 26 年 10 月		福井県赤十字武生支部結成。昭和 49 年解散
昭和 28 年 1 月		課制実施により、総務課、保健予防課を設置
昭和 28 年 10 月	課制実施により、総務課、保健予防課を設置	優生保護相談所併設
昭和 29 年 1 月		不慮の火災により消失し、仮庁舎で執務
昭和 29 年 8 月		武生市吾妻町の元国警武生警察署庁舎を改造し移転
昭和 30 年 6 月		
昭和 31 年 2 月	県の機構改革により、朝日保健所を鯖江保健所に統合。従来の朝日保健所が朝日出張所となる。管轄は 1 市 5 町 5 村となる	
昭和 34 年 3 月		衛生課を新設。3 課制となる
昭和 34 年 8 月	白山村が武生市に編入のため武生保健所へ移管 衛生課を新設。3 課制となる	
昭和 35 年 7 月	保健所法施行令の規程に基づき、鯖江保健所運営協議会を設置	武生保健所運営協議会を設置
昭和 38 年 3 月	殿下村が福井市へ編入、福井保健所所管となる	
昭和 40 年 4 月	朝日出張所を支所に改める。本所に栄養改善室新設	
昭和 41 年 11 月	本所（館）事務室増設	
昭和 42 年 1 月		武生市結核予防婦人会結成
昭和 42 年 2 月		福井県地区衛生組織連合会武生支部結成
昭和 43 年 11 月		福井県食生活改善推進員連絡協議会武生支部（わかな会）発足
昭和 44 年 4 月	福井県食生活改善推進員連絡協議会鯖江支部（あすなろ会）発足	
昭和 44 年 7 月		武生市文京（現在地）に新庁舎落成
昭和 45 年 4 月	精神保健家族会（つつじ会）発足	
昭和 47 年 10 月	機構改革により、朝日支所を廃止	
昭和 47 年 11 月	鯖江市水落町（現在地）に新庁舎落成	
昭和 48 年 11 月		捕獲車用車庫新築
昭和 50 年		断酒会発足

丹南保健所	鯖江保健部	武生保健部
昭和 51 年 11 月 昭和 55 年 11 月 昭和 56 年 11 月 昭和 57 年 4 月 5 月 昭和 58 年 3 月 昭和 60 年 1 月 4 月 昭和 61 年 4 月 昭和 63 年 4 月 平成 元年 7 月 平成 3 年 3 月 平成 5 年 4 月 10 月 11 月 平成 6 年 11 月 平成 7 年 6 月 平成 8 年 11 月 平成 9 年 4 月	断酒会発足 ボケ老人をかかえる家族会（わらし家族の会）発足 障がい者親子教室（お陽さま会）発足 社会復帰指導事業デイケア開設 精神障がい者社会復帰施設「千草の家」共同作業所開所 結核診査協議会を鯖江結核診査協議会に改称 「地域保健医療計画支援システム」導入 エイズ検査相談窓口開設 庁舎外装改修工事 「脳卒中情報システム」導入 鯖江保健所管内「寝たきり老人ゼロ推進連絡協議会」発足 こころの健康づくり推進協議会運営委員会設置	精神障がい者家族会（芦山会）発足 社会復帰指導事業デイケア開設 武生保健所老人保健連絡協議会設置 精神障がい者社会復帰施設「芦山の会」共同作業所開所 結核診査協議会を武生結核診査協議会に改称 武生保健所老人保健連絡協議会を福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会に名称変更 福井県保健所保健事業連絡協議会武生保健所部会を廃止し、福井県健康づくり推進協議会武生保健部会を設置したが、平成 8 年に廃止 エイズ検査相談窓口開設 「脳卒中情報システム」導入 武生地域心の健康対策懇話会設置
地域保健法施行に伴い、 丹南保健所 となる		
	[鯖江保健部]	[武生保健部]
	南越福祉事務所	丹生福祉事務所
昭和 26 年 10 月 昭和 31 年 2 月	社会福祉事業法の施行により、生活保護法施行事務が町村から県に移管された。今立、南条、丹生のそれぞれの郡を所管していた地方事務所に民生課が設置され、生活保護、身体障がい者福祉、児童福祉等いわゆる福祉三法事務を行うこととなった 町村合併の進行にともない、県の機構改革が行われ、上記三地方事務所が廃止され、新たに南越事務所（武生市蓬萊町）が設置、丹生郡には丹生出張所（朝日町）が設けられた。福祉事務については、福祉課および丹生出張所総務福祉係において実施することとなった。	
	[南越事務所 福祉課]	[南越事務所丹生出張所 総務福祉係]
昭和 37 年 4 月 昭和 40 年 4 月 平成 9 年 4 月	南越事務所の内部機構であった福祉課（31 年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、南越福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任） 県事務所の廃止により、専任所長が配置された課名を民生課から地域福祉課に改称	南越事務所丹生出張所は、丹生事務所として独立。同時に県事務所の内部機構であった福祉課（31 年に民生課を福祉課に改称）を廃止し、丹生福祉事務所として独立し、民生課、保護課を置いた。（所長は県事務所長が兼任） 県事務所の廃止により、専任所長が配置された課名を民生課から地域福祉課に改称
丹南健康福祉センター		
平成 12 年 4 月 7 月 平成 17 年 1 月 2 月 10 月 平成 18 年 2 月 平成 20 年 4 月 平成 22 年 4 月 平成 31 年 4 月	南越福祉事務所と丹生福祉事務所、丹南保健所（鯖江保健部・武生保健部）が組織的に統合し、 丹南健康福祉センター となる（ただし、丹南保健所は行政機関として存続） 鯖江庁舎（鯖江市水落町）に地域支援室、健康増進課、環境廃棄物対策課、生活衛生課、丹生合庁（越前町内郡）に福祉課、武生庁舎（越前市文京）に武生福祉保健部を置く 健康増進課業務について、今立町、池田町の所管を鯖江保健部から武生福祉保健部健康増進課に変更 丹南保健所運営協議会を丹南健康福祉センター運営協議会に改称 福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置する 丹南地域精神保健福祉連絡協議会を設置する 南条町、今庄町、河野村が合併し、南越前町が発足 朝日町、宮崎村、越前町、織田町が合併し、越前町が発足 武生市、今立町が合併し、越前市が発足 越廼村、清水町が福井市に吸収合併され、福井健康福祉センターに移管となったため、当センターの所管区域は、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町の 5 市町となる 県の出先機関の再編により、丹生分庁舎の福祉課が鯖江庁舎に集約された 県の機構改革により、地域支援室地域支援グループが廃止され、新たに地域保健課が設置された 医療監査室が設置された。	

3 組織機構

令和元年6月1日現在

(1) 組織



※ 非常勤相談員のうち女性相談員、家庭相談員および母子・父子自立支援員は、各1名が鯖江と武生を兼務。
非常勤相談員は計5名が勤務。

(2) 事務分掌

地域支援室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算経理に関すること ・ 庁舎管理に関すること ・ センター内他の課に属さないこと ・ 医務関係法令の施行に関すること ・ 被爆者の医療に関すること ・ 医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法、麻薬取締法、覚せい剤取締法等の施行および献血に関すること ・ 丹南健康福祉センター運営協議会に関すること 	
医療監査室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく病院・診療所の検査に関すること 	
福祉保健部・ 武生福祉保健部	地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉・保健・医療および環境に係る総合的な企画調整に関すること ・ 健康危機管理に関すること ・ 医療政策（地域医療・在宅医療の推進）に関すること ・ 結核・エイズ等感染症に関すること ・ 肝炎治療特別促進事業に関すること ・ 丹南地域保健・福祉・環境職員等研修に関すること ・ 地域における福祉・保健および医療の統計、人口動態統計に関すること ・ 石綿による健康相談および健康被害救済事務に関すること
	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉事業の振興に関すること ・ 戦没者遺族援護に関すること ・ 福祉のまちづくり条例に関すること ・ 生活保護法の実施に関すること ・ 生活困窮者自立支援法の実施に関すること ・ 身体障がい者、知的障がい者の福祉に関すること ・ 児童福祉、母子・父子・寡婦福祉・女性福祉に関すること ・ 市町事業に対する指導監査に関すること ・ 福祉団体の相談支援に関すること
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難病対策に関すること ・ 精神保健福祉に関すること ・ 生活習慣病対策に関すること ・ がん予防推進に関すること ・ 健康づくりに関すること ・ 栄養士法に関すること ・ 母子保健および母体保護に関すること ・ 歯科保健に関すること
環境衛生部	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法および福井県食品衛生条例に関すること ・ 狂犬病予防法に関すること ・ 動物の愛護及び管理に関する法律、福井県動物の愛護および管理に関する条例に関すること ・ 調理師法および製菓衛生師法に関すること ・ 福井県ふぐの処理に関する条例に関すること ・ 興行場法、旅館業法および公衆浴場法に関すること ・ 理容師法、美容師法およびクリーニング業法に関すること ・ 水道法、温泉法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること ・ 浄化槽法および有害物を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること ・ そ族昆虫に関すること
	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること ・ 廃棄物処理計画の推進に関すること ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること ・ 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壌汚染対策法に関すること ・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関すること ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関すること ・ 化製場等に関する法律に関すること ・ 公害防止条例に関すること ・ アスベストによる健康被害の防止に関する条例に関すること ・ 公害に係る苦情、水質異常時の対応、水質の監視調査に関すること

(3) 職員配置・課別職種別

令和元年6月1日現在

職種別	所長	医幹	地域 支援室	医療 監査室	福祉保健部				環境衛生部			武生福祉保健部			合計
					部長	福祉課	地域 保健課	健康 増進課	部長	生活 衛生課	環境 保健課	部長	福祉課	健康 増進課	
事務職員			4			2		1				1	1		9
技術職員	1	(1)	1	3	1		6	5	1	5	4		1	5	33(1)
医師	1	(1)													1(1)
獣医師										1					1
薬剤師			1	1					1	3	3				9
診療放射線技師				1			1								2
歯科衛生士				1											1
栄養士								1		1				1	3
保健師					1		5	4						4	14
化学											1				1
福祉・心理													1		1
非常勤医師						(1)		1					1		2(1)
非常勤相談員						4(1)							1(2)		5(3)
合計	1	(1)	5	3	1	6(2)	6	7	1	5	4	1	4(2)	5	49

※ () 内数字は兼務職員数

※ 非常勤相談員の配置 福祉保健部本務 生活自立支援員、就労支援員、家庭相談員 (武生福祉保健部兼務)、母子・自立支援相談員 (武生福祉保健部兼務)

武生福祉保健部本務 女性相談員 (福祉保健部兼務)

4 健康・福祉相談日

平成31年4月1日現在

内 容	場 所	日 程	開 設 時 間
ひとり親家庭相談	鯖江市舎 武生庁舎	月曜日～金曜日	8 : 30 ~ 17 : 15
女性・DV相談			
家庭児童相談			
生活困窮者相談			
心の健康相談	鯖江市舎	毎月第1・3木曜日	13 : 30～16 : 30 (要予約)
エイズ・肝炎相談	鯖江市舎	毎月第4月曜日	17 : 00～19 : 00
	武生庁舎	毎月第2火曜日	13 : 00～14 : 00
		毎月第4火曜日	
栄養成分表示相談	鯖江・武生庁舎	随時	要予約
骨髄バンク相談	鯖江市舎	随時	(登録は要予約)
ほのぼの親子教室	鯖江・武生庁舎 (会場・変更あり)	毎月第1・3木曜日	10 : 00～11 : 30 または 14 : 00～15 : 30 (要事前問合せ)

5 衛生統計

表1 人口動態の概況

平成29年

		全国	福井県	管内	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
人 口		124,648,000	767,343	179,023	67,780	77,604	2,482	10,425	20,732
出 生	実 数	946,065	5,856	1,340	565	593	13	57	112
	人口千対率	7.6	7.6	7.5	8.3	7.6	5.2	5.5	5.4
死 亡	実 数	1,340,397	9,347	2,171	657	970	62	177	305
	人口千対率	10.8	12.2	12.1	9.7	12.5	25.0	17.0	14.7
自然増加	実 数	△394,332	△3,491	△831	△92	△377	△49	△120	△193
	人口千対率	△3.2	△4.5	△4.6	△1.4	△4.9	△19.7	△11.5	△9.3
乳児死亡	実 数	1,761	11	5	1	4	-	-	-
	出生千対率	1.9	1.9	3.7	1.8	6.7	-	-	-
新生児死亡	実 数	832	5	1	-	1	-	-	-
	出生千対率	0.9	0.9	0.7	-	1.7	-	-	-
死 産	実 数	20,358	107	32	13	13	-	3	3
	出産千対率	21.1	17.9	23.3	22.5	21.5	-	50.0	26.1
周産期死亡	実 数	3,308	17	5	3	1	-	-	1
	率	3.5	2.9	3.7	5.3	1.7	-	-	8.8
婚 姻	実 数	606,866	3,381	762	306	325	5	38	88
	人口千対率	4.9	4.4	4.3	4.5	4.2	2.0	3.6	4.2
離 婚	実 数	212,262	1,083	258	110	94	2	16	36
	人口千対率	1.7	1.4	1.4	1.6	1.2	0.8	1.5	1.7

平成29年人口動態統計(厚生労働省)より

※1 死産率は出産(出生+死産)千対

2 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

3 率算出に用いた人口 国:「人口推計(平成29年10月1日現在推計人口(日本人人口))」(総務省統計局)

県、市町:「福井県の推計人口(平成29年10月1日現在推計 日本人人口)」(県政策統計・情報課)

(用語解説) 乳児死亡 … 生後1年未満の死亡
 新生児死亡 … 生後4週未満の死亡
 早期新生児死亡 … 生後1週未満の死亡
 死産 … 妊娠満12週以後の死児の出産

表2 母子保健統計

平成29年

市町別		全国	福井県	管内合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
種別										
出生	実数	946,065	5,856	1,340	565	593	13	57	112	
	人口千対率	7.6	7.6	7.5	8.3	7.6	5.2	5.5	5.4	
	再掲	2,500g未満	89,353	481	109	51	49	1	3	5
乳児死亡	実数	1,761	11	5	1	4	-	-	-	
	出生千対率	1.9	1.9	3.7	1.8	6.7	-	-	-	
新生児死亡	実数	832	5	1	-	1	-	-	-	
	出生千対率	0.9	0.9	0.7	-	1.7	-	-	-	
死産	実数	20,358	107	32	13	13	-	3	3	
	率	21.1	17.9	23.3	22.5	21.5	-	50.0	26.1	
	再掲	自然	9,738	59	19	6	9	-	1	3
		人工	10,620	48	13	7	4	-	2	-
周産期死亡	実数	3,308	17	5	3	1	-	-	1	
	率	3.5	2.9	3.7	5.3	1.7	-	-	8.8	
	再掲	満22週以後の死産	2,683	15	5	3	1	-	-	1
		早期新生児死亡数	625	2	-	-	-	-	-	-

平成29年人口動態統計(厚生労働省)より

※1 死産率は出産(出生+死産)千対

2 周産期死亡率は周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+早期新生児死亡)÷(出生+妊娠満22週以後の死産)

3 率算出に用いた人口 国:「人口推計(平成29年10月1日現在推計人口(日本人人口))」(総務省統計局)

県、市町:「福井県の推計人口(平成29年10月1日現在推計 日本人人口)」(県政策統計・情報課)

(用語解説) 乳児死亡 … 生後1年未満の死亡
 新生児死亡 … 生後4週未満の死亡
 早期新生児死亡 … 生後1週未満の死亡
 死産 … 妊娠満12週以後の死児の出産

表3 主要死因別分類

平成29年

中分類名		全国	福井県	管内合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
全死因	数	1,340,397	9,347	2,171	657	970	62	177	305
	率	1075.3	1218.1	1212.7	969.3	1249.9	2498	1697.8	1471.2
2100 悪性新生物	数	373,334	2,399	568	192	234	16	43	83
	率	299.5	312.6	317.3	283.3	301.5	644.6	412.5	400.3
9200 心疾患	数	204,837	1,534	384	96	200	6	31	51
	率	164.3	199.9	214.5	141.6	257.7	241.7	297.4	246
9300 脳血管疾患	数	109,880	819	198	58	86	9	20	25
	率	88.2	106.7	110.6	85.6	110.8	362.6	191.8	120.6
18100 老衰	数	101,396	669	119	22	35	9	13	40
	率	81.3	87.2	66.5	32.5	45.1	362.6	124.7	192.9
10200 肺炎	数	96,841	764	206	62	113	4	11	16
	率	77.7	99.6	115.1	91.5	145.6	161.2	105.5	77.2
20100 不慮の事故	数	40,329	372	93	29	43	2	5	14
	率	32.4	48.5	51.9	42.8	55.4	80.6	48	67.5
10601 誤嚥性肺炎	数	35,788	301	37	9	21	1	2	4
	率	28.7	39.2	20.7	13.3	27.1	40.3	19.2	19.3
14200 腎不全	数	25,134	200	46	7	32	2	4	1
	率	20.2	26.1	25.7	10.3	41.2	80.6	38.4	4.8
20200 自殺	数	20,465	113	23	11	11	1	-	-
	率	16.4	14.7	12.8	16.2	14.2	40.3	-	-
05100 血管性等の認知症	数	19,546	151	22	6	5	-	8	3
	率	15.7	19.7	12.3	8.9	6.4	-	76.7	14.5

平成29年人口動態統計(厚生労働省)より

※1 率は人口10万対

2 率算出に用いた人口 国：「人口推計（平成29年10月1日現在推計人口(日本人人口)）」(総務省統計局)

県、市町：「福井県の推計人口(平成29年10月1日現在推計 日本人人口)」(県政策統計・情報課)

II 事業の概要

1 医務

(1) 医療施設の設置状況

管内の病院は、17 施設あり、市町別には鯖江市 8 施設、越前市 7 施設、越前町 2 施設です。このうち公的病院は、鯖江市、越前町に各 1 施設あります。

一般診療所は、110 施設です。市町別には鯖江市 41 施設、越前市 48 施設、池田町 3 施設、南越前町 8 施設、越前町 10 施設です。(表 1)

表 1 医療施設数

平成 31 年 3 月 31 日現在

種別	病 院							一 般 診 療 所							歯科 診療所	
	施設数 総数	病 床 数						施設数 総数	病 床 数				総数	一般		療養
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神		一般	療養	無床					
平成29年度	17	1,933	929	610	12	4	378	113	16	(4)	97	261	214	47	62	
平成30年度	17	1,926	922	610	12	4	378	110	15	(4)	95	248	201	47	62	
鯖江市	8	999	409	388	0	4	198	41	4	0	37	60	60	0	23	
越前市	7	837	458	199	0	0	180	48	8	(4)	40	145	98	47	30	
池田町	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0	0	1	
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	8	2	0	6	24	24	0	2	
越前町	2	90	55	23	12	0	0	10	1	0	9	19	19	0	6	

※ () 内は一般診療所と重複

(2) 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表 2 のとおりです。

表 2 医療従事者数および率 (管内)

各年 12 月 31 日現在

職種 年	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成22年	249	130.5	80	41.9	178	93.3	81	42.6	19	10.0	900	471.7	909	476.4
平成24年	238	125.9	82	43.4	199	105.2	86	45.5	19	10.0	950	502.4	895	473.3
平成26年	238	127.4	85	45.5	214	114.6	81	43.4	19	10.2	1,046	560.0	850	455.1
平成28年	244	132.8	86	46.8	228	124.1	97	52.8	20	10.9	1,118	608.3	821	446.7
平成30年	236	129.0	85	46.5	251	137.2	97	53.0	19	10.4	1,172	640.9	786	429.8

※ 率は人口 10 万対 (人口は各年 10 月 1 日現在)

(隔年実施の三師調査および医療従事者届より)

(3) 病院・診療所立入検査の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第 25 条の規定に基づき実施する立入検査では、管内の病院・診療所を対象に定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを検査しています。

(4) 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に4施設、越前市に3施設、越前町に1施設、診療所では越前市に2施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和50年11月から鯖江市医師会、昭和53年4月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

救急病院

平成31年3月31日現在

病院名	所在地	電話番号
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2番31号	0778-51-2260
広瀬病院	旭町1丁目2番8号	0778-51-3030
斎藤病院	中野町6字登立1番1	0778-51-0593
木村病院	旭町4丁目4番9号	0778-51-0478
医療法人 林病院	越前市府中1丁目5番7号	0778-22-0336
医療法人 相木病院	中央2丁目9番40号	0778-22-1607
財団医療法人 中村病院	天王町4番28号	0778-22-0618
越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田第106号44番地1	0778-36-1000

救急診療所

診療所名	所在地	電話番号
土川整形外科医院	越前市常久町8番1号	0778-22-5280
東武内科外科クリニック	横市町6番地3	0778-21-1155

(5) メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成15年9月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置し、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議を行っています。

(6) へき地医療対策

へき地診療所への代診医等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、管内では公立丹南病院がへき地医療拠点病院に指定されています。

(7) 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成31年3月31日現在で9名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年2回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者6名に健康管理手当を支給しています。

(8) 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町や企業の協力の下パンフレットやリーフレット等の配布やショッピングセンターでの街頭キャンペーンを行うなど、多くの人に興味・関心をいただけるよう啓発活動に努めています。

また、当センターや移動献血会場にてドナー登録の受付を実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布やホームページでの掲載により、普及啓発に努めています。

2 薬務

(1) 薬務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡枠産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。また、眼鏡枠製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く、毒物及び劇物取締法関係施設は管内に142施設あります。(表1)

また、薬局などの医薬品医療機器等法関係施設は管内で529施設あります。(表2)

薬局・医薬品販売業者も、鯖江市や越前市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。当センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

平成31年3月31日現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	計	電気めっき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録		
平成28年度	143	71	42	2	115	11	0	2	0	13	1	12	0	0	0	2
平成29年度	141	69	42	2	113	12	0	2	0	14	1	11	0	0	0	2
平成30年度	142	69	41	2	112	12	0	2	0	14	1	13	0	0	0	2
鯖江市	61	27	14	2	43	11	0	0	0	11	0	6	0	0	0	1
越前市	64	37	16	0	53	0	0	2	0	2	1	7	0	0	0	1
池田町	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	4	1	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	11	4	6	0	10	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

表2 医薬品医療機器等法関係施設数

平成31年3月31日現在

	合計	薬 局			医薬品販売業				医療機器販売業			製造販売業					医療機器修理	製造業						
		自管理	他管理	小計	店舗	配置	卸売	小計	販売	貸与	小計	薬局医薬品	医薬品		医薬部外品	化粧品		医療機器	薬局医薬品	医薬品		医薬部外品	化粧品	医療機器
													大臣	知事						大臣	知事			
平成28年度	518	10	58	68	52	6	1	59	256	12	268	5	0	1	1	1	45	1	5	1	2	1	1	60
平成29年度	526	10	60	70	51	6	1	58	250	14	264	4	0	1	1	1	49	1	4	1	2	1	1	68
平成30年度	529	5	66	71	52	4	1	57	263	14	277	4	0	1	0	1	45	1	4	0	2	0	1	66
鯖江市	245	3	22	25	15	1	1	17	91	8	99	1	0	0	0	1	39	1	1	0	1	0	1	59
越前市	227	2	35	37	25	1	0	26	139	6	145	3	0	1	0	0	5	0	3	0	1	0	0	6
池田町	2	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	18	0	2	2	3	0	0	3	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	37	0	7	7	8	2	0	10	18	0	18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

※医療機器販売業については、医薬品医療機器等法施行令49条第1項に基づくみなし扱いとなる管理医療機器販売業届出業者は除く。

(2) 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、当センターでは不正大麻・けし撲滅運動期間(5月～6月)を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置し、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員および警察の協力の下、ショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、薬物乱用防止教室の実施および中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、絆創膏等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し、広報啓発を行っています。なお、当センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

(3) 献血推進対策

市町の協力により、表3に示すとおり、献血事業を実施しています。

管内での献血協力者数は年々減少しており、平成29年度と平成30年度の合計実績者数を比較すると、約2.6%（104人）減少しています。

献血後の血液成分が元の量まで回復するには時間がかかるため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、献血を実施することができない期間が定められているため、一人ひとりの方が継続的に献血に協力していただけるようホームページでの掲載などの普及啓発を行っています。

表3 献血者数

各年度末現在

市町	平成28年度					平成29年度					平成30年度				
	予定数	実績				予定数	実績				予定数	実績			
		200ml	400ml	合計	対前年比(%)		200ml	400ml	合計	対前年比(%)		200ml	400ml	合計	対前年比(%)
鯖江市	1,484	80	1,581	1,661	-	1,700	104	1,405	1,509	△9.1	1,500	75	1,329	1,404	△6.9
越前市	2,650	114	2,252	2,366	-	2,250	81	2,098	2,179	△7.9	2,100	87	2,113	2,200	1.0
池田町	53	5	37	42	-	50	1	35	36	△14.2	50	1	47	48	33.3
南越前町	106	4	127	131	-	200	2	158	160	22.1	100	1	103	104	△35.0
越前町	159	10	187	197	-	250	6	137	143	△27.4	200	10	157	167	16.8
合計	4,452	213	4,184	4,397	-	4,450	194	3,833	4,027	△8.4	4,450	174	3,749	3,923	△2.6

(資料：県赤十字血液センターより)

(2) 家庭児童相談

近年、少子化とともに核家族および共働き家庭の増加に加え、地域における連帯感の希薄化、家庭での養育力の脆弱化、情報の氾濫等が進み、児童を取り巻く環境は一段と厳しくなっています。このような状況の中で、育児不安や児童虐待、家庭崩壊等の問題が増加しています。

県健康福祉センターおよび市福祉事務所には、家庭における適正な児童の養育とその他児童福祉の向上を図るため家庭相談員が配置され、相談に応じています。

各市町においては、要保護児童対策地域協議会が設置され、児童福祉担当課を中心に、県総合福祉相談所、県健康福祉センター、市町保健センター、学校、保育所、こども園、民生児童委員等地域ぐるみで要保護児童の対応に当たっています。(表1)

表1 児童相談受付件数（種類別実件数）

相談種別		平成30年度						福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	平成29年度
養護相談	児童虐待	17	46	3	1	9	76	498
	その他	47	74	0	0	9	130	352
保健相談		0	2	0	0	0	2	0
障がい相談	肢体不自由	1	0	0	0	0	1	11
	視聴覚障がい	2	0	0	0	0	2	0
	言語発達障がい等	1	0	0	0	0	1	19
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	11
	知的障がい	0	0	0	0	0	0	582
	発達障がい等	20	6	0	2	0	28	57
非行相談	虞犯行為等	1	1	0	0	2	4	20
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	25
育成相談	性格行動	0	2	0	1	0	3	126
	不登校	1	12	0	0	1	14	44
	適性	1	0	0	0	0	1	68
	育児・しつけ	0	0	0	0	6	6	47
その他の相談		1	1	0	0	0	2	186
合計		92	144	3	4	27	270	2,046

※越前市の相談件数には「児童家庭支援センター」での相談件数を含まない。(厚生労働省福祉行政報告例より)

(3) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、知事の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱され、在宅の地域福祉向上のため、区域の身近な福祉の相談役として関係機関と連携をとりながら活動しています。また各市町に、組織として「民生委員児童委員協議会」が設置され、各委員活動を支えて行くため、活動に関する連絡・情報収集・研修等が行われています。

なお、民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員にも充てられています。また、一部の児童委員は児童福祉に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受け、主として関係機関との連絡調整、区域担当児童委員や民生委員児童委員協議会の事業計画・実施に関する援助等を行っています。

(表2)

表2 民生委員・児童委員の配置と活動状況

平成30年度

区分	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		福井県計		
	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	
配置状況(名)	119	8	175	16	14	2	48	3	66	3	1,852	134	
内容別 相談・ 支援件数	①在宅福祉	73	0	453	0	0	0	23	0	120	0	5,113	21
	②介護保険	44	0	76	0	6	0	8	0	20	0	877	7
	③健康・保健医療	102	4	163	4	3	3	5	0	20	0	2,185	32
	④子育て・母子保健	83	74	46	13	2	6	19	14	13	1	819	329
	⑤子供の地域生活	95	66	735	59	0	10	214	204	66	29	5,758	1,623
	⑥子供の教育・学校生活	76	45	204	81	0	0	116	60	50	18	3,346	1,426
	⑦生活費	14	0	46	0	0	0	2	0	28	0	594	32
	⑧年金・保険	6	0	8	0	4	0	0	0	6	0	150	2
	⑨仕事	38	34	9	0	0	0	0	0	7	0	264	43
	⑩家族関係	57	1	88	0	10	0	6	0	38	0	1,221	71
	⑪住居	29	0	63	0	5	0	0	0	17	0	675	7
	⑫生活環境	73	7	229	0	16	0	20	3	48	0	1,855	41
	⑬日常的な支援	845	13	2,271	1	8	0	451	6	367	2	17,037	446
	⑭その他	330	65	1,017	9	15	0	311	51	615	0	11,463	392
合計	1,865	309	5,408	167	69	19	1,175	338	1,415	50	51,357	4,472	
分野別 相談・ 支援件数	①高齢者に関すること	1,239	10	3,006	4	56	0	322	5	724	0	30,425	287
	②障がい者に関すること	219	74	222	6	0	0	12	0	67	2	2,149	133
	③子どもに関すること	260	182	1,774	145	6	19	657	293	166	48	12,941	3,788
	④その他	147	43	406	12	7	0	184	40	458	0	5,842	264
合計	1,865	309	5,408	167	69	19	1,175	338	1,415	50	51,357	4,472	
その他の 活動件数	①調査・実態把握	4,177	103	1,349	141	159	0	1,822	71	265	5	27,024	640
	②行事・事業・会議への参加協力	3,207	720	4,616	427	419	62	871	98	1,050	62	43,493	4,384
	③地域福祉活動・自主活動	11,040	1,595	10,499	713	396	27	4,575	226	2,177	40	89,355	6,711
	④民児協運営・研修	5,473	518	4,790	376	292	4	898	68	1,078	46	42,809	3,770
	⑤証明事務	137	9	171	10	11	0	119	0	74	0	3,472	56
	⑥要保護児童の発見の通告・仲介	2	0	13	3	0	0	4	3	6	5	606	49
訪問回数	訪問・連絡活動	22,404	116	18,411	369	1,206	26	5,309	90	4,529	35	204,097	1,658
	その他	11,755	621	7,318	69	1,151	4	3,558	13	2,332	13	82,127	1,514
連絡調整回数	委員相互	6,720	852	5,524	191	171	16	693	44	665	18	64,164	5,606
	その他の関係機関	6,062	922	5,104	155	151	3	859	20	855	44	46,770	3,713
活動日数	25,069	2,534	25,650	1,821	1,606	81	7,653	443	7,101	268	239,596	17,055	

(厚生労働省福祉行政報告例より)

(4) 子育てマイスター

福井県では、保育・医療・看護・保健など子育てに関する免許・資格を有し、地域において自主的・積極的に子育てに関するアドバイスや社会貢献活動ができる方を「子育てマイスター」として募集登録し、子育て中の親が、子育てに関する疑問や悩みを地域で気軽に相談できる体制を整備しています。
(表 3)

表 3 子育てマイスター登録数

平成 31 年 3 月 31 日現在

資格						管内合計	福井県
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	(名)	(名)
医師・薬剤師・看護師・保健師・助産師・教諭・保育士・栄養士・社会福祉士・歯科衛生士・言語聴覚士等	42	30	2	3	39	116	439

(資料：福井県子ども家庭課より)

(5) 児童虐待防止研修

児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応等を目的とし、主任児童委員・保育士・小学校教諭等を対象として研修会を実施しました。(表 4)

表 4 児童虐待防止専門研修会の開催

平成 30 年度

日時・会場	内容	講師	参加者数	
平成 31 年 2 月 19 日 (火) 13:30~16:30 越前市福祉健康センター 多目的ホール	「児童虐待の防止・ 早期発見のための 親子への効果的な かかわりー事例の 読み解き方ー」	福井県立大学看護福 祉学部社会福祉学科 准教授 吉弘 淳一氏	主任児童委員	13
			人権擁護委員	10
			小中学校	16
			幼稚園・保育所	22
			認定こども園	11
			県・市町	20
			その他	27
			合計	119

(6) 児童福祉施設

児童を健全に育成するためには、親子の生活の場である家庭が健全であると同時に、児童の人間関係を育てる場として、地域の保育所や児童館等の果たす役割は大切です。

保育所およびこども園は、女性の社会進出が進むとともに就業形態も多様化してきている中で、子育てと仕事の両立を支援し、家庭・地域の養育機能を補完する施設として、ますます重要になってきています。

地域子育て支援センターは、地域の子育て家庭の育児不安等に対する相談指導を行う拠点として子育てを支援しています。

児童館は、児童の放課後の遊び場の提供にとどまらず、児童の健康の増進と情操を豊かにする健全育成を目的として設置されたものであり、地域の母親クラブや子ども会活動の拠点として、ますます積極的な活用が期待されています。

被虐待や家庭の事情、障がいなどにより代替養育や専門的な支援が必要な児童に対しては、表 5 の児童福祉施設等に措置・委託し、自立に向けた支援を行っています。

表5 児童福祉施設の入所・通所状況（総合福祉相談所措置分）

平成31年4月1日現在

区分	施設名	所在地	定員	丹南地区 入所者数	県内 入所者数
乳児院	済生会乳児院	福井市	23	0	7
	白梅学園(乳児院)	敦賀市	9	0	1
児童養護 施設	ほほ咲みの郷	福井市	40	2	23
	児童養護施設 一陽	越前市	41	14	39
	吉江学園	鯖江市	40	9	32
	偕生慈童苑	大野市	40	1	18
	白梅学園(晴喜館)	敦賀市	50	1	4
	知的障がい 児施設	足羽学園	福井市	30	1
重症心身障 害児病棟	第2やすらぎの郷	小浜市	5	0	0
	敦賀医療センター	敦賀市	111	0	2
肢体不自由 施設	あわら病院	あわら市	90	0	0
	こども療育 センター	つくし園 (入所)	福井市	50	0
児童自立 支援施設	和敬学園	福井市	45	2	7
里親	里親委託	県内	—	9	28
合 計				39	172

(資料：福井県総合福祉相談所より)

(参考) 管内保育所、認定こども園、児童厚生施設児童福祉施設
児童家庭支援センター、地域子育て支援センター状況

平成31年4月1日現在

区分	施設名	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
保育所	保育所	2,095	1,240	0	140	715	4,190
	定員 施設数	18	10	0	2	10	40施設
認定 こども園	認定	580	1,770	80	315	165	2,910
	こども園 施設数	4	14	1	2	2	23施設
児童厚生 施設	児童館	15	15	1	4	6	41施設
	児童家庭支援センター	0	1	0	0	0	1施設
	地域子育て支援センター	1	4	1	3	5	14施設

(資料：福井県子ども家庭課より)

4 母子・父子・寡婦福祉

ひとり親家庭は、生活面、就業面をはじめ様々な困難に直面しています。特に厳しい経済状況を背景にした不安定な就労形態などが、ひとり親家庭の経済的環境に大きく影響しています。

このような現状を踏まえ、母子・父子自立支援員はひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、日常生活の悩みの相談、職業能力の向上および求職活動の支援、養育費確保のための情報提供を行っています。

また、相談内容に応じて、経済的支援である児童扶養手当（母子・父子）・母子寡婦福祉資金貸付（母子・父子・寡婦）・ひとり親家庭医療費助成制度、就業支援である教育訓練給付金事業（母子・父子）・高等職業訓練促進費等事業（母子・父子）、子育て支援である母子家庭等日常生活支援事業等の制度の紹介および手続きの案内を行っています。（表1、2）

表1 母子・父子・寡婦相談状況（実件数） **平成30年度**

							管内	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
生活一般	住宅	0	3	0	0	1	4	88
	医療	2	19	0	0	0	21	284
	就職	64	33	0	9	6	112	833
	家庭紛争	0	5	0	2	0	7	320
	その他	3	80	0	0	2	85	797
児童	養育	0	7	0	0	0	7	403
	教育	1	7	0	0	0	8	439
	非行	0	0	0	0	0	0	36
	その他	0	24	0	0	0	24	167
生活支援	母子福祉資金貸付	41	83	0	3	6	133	553
	寡婦福祉資金貸付	0	21	0	0	0	21	59
	父子福祉資金貸付	0	10	0	0	0	10	5
	児童扶養手当	1	5	0	0	0	6	343
	その他	4	23	0	0	0	27	488
合計		116	320	0	14	15	465	4,815

（資料：福井県子ども家庭課・鯖江市・越前市より）

表2 母子父子寡婦福祉資金の新規貸付決定状況（金額単位：千円）

平成30年度

	管内											福井県		
	鯖江市		越前市		池田町		南越前町		越前町		合計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②事業継続資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③就学支度金	1	282	0	0	0	0	0	0	1	250	2	532	4	1,402
④修学資金	1	960	2	4,356	0	0	0	0	1	2,592	4	7,908	8	16,332
⑤技能習得資金	0	0	0	0	0	0	1	1,800	0	0	1	1,800	1	1,800
⑥修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦就職支度資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑧生活資金	0	0	1	1,236	0	0	0	0	0	0	1	1,236	3	1,854
⑨医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑩住宅資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑪結婚資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	2	1,242	3	5,592	0	0	1	1,800	2	2,842	8	11,476	18	21,958

(資料：福井県子ども家庭課・鯖江市・越前市より)

5 女性福祉

女性福祉対策は、当初、「売春防止法」による要保護女子の保護・更生・自立指導を主に実施してきましたが、社会経済情勢等の変化に伴い、相談内容も複雑多様化してきており、配偶者等からの暴力・性被害・経済的な困窮・離婚等、様々な問題を抱えた女性を保護するなど広範囲に及んでいます。

特に配偶者からの暴力に関しては、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 法)が施行され、さらに平成 18 年 4 月から各健康福祉センターに「配偶者暴力相談支援センター」の役割が付与されたことにより、相談に占める割合も高くなっています。(表 2)

このような現状を踏まえ、県では女性相談員を配置し、警察・裁判所・市町など関係機関と連携して、女性の人権を守り、健全な社会生活を営むことができるよう援助活動を行っています。また、DV 被害者支援に関する制度の理解や対応職員の資質向上を目的とした研修会を実施しています。(表 4)

表 1 相談状況（相談者の年代別）

平成 30 年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
18 歳未満	0	1	0	0	0	1
18～64 歳	17	33	6	6	18	80
65 歳以上	4	6	0	0	2	12
不明	0	2	0	0	2	4
計	21	42	6	6	22	97

表 2 相談状況（主訴別）

平成 30 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
本人の問題	生活困窮	0	0	0	0	0	0
	住居	0	0	0	0	0	0
	求職	0	1	0	0	1	2
	病気	0	0	0	0	0	0
	精神衛生	0	4	0	0	1	5
	帰住先なし	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	0	0	0	1
家庭の問題	夫等の暴力	18	25	3	5	14	65
	夫の問題	0	0	0	0	0	0
	離婚問題	0	6	2	1	6	15
	家庭不和	0	1	0	0	0	1
	子供の問題	3	4	1	0	0	8
	その他	0	0	0	0	0	0
計		21	42	6	6	22	97

表3 支援活動状況

平成30年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内計
指導・助言	20	41	6	6	21	94
就職・自営	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0
家庭へ送還	0	0	0	0	0	0
福祉事務所へ移送	0	0	0	0	0	0
婦人相談所へ移送	1	1	0	0	1	3
関係機関施設移送	0	0	0	0	0	0
計	21	42	6	6	22	97

表4 配偶者等からの暴力防止に関する窓口関係担当者研修会

平成30年度

日時・会場	内容・講師	参加者
平成30年11月29日(木) 13:30~16:30 越前市福祉健康センター 大会議室	DV被害者の理解と実際 ～窓口担当者に求められる対応とは～ あすわ法律事務所 弁護士 黛 千恵子 氏	25名

6 生活保護

(1) 生活保護制度の仕組み

生活保護制度は、何らかの事情によって生活困窮となり、自分で生活を維持できない人に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的としています。

保護は、その内容によって 8 種類の扶助に分けられており、要保護者の需要に応じて必要とする扶助を合算したものが世帯への保護費となります。

(2) 生活保護の種類と方法

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 生活扶助（金銭給付） | 衣食その他日常生活費、入院患者日用品費等 |
| ② 教育扶助（金銭給付） | 義務教育にかかる教材費等 |
| ③ 住宅扶助（金銭給付） | 家賃・間代・地代・住宅維持費等 |
| ④ 医療扶助（現物給付） | 入院・診察・薬剤・治療材料費等 |
| ⑤ 介護扶助（現物給付） | 居宅介護・福祉用具・施設介護費等 |
| ⑥ 出産扶助（金銭給付） | 出産に要する費用等 |
| ⑦ 生業扶助（金銭給付） | 生業に必要な資金等 |
| ⑧ 葬祭扶助（金銭給付） | 死体検案・火葬に要する費用等 |

生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日施行）

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(3) 保護の動向

昭和 61 年の年金制度改正（基礎年金の導入）を境に、全国的に保護率は減少傾向を示し、さらに経済状態の安定化傾向を背景に保護率の低下がみられましたが、バブルの崩壊後の日本経済を反映し、全国では平成 7 年度の 7.0%、福井県では平成 9 年度の 2.01%を底に保護率増加に転じました。世界金融危機以降、悪化していた雇用環境は改善の兆しがあるものの保護率は増加傾向です。

当センターは、鯖江市・越前市を除く 3 町を管轄しています。保護率では、越前市が他の市町に比べてやや高めとなっています。（表 1）

平成 31 年 3 月末現在、丹南圏域の有効求人倍率は 1.90 倍で、全国の 1.63 倍より高い数値となっています。管内の町は、有効求人倍率が低い（池田町 1.12 倍、南越前町 1.45 倍、越前町 1.13 倍）ですが、鯖江市（2.29 倍）・越前市（2.36 倍）に隣接しているため、稼働年齢層は就労の機会に比較的恵まれています。また被保護者は、表 2 のとおり、高齢者世帯が主となっています。

医療扶助は、高齢者世帯が多いことから、その多くは慢性疾患での入通院であり、今後も長期にわたる療養が必要となっています。

労働力類型別においては、働いている者がいない世帯が 81.5%を占めており、自立に結びつく就労先を確保することは困難となっています。（表 2）

表1 被保護世帯・人員・保護率（年度別推移・停止中を含む）

各年度末現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
		被保護世帯数	平成28年度	111	194	5	18	38
平成29年度	103		193	6	16	34	352	3,388
平成30年度	109		184	5	13	31	342	3,391
被保護人員	平成28年度	132	227	5	23	41	428	4,164
	平成29年度	122	221	6	20	35	404	4,157
	平成30年度	131	204	5	17	36	393	4,138
保護率(%)	平成28年度	1.93	2.74	1.98	2.18	1.80	2.33	5.29
	平成29年度	1.76	2.66	2.28	1.86	1.57	2.15	5.34
	平成30年度	1.91	2.52	2.03	1.63	1.67	2.16	5.34

表2 被保護世帯・被保護人員（世帯類型別および世帯の労働力類型別・停止世帯除く）

平成31年3月31日現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
		世帯類型別 (世帯数)	高齢者世帯	57	120	3	8
母子世帯	4		1	0	0	0	5
障がい者世帯	12		12	1	0	3	28
傷病者世帯	17		11	0	1	0	29
その他の世帯	19		39	1	4	4	67
世帯の労働力類型別 (世帯数)	働いている世帯主が						
	常用労働者	21	26	0	2	4	53
	日雇労働者	0	0	0	0	0	0
	内職者	2	2	0	0	0	4
	その他の就業者	1	2	0	0	0	3
	世帯員が働いている	2	1	0	0	0	3
	働いている者がいない	83	152	5	11	25	276
被保護世帯（停止世帯除く）		109	183	5	13	29	339
扶助別人員数	被保護人員数（停止含む）	131	204	5	17	36	393
	保護率(%)	1.91	2.52	2.03	1.63	1.67	2.16
	生活扶助	114	171	1	14	22	322
	住宅扶助	90	135	0	9	9	243
	教育扶助	5	2	0	0	0	7
	介護扶助	24	31	0	1	9	65
	医療扶助	95	166	4	15	29	309
	出産扶助	0	0	0	0	0	0
	生業扶助	5	1	0	1	0	7
葬祭扶助	1	0	0	0	0	1	

7 生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階から生活困窮者の自立を促進するための支援を行うことで、困窮状態からの早期脱却を図り、生活困窮者の自立と尊厳の確保および生活困窮者への支援を通じた「相互に支え合う」地域の構築を目標に、平成 27 年 4 月 1 日から生活困窮者自立支援法が施行されました。当センターにおいても、池田町、南越前町、越前町を対象に、以下の事業を実施しています。(表 1)

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、アセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関のネットワークづくりを行っています。

(2) 住居確保給付金の支給

離職者等であって、所得水準が一定水準以下の方に対して、家賃相当額を給付します。

(3) 就労準備支援事業

直ちには一般就労への移行が困難な方に対して、一般就労に必要な知識および能力の向上が図られるよう、生活訓練や社会訓練を実施します。

(4) 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

就労準備支援事業を終えてもなお一般就労が困難な利用者に対して、就労支援プログラムに基づき利用者の状況に応じた就労の機会の提供と併せ、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。非雇用型から雇用型へ移行する方については、当センターが無料職業紹介所として就労の場を紹介します。

(5) 一時生活支援事業

住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。

(6) 家計相談支援事業

失業や債務問題など家計に課題を抱える方に対して、公的制度の利用支援、家計票の作成等の家計に関するきめの細かい相談支援を行うとともに、必要に応じて資金の貸付のあっせん等を実施しています。

表 1 支援状況

平成 30 年度

		越前町	池田町	南越前町	合計
自立相談支援事業	相談受付件数	20 件	0 件	6 件	26 件
	プラン作成件数	5 件	0 件	5 件	10 件
	就労者数	1 名	0 名	0 名	1 名
住居確保給付金		0 件	0 件	0 件	0 件
就労準備支援事業		1 件	0 件	1 件	2 件
認定就労訓練事業		1 件	0 件	1 件	2 件
一時生活支援事業		0 件	0 件	0 件	0 件
家計相談支援事業		2 件	0 件	1 件	3 件

(7) 学習支援事業

生活が困窮している家庭の子供に対し、教員 0B、大学生等による学習支援を実施しています。

(表 2)

表 2 開催状況

平成 30 年度

	越前町		南越前町			合計
	朝日地区	織田地区	南条地区	今庄地区	河野地区	
開催回数	47	29	34	34	28	172

8 福祉のまちづくり

(1) 民間公益的施設のバリアフリー化推進

住みよい福井を目指し、まちのなかの不特定多数の人が利用する公益的施設についてバリアフリー化を図るため、福井県では平成8年に「福井県福祉のまちづくり条例」を制定しました。

これに基づき、①障がい者や高齢者等に配慮した出入口・廊下・階段・駐車場などの整備基準を示し、②新築・増築・改装にあたり事前届出を求め、③必要な指導助言を行い、④整備基準に適合した事業者に対しては、適合証を交付しています。(表1)

表1「福祉のまちづくり条例」特定施設新築等の届出状況 平成9年4月1日～平成31年3月31日

公益的施設の区分	特定施設 整備対象 規模	鯖江 鯖江市・越前町			武生 越前市・池田町・南越前町			
		届出数		適合証 交付数	届出数		適合証 交付数	
		新築	増改築		新築	増改築		
01 官公庁施設	すべて	0	1	1	1	0	0	
02 医療施設	すべて	21	13	5	25	13	16	
03 社会福祉施設	すべて	38	40	21	42	30	22	
04 商業施設	①物品販売業	500㎡超	31	6	17	37	7	20
	②飲食業	300㎡超	8	4	1	4	1	1
	③理容・美容所	150㎡超	2	0	0	0	0	0
	④サービス業	500㎡超	1	1	0	4	2	2
05 娯楽施設	1,000㎡超	5	1	1	4	2	1	
06 文化施設	すべて	1	0	0	0	0	0	
07 体育施設	1,000㎡超	1	0	0	1	0	0	
08 宿泊施設	1,000㎡超	4	2	2	1	1	0	
09 教育施設	すべて	1	1	1	3	3	4	
10 公共交通機関施設	すべて	0	3	1	1	0	0	
11 集会施設	すべて	15	8	7	18	4	3	
12 興行・展示施設	1,000㎡超	0	1	0	0	0	0	
13 環境衛生施設	①公衆浴場	1,000㎡超	0	1	0	1	0	0
	②公衆便所・火葬場	すべて	0	0	0	1	2	2
14 駐車施設 (路外駐車場)	すべて	0	0	0	0	0	0	
15 公益事業施設 (ガス電気等)	すべて	3	0	2	5	0	3	
16 金融機関施設 (銀行等)	すべて	6	2	3	6	0	2	
17 事務所	3,000㎡超	0	2	0	2	1	1	
18 工場	5,000㎡超	1	4	1	9	8	1	
19 共同住宅等	1,500㎡超	2	1	1	6	2	3	
合計		140	91	64	171	76	81	

(2) バリアフリー表示証制度

バリアフリー表示証制度は、障がいのある方や高齢者の方などをはじめ、誰もがスーパーマーケット、飲食店、旅館、医療機関、社会福祉施設など不特定多数の方が利用する施設を利用しやすくするため施設のバリアフリー状況をわかりやすくお知らせする制度です。

(3) 身体障害者等用駐車場 (愛称：ハートフル専用パーキング) 利用証制度

福井県では車いす使用者等のための駐車区画を真に必要な方が利用できるように、身体障害者等用駐車場利用証制度を平成19年10月からスタートさせました。これは、車いす使用者等のための駐車場を設置している施設管理者にこの利用証制度の協力駐車場として県と協定を結んでいただき、統一案内看板の設置、対象外駐車に対する指導、制度の周知・広報にご協力をお願いするとともに、歩行が困難な方を対象に利用証を交付し、駐車する際に掲示して外見からわかるようにするものです。(表2)

表 2 身体障害者等用駐車場の協力協定締結状況および利用証交付数 平成 19 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
施設分類 (施設数)	商業施設など	25	35	0	1	5	66	279
	医療施設	10	15	0	0	1	26	70
	社会福祉施設	11	22	0	1	2	36	145
	その他の施設	0	1	0	0	0	1	11
	国・県・市町	28	22	2	7	11	70	345
利用証交付数 (名)		1, 331	1, 012	49	112	618	3, 122	14, 236

(資料：福井県障がい福祉課より)

(4) ヘルプカード

平成 30 年 9 月 25 日から、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、災害時や日常生活の中で困った時に、周囲の方々に対して配慮を必要とすることを知らせることで、援助を得やすくするよう、ヘルプカードの配布を開始しました。

カードを持っている方が困っていたら「何かお困りですか？」と声をかけたり、電車・バスなど公共交通機関内で席を譲ったり、また、災害発生時の声かけなど、思いやりのある行動を県民の皆様へお願いするものです。

ヘルプカード配布枚数 平成 30 年 9 月 25 日～平成 31 年 3 月 31 日

丹南健康福祉センター 21 枚

丹南健康福祉センター武生福祉保健部 19 枚

9 障がい者福祉

平成 17 年 10 月に、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援することを目指した「障害者自立支援法」が成立し、平成 18 年 4 月から施行されました。障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）ごとに異なっていたサービスの提供主体を、住民の身近な自治体である市町村に一元化するとともに、障がいの種別にかかわらず、共通の制度によりサービスを提供するしくみに変わりました。

平成 23 年 8 月に「個人と人格を認め合うインクルーシブ社会の構築」「障害概念を社会モデルへの転換、基本的人権の確認」「施策の実施状況を監視する機関の創設」の 3 点を踏まえた目的規定の見直し、障がい者定義の見直し、差別の禁止、国際的協調、国民の理解、国民の責務、施策の基本方針等を盛り込んだ「障害者基本法」の改正が行われました。

また、障害者自立支援法が、一部改正を経て、平成 24 年 6 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、改正障害者基本法を踏まえた理念が新たに設けられた他、障がい者の範囲に難病等を追加、障がい程度区分を標準的な支援の度合いを総合的に示す障がい支援区分に変更、重度訪問介護の対象を拡大するなど障がい者に対する支援の充実、サービス基盤の計画的整備について制定されました。

福井県では、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定等、障がいの複雑・多様化など障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 25 年 3 月に「第 5 次 福井県障害者福祉計画」（計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで）を策定しました。この計画は「障害者が住みなれた地域で安心して生きがいのある暮らしができる社会の実現」を基本理念として、障がいのある人もない人も誰もが、住みなれた地域で温

かいつながりに支えられながら、人格と個性を尊重され、自立し、生きがいのある暮らしができるしあわせな福井の実現を目指し、総合的な施策を進めます。

当センターでは、鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町の身体障害者手帳の交付(表1)や、障害児福祉手当および特別障害者手当等の支給を行っています。また、障がい者や家族等からの相談に応じ関係機関、障害者相談員と連携を行い指導・助言することや、福祉制度に関する情報提供、啓発を行っています。

表1 身体障害者手帳所持者数(障害区分別)

平成31年3月31日現在

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
視覚		250	220	20	38	164	692	2,540
聴覚	聴覚	288	310	46	57	113	814	3,388
	平衡	3	5	1	0	2	11	28
	小計	291	315	47	57	115	825	3,416
音声・言語・そしゃく		20	31	2	3	11	67	388
肢体不自由	上肢	536	514	59	79	185	1,373	6,188
	下肢	1,003	1,040	110	248	511	2,912	12,156
	体幹	221	164	17	31	80	513	2,229
	脳原性 上肢	24	17	1	2	8	52	241
	脳原性 移動	5	2	0	2	2	11	83
小計		1,789	1,737	187	362	786	4,861	20,897
内部障がい	心臓	469	656	50	112	188	1,475	6,688
	じん臓	144	182	15	25	64	430	2,102
	呼吸器	48	64	9	9	28	158	741
	ぼうこう・直腸・小腸・免疫	136	139	13	19	38	345	1,593
	肝臓	11	8	1	2	3	25	81
小計		808	1,049	88	167	321	2,433	11,205
合計		3,158	3,352	344	627	1,397	8,878	38,446

(資料：福井県障がい福祉課より)

表2 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成31年3月31日現在

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計	福井県
1級	24	26	0	6	15	71	371
2級	393	445	17	51	122	1,028	4,671
3級	141	142	9	41	17	350	1,646
合計	558	613	26	98	154	1,449	6,688

10 介護保険

急速に少子高齢化が進行し寝たきりや認知症の高齢者が増加する中で、介護は社会全体の懸案となっています。平成 12 年 4 月に、介護を社会全体で支え利用者の気持ちを尊重した総合的なサービスが受けられるよう、給付と負担の関係が明確な社会保険方式による介護保険制度がスタートしました。

近年の介護サービスでは、平成 23 年 6 月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律」の施行に伴う新たな介護サービス等への対応、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分化・連携の強化などへの対応が求められ、平成 24 年度改正では「地域包括ケアシステムの基盤強化」、「医療と介護の役割分担・連携強化」、「認知症にふさわしいサービスの提供」という 3 つの軸に沿った制度改革が行われました。

さらに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成 27 年度改正では、在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し多様化するとともに、低所得者の保険料軽減の拡大や一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど費用負担を公平化しました。

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現のため、平成 29 年度改正では、全市町村が保険者機能を発揮し、地域課題を分析し自立支援・重度化防止に取り組める仕組みが制度化されました。また新たに介護医療院が創設され、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置づけられ、利用者負担の見直し、介護納付金への総報酬割が導入されました。

(1) 介護保険制度の現状

平成 31 年 3 月末の管内の要支援・要介護認定者数は、管内全体 8,975 名となり、平成 30 年 3 月末に比べて増加しました。（表 1）

表 1 要介護認定者数（単位：人）

平成 31 年 3 月 31 日現在

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
鯖江市	平成 26 年度	207 (7.1)	434 (14.9)	528 (18.2)	653 (22.4)	473 (16.3)	371 (12.8)	243 (8.4)	2,909 (100.0)
	平成 27 年度	189 (6.3)	433 (14.5)	572 (19.1)	646 (21.6)	484 (16.2)	388 (13.0)	283 (9.4)	2,995 (100.0)
	平成 28 年度	157 (5.1)	438 (14.2)	616 (20.0)	711 (23.1)	512 (16.6)	376 (12.2)	273 (8.9)	3,083 (100.0)
	平成 29 年度	91 (3.0)	382 (12.7)	566 (18.8)	755 (25.0)	558 (18.5)	389 (12.9)	276 (9.1)	3,017 (100.0)
	平成 30 年度	121 (3.9)	396 (12.8)	560 (18.1)	752 (24.3)	554 (17.9)	411 (13.3)	295 (9.6)	3,089 (100.0)
越前市	平成 26 年度	219 (5.4)	604 (14.9)	760 (18.8)	874 (21.6)	674 (16.7)	565 (14.0)	350 (8.7)	4,046 (100.0)
	平成 27 年度	173 (4.2)	586 (14.3)	893 (21.8)	849 (20.8)	668 (16.3)	573 (14.0)	347 (8.5)	4,089 (100.0)
	平成 28 年度	181 (4.4)	545 (13.3)	839 (20.5)	919 (22.5)	659 (16.1)	571 (14.0)	372 (9.1)	4,086 (100.0)
	平成 29 年度	104 (2.7)	376 (9.8)	805 (21.0)	925 (24.1)	666 (17.4)	596 (15.6)	361 (9.4)	3,833 (100.0)
	平成 30 年度	120 (3.1)	418 (10.7)	782 (20.1)	967 (24.8)	661 (17.0)	579 (14.9)	368 (9.4)	3,895 (100.0)

市町名	年度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
池田町	平成26年度	13 (5.7)	33 (14.5)	71 (31.1)	42 (18.4)	27 (11.8)	25 (11.0)	17 (7.5)	228 (100.0)
	平成27年度	15 (6.2)	36 (14.9)	72 (29.9)	35 (14.5)	24 (10.0)	41 (17.0)	18 (7.5)	241 (100.0)
	平成28年度	23 (10.0)	33 (14.4)	68 (29.7)	32 (14.0)	27 (11.8)	33 (14.4)	13 (5.7)	229 (100.0)
	平成29年度	27 (11.3)	26 (10.9)	68 (28.6)	45 (18.9)	29 (12.2)	29 (12.2)	14 (5.9)	238 (100.0)
	平成30年度	27 (12.0)	25 (11.1)	58 (25.8)	48 (21.3)	24 (10.7)	28 (12.4)	15 (6.7)	225 (100.0)
南越前町	平成26年度	76 (11.1)	99 (14.4)	141 (20.6)	124 (18.1)	74 (10.8)	102 (14.9)	70 (10.2)	686 (100.0)
	平成27年度	79 (11.4)	74 (10.7)	163 (23.5)	116 (16.7)	91 (13.1)	101 (14.6)	69 (10.0)	693 (100.0)
	平成28年度	72 (10.4)	68 (9.8)	159 (23.0)	129 (18.6)	98 (14.2)	97 (14.0)	69 (10.0)	692 (100.0)
	平成29年度	35 (5.4)	71 (11.0)	144 (22.2)	131 (20.2)	102 (15.7)	90 (13.9)	75 (11.6)	648 (100.0)
	平成30年度	43 (6.6)	71 (10.8)	133 (20.3)	132 (20.1)	116 (17.7)	93 (14.2)	68 (10.4)	656 (100.0)
越前町	平成26年度	50 (4.3)	162 (13.8)	215 (18.3)	257 (21.9)	160 (13.6)	183 (15.6)	147 (12.5)	1,174 (100.0)
	平成27年度	69 (5.9)	188 (16.0)	217 (18.4)	258 (21.9)	136 (11.6)	182 (15.5)	127 (10.8)	1,177 (100.0)
	平成28年度	70 (5.8)	190 (15.8)	237 (19.7)	264 (21.9)	141 (11.7)	179 (14.9)	122 (10.1)	1,203 (100.0)
	平成29年度	46 (4.0)	173 (15.2)	197 (17.3)	261 (23.0)	141 (12.4)	186 (16.4)	133 (11.7)	1,137 (100.0)
	平成30年度	45 (4.1)	157 (14.1)	181 (16.3)	232 (20.9)	147 (13.2)	217 (19.6)	131 (11.8)	1,110 (100.0)
管内	平成26年度	565 (6.2)	1,332 (14.7)	1,715 (19.0)	1,950 (21.6)	1,408 (15.6)	1,246 (13.8)	827 (9.1)	9,043 (100.0)
	平成27年度	525 (5.7)	1,317 (14.3)	1,917 (20.8)	1,904 (20.7)	1,403 (15.3)	1,285 (14.0)	844 (9.2)	9,195 (100.0)
	平成28年度	503 (5.5)	1,274 (20.0)	1,919 (20.7)	2,055 (22.2)	1,437 (15.5)	1,256 (13.6)	849 (9.2)	9,293 (100.0)
	平成29年度	303 (3.4)	1,028 (11.6)	1,780 (20.1)	2,117 (23.9)	1,496 (16.9)	1,290 (14.5)	859 (9.7)	8,873 (100.0)
	平成30年度	356 (4.0)	1,067 (11.9)	1,714 (19.1)	2,131 (23.7)	1,502 (16.7)	1,328 (14.8)	877 (9.8)	8,975 (100.0)
福井県内	平成26年度	3,663 (9.1)	5,324 (13.3)	7,699 (19.2)	7,659 (19.1)	5,953 (14.9)	5,609 (14.0)	4,171 (10.4)	40,078 (100.0)
	平成27年度	3,633 (8.9)	5,547 (13.5)	8,069 (19.7)	7,731 (18.9)	5,960 (14.6)	5,804 (14.2)	4,194 (10.2)	40,938 (100.0)
	平成28年度	3,733 (9.0)	5,479 (13.3)	8,031 (19.4)	8,109 (19.6)	6,137 (14.3)	5,866 (14.2)	4,118 (10.0)	41,473 (100.0)
	平成29年度	3,036 (7.5)	4,910 (12.1)	8,155 (20.1)	8,154 (20.1)	6,307 (15.5)	5,964 (14.7)	4,085 (10.1)	40,611 (100.0)
	平成30年度	3,359 (8.1)	5,172 (12.5)	8,233 (19.8)	8,176 (19.7)	6,365 (15.3)	6,113 (14.7)	4,084 (9.8)	41,502 (100.0)

※ () 内は割合%を示す

(資料：厚生労働省より)

11 栄養・健康づくりの推進

県では、国の「健康日本 21（第二次）」の推進を踏まえ、平成 30 年 3 月に「第 4 次元気な福井の健康づくり応援計画」（健康増進法第 8 条に基づく法定計画）を策定し、「健康長寿日本一に向けて、健康寿命のさらなる延伸」を目指した健康づくり施策を実施しています。目標を達成するための基本指針として、①こどもから高齢者までの生涯を通じた健康づくり、②市町の健康づくりを活性化する「一市町一健康づくり」の推進、③生活習慣病の早期発見と重症化予防、④保険者横断的な予防・健康づくりを推進しています。

当センターにおいては、給食施設における栄養管理の推進や市町における栄養改善活動の支援、食品表示等相談や栄養成分表示の普及啓発等、情報提供による食環境の整備の充実を図っています。

また、平成 24 年度から、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事「ふくい健幸美食」を飲食店等で、さらに、平成 25 年度からは、味付けや調理法によって健康に配慮した惣菜についても認証し、食を通じた健康づくりとふくいの食をアピールした食環境の整備を進めています。

平成 27 年度からは、地域の健康づくり活動の一層の活発化を図り、県全体に健康づくりの輪を広げられるよう「わがまち健康推進員」を登録し、平成 30 年の福井国体開催に向け、全县レベルの交流と仲間づくりを勧めるために、お互い切磋琢磨できる機会を設ける取組みを実施しました。

(1) 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に 1 回 100 食、または 1 日 250 食以上の食事を提供する「特定給食施設」、より小規模の「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるよう栄養指導員による指導・助言を行っています。（表 1～3）また、給食施設の栄養担当者等を対象に適切な栄養管理が実施されるよう研修会を開催しています。（表 4）

表 1 栄養管理に関する指導・助言件数

平成 30 年度

区分	施設の種類	施設数	個別指導	集団指導	指導・助言件数 (実数)	肥満・やせの割合が 5% 以上増加した施設数
			巡回指導件数	研修会参加施設数		
(指定給食施設以外)	学校	48	35	40	44	3
	病院	10	10	8	10	
	介護老人保健施設	8	5	7	7	
	老人福祉施設	10	8	5	9	
	児童福祉施設	34	31	25	32	4
	社会福祉施設	4	4	4	4	
	事業所	1	0	0	0	0
	寄宿舍	1	0	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0
	合計	116	93	90	107	8
その他の給食施設	学校	22	15	13	19	
	病院	6	6	4	6	
	介護老人保健施設	1	0	0	0	
	老人福祉施設	40	5	9	12	
	児童福祉施設	31	12	13	21	
	社会福祉施設	6	0	0	0	
	事業所	1	0	0	0	
	寄宿舍	1	0	0	0	
	その他	19	3	5	5	
	合計	127	41	44	63	

※その他の給食施設は 3 年に 1 回巡回しており、「福井県給食施設栄養指導マニュアル」に準じて指導をしています。

表2 給食施設栄養士配置状況

平成31年3月31日現在

		管理栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいる施設			栄養士のみの施設		管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数	合計施設数
		施設数	管理栄養士数	施設数	管理栄養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	13	13	0	0	0	5	5	35	53
	病院	6	21	4	21	11	0	0	0	10
	介護老人保健施設	2	4	6	11	8	0	0	1	9
	老人福祉施設	6	10	2	3	3	4	4	0	12
	児童福祉施設	11	13	10	11	15	7	11	6	34
	社会福祉施設	3	7	1	1	1	0	0	0	4
	事業所	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	41	68	23	47	38	16	20	44	124
その他	学校	3	3	0	0	0	0	0	21	24
	病院	2	3	4	8	5	0	0	0	6
	介護老人保健施設	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	老人福祉施設	8	10	3	4	4	11	12	18	40
	児童福祉施設	4	5	3	3	3	6	6	18	31
	社会福祉施設	2	2	0	0	0	0	0	4	6
	事業所	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	寄宿舍	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	その他	4	5	3	4	5	6	6	5	18
	小計	23	28	13	19	17	25	26	67	128
合計	64	96	36	66	55	41	46	111	252	

表3 特定給食施設届出状況 平成30年度

種類	件数
事業開始届	1
届出事項変更届出	33
事業休止（廃止）届出	1
栄養管理状況報告書	125

表5 栄養管理ネットワーク研修会実施状況

平成30年度

日時	場所	内容	対象
平成30年 6月18日 (月) 14:00 ～15:30	池田町ほつ とプラザ	(1)講義「施設・在宅における栄養管理の重要性について～栄養管理連絡票の活用を通して～」 センター管理栄養士 (2)個人ワークおよび意見交換 「テーマ：食の関わり方の現状・課題と栄養管理情報の多職種連携について」	池田町介護保険サービス事業所等の栄養士・ 介護士等 4名
平成30年 11月13日 (火) 10:00 ～11:30	越前町織田 コミュニティー センター	(1)講義「栄養管理情報を、自立支援・重症化予防のケアプランにつなげる～栄養に関する介護報酬の算定を踏まえて～」センター管理栄養士 (2)講義「高齢者の栄養管理連携の実際」 講師：越前町国民健康保険織田病院 栄養室 管理栄養士 久守 勘司 氏 (3)グループワーク「栄養管理に視点を置いてケアプランを作成してみよう」 事例提供：さざんかホール 主任介護支援専門員 赤松 直美 氏 (4)意見交換、まとめ	越前町介護保険サービス事業所等ケアマネ 19名
平成30年 11月28日 (水) 9:30 ～10:30	アイアイ鯖 江	(1)講義「栄養管理情報を、自立支援・重症化予防のケアプランにつなげる～医療と介護の連携のために～」 センター管理栄養士 (2)講義「在宅高齢者の食のニーズの実際と栄養管理連携について」 講師：斎藤病院 管理栄養士（介護支援専門員） 瓜田 寛之 氏	鯖江市介護保険サービス事業所等ケアマネ 40名
平成31年 2月14日 (木) 13:30 ～15:30	南越前町役場 別館2階 第6会議室	(1)講義「栄養管理情報を自立支援・重症化予防のケアプランにつなげるために～栄養アセスメントを読み解く～」 センター管理栄養士 (2)講義「在宅高齢者の栄養管理の実際」 講師：今庄診療所 管理栄養士 窪田 富士子 氏 (3)グループワーク「栄養に関するアセスメント能力を高める～教えて！管理栄養士さん～」 事例提供：ほのぼの苑居宅介護支援事業所 介護支援専門員 上阪 優子 氏	南越前町居宅介護支援事業所および地域包括支援センター職員、介護老人保健施設ケアマネ17名
令和元年 5月24日 (金) 14:00 ～16:00	越前市文化 センター 小ホール	(1)講義「栄養管理情報を自立支援・重症化予防のケアプランにつなげるために」 センター管理栄養士 (2)講義「高齢者の栄養管理連携の実際」 講師：(財医)中村病院 栄養部 管理栄養士 伊藤 まみ 氏 (3)グループワーク「在宅で栄養管理情報をどう生かすか～栄養管理連絡票がある時の対応・ない時の対応」	越前市地域包括支援センター・地域包括サブセンター、居宅介護支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員等 43名 (新年度予算)

(3) 健康づくり運動普及事業

平成28年度県民健康・栄養調査(5年ごとに実施)では、県民の平均歩行数は増加傾向ではありますが、目標歩行数には到達していないことから、県では、手軽に始めることができるウォーキングを呼びかけて運動不足を解消し、仕事をしながら歩数増加の意識や機会を増やせるよう「スニーカービズ」の取組みを推進しています。(表6)

また、正しいラジオ体操の推進を目的に、ラジオ体操インストラクターを事業所に派遣し、正しい体操の講習を実施しています。(表7)

表6 スニーカービズの普及・啓発状況

平成30年度

普及・啓発内容	件数
ポスター配布	5事業所（鯖江2事業所、武生3事業所）
チラシによる啓発	159事業所（鯖江2回）
労働基準協会の説明会等での配布	① 4月12日(木)：144部 ② 9月4日(火)：100部 ③ 11月27日(火)：53部
講座での説明・配布	事業所出前講座：5事業所 こころの出前講座：3事業所

表7 ラジオ体操インストラクター派遣事業実施状況

平成30年度

日時	場所	内容	受講者数
平成30年5月9日 (水)13:00 ～14:00	クリエイトスリー	ラジオ体操インストラクター 派遣・ラジオ体操の実践指導	クリエイトスリー従業員 45名
平成30年8月4日 (土)9:30 ～10:45	マルツ運輸		マルツ運輸従業員 22名
平成30年9月27日 (水)10:30 ～11:15	ハーツ鯖江		職員他 26名
平成30年10月15日 (月)9:00 ～9:30	ポリテクセンター 福井		旭日繊維株式会社従業員 50名
平成31年3月27日 (水)10:00 ～11:00	ハーツ武生		職員他 13名

(4) 食環境の整備

平成14年度から、外食や中食を提供する飲食店等において、栄養成分表示やバランスメニュー等の健康に配慮したメニューの提供や禁煙を行う「健康づくり応援の店」への登録事業を行い、食環境の整備の充実を図っています。(表8)

また、地域の飲食店や社員食堂において、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーメニューを提供し、スーパーや直売所においては、味付けや調理法により健康に配慮した惣菜を「ふくい健幸美食」として認証し、「ふくい健幸美食メニューガイド」を作成して県のホームページに掲載しています。(表9、10)

平成27年4月から、食品の表示に関する規定を一元的に定めた「食品表示法」が施行され、栄養成分表示の原則義務化、アレルギー表示の改善等があります。健康増進法に基づく、健康保持増進の効果に関する虚偽誇大広告の相談と併せて、食品表示の相談に応じています。

(表11)

表8 「健康づくり応援の店」登録状況

平成30年度

	飲食店	旅館	弁当・惣菜 菓子店	食品製造	事業所	合計
鯖江管内	16	2	1	0	1	20
武生管内	15	0	6	1	3	25
合計	31	2	7	1	4	45

表9 丹南管内「ふくい健幸美食」申請数一覧

平成30年度

	飲食・弁当店	惣菜店	社員食堂	学生食堂	合計
県介入	7	14	0	0	21
鯖江管内	13	1	3	0	38 (鯖江 17)
武生管内	11	6	4	0	(武生 21)
管内合計	31	21	7	0	59

表10 「ふくい健幸美食」提供店

平成30年度

	飲食店・弁当業者 (31 店舗)	惣菜業者 (21 店舗)	社員食堂 (7 店舗)
鯖江市	<ul style="list-style-type: none"> ・cafe&lunch こころ ・喫茶椀椀 ・越の湯 鯖江店 ・鯖江第一ホテル ・スローベリィ ・富士屋会館 Restaurant&Cafe Fuji ・green parlour ベルベール鯖江店 ・ぐるめし健康 club ・フレッシュランチ 39 (株すみよし) ・(有)浪漫館 ・福井県民生活協同組合ハーツ さばえ店・神中店 ・(株)ヤスサキ グルメ館 鯖江店・東鯖江店 	<ul style="list-style-type: none"> ・中部フーズ(株) バロー 東鯖江店・神明店 ・福井県民生活協同組合 ハーツさばえ店・神中店 ・(株)ヤスサキ グルメ館 鯖江店・東鯖江店 	<ul style="list-style-type: none"> ・KB セーレン(株)北陸合織工場 (有)浪漫館) ・(株)鯖江村田工場 (シダックス フードサービス(株))
越前市	<ul style="list-style-type: none"> ・越前めん処 江戸屋 ・coco.malia ・COLO cafe and food ・食喜 もめん ・ぴーぷるファン ・ライブスタジオ アラベスク ・レストラン&パティスリー マイルイ ・レストラン若紫(しきぶ温泉湯楽里内) ・ワークホーム そら ・福井県民生活協同組合ハーツ たけふ店 ・(株)ヤスサキ グルメ館 武生店・武生南店 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)クロス (株)コープたけふ みどり館) ・(株)森茂 ・中部フーズ(株) バロー 武生店・国高店・今立店・北日野店 ・福井県民生活協同組合 ハーツたけふ店 ・(株)ヤスサキ グルメ館 武生店・武生南店 	<ul style="list-style-type: none"> ・アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)池の上工場 (有)大八) ・キョーセー(株) ・信越化学工業(株)武生工場 (エームサービス(株)) ・(株)福井村田製作所 武生事業所 (エームサービス(株))
池田町	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーダイニングことこと 	—	—
南越前町	<ul style="list-style-type: none"> ・関亭 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)クロス (株)コープたけふ 南条店) ・(企)そまの恋姫サラダ会 (南条農作物直売所 四季菜内) ・土の駅 今庄 ・(有)ほっと今庄 おばちゃんのお店 	—
越前町	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅「越前」お食事処かねいち ・泰澄の杜 お食事処海土里 ・レストラン・オタイコ 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業組合 花みずき味人 (miyazaki おもいでな farm) ・中部フーズ(株) バロー織田店 	<ul style="list-style-type: none"> ・(株)福井村田製作所宮崎工場 (エームサービス(株))

表 11 栄養表示および虚偽誇大広告等の相談 平成 30 年度

栄養表示相談数	58 件
虚偽誇大広告相談数	3 件

(5) 地域における健康づくりおよび栄養・食生活の改善の推進

生活習慣病の発症予防と重症化予防には、適切な栄養・食生活の実践が必要です。地域住民に対する健康づくり関連事業は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。(表 12) また、センターでは、地域の健康づくり実践の担い手となる団体の育成や、市町健康づくり・栄養担当者の人材育成も支援しています。(表 13~16)

さらに、健康増進法に基づき実施する国民健康・栄養調査は、国民生活基礎調査により設定された地区から無作為抽出した 300 単位区内を調査客体としています。平成 30 年度、管内では「越前町」が対象地区に指定され、対象者には、食生活、身体活動、休養(睡眠)、飲酒、喫煙、歯の健康等の状況を調査して国に報告し、各個人ごとには、結果を報告しました。(表 17)

表 12 管内市町の栄養士の配置状況 平成 30 年度

栄養士の配置がされている市町	鯖江市：健康づくり関係管理栄養士(2名)、児童福祉関係管理栄養士(1名) 越前市：健康づくり関係管理栄養士(1名)、 特定健康診査・特定保健指導関係管理栄養士〔嘱託・非常勤〕(1名) 児童福祉関係管理栄養士(1名)、教育委員会管理栄養士(1名) 越前町：健康づくり関係管理栄養士(1名)、児童福祉関係栄養士〔嘱託・非常勤〕(1名) 池田町：児童福祉関係管理栄養士(1名)
栄養士の配置がされていない町	南越前町

表 13 健康づくり・栄養担当者研修会の実施状況 平成 30 年度

日時	場所	内 容	参加者数
平成 30 年 8 月 9 日 (木)	丹南健康福祉センター(武生)	(1) 保険者努力支援制度の各市町の自己採点表について 助言者：長寿福祉課 ①糖尿病重症化予防の取組み ②個人へのインセンティブの提供 ③データヘルス計画の実施 ④地域包括ケア推進の取組み (2) 意見交換	管内市町健康づくり・栄養等担当者、および国保担当者 12 名
平成 30 年 11 月 19 日 (月)	丹南健康福祉センター(鯖江)	(1) 講義「丹南 5 市町標準データを用いた仮説の検証」 講師：福井健康福祉センター医幹 (2) 今年度 PDCA サイクルの中間評価 助言者：福井健康福祉センター医幹、国保連 ①鯖江市：特定健診の受診勧奨 ②越前市：ポピュレーションアプローチ ③池田町：脳べるの改革 PJ ④越前町：糖尿病重症化予防 ⑤南越前町：健康づくり、受診勧奨、生活習慣改善 (3) 意見交換	管内市町健康づくり・栄養等担当者 13 名

表 14 食生活改善推進員活動の支援

平成 30 年度

	鯖江支部	武生支部	南条支部
食生活改善推進員数	鯖江市 94 名	越前市 200 名	南越前町 66 名
育成講座・研修会等の支援回数	5 回	11 回	8 回

※現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表 15 「わがまち健康推進員」の登録状況および支援

平成 30 年 5 月現在

	団体名	活動人数 (名)	登録累計人数 (名)
鯖江市	鯖江市愛育会	303	725
	鯖江市食生活改善推進員会	94	126
越前市	越前市食生活改善推進員会	200	221
	越前市運動普及推進員会	93	94
	たけふ歩こう会	96	107
池田町	池田町保健推進員会	42	58
南越前町	南越前町保健推進員	33	40
	南越前町食生活改善推進員	66	82
越前町	越前町保健推進員会	58	206
	越前町食生活改善推進員会	74	79

表 16 わがまち健康推進員研究大会の実施状況

平成 30 年度

日時	場所	内 容	参加者数
平成 30 年 12 月 21 日 (金)11:00 ～16:30	AOSSA 県民ホール	・学習会「健康づくりをまちづくりで ～わがまち健康推進員に期待すること～」 ・事例発表会 ・交流会「意外と知らない！？正しいラジ オ体操講座」	わがまち健康推進員 212 名 市町担当者 23 名

表 17 国民健康・栄養調査実施状況

平成 30 年度

区分	地区	対象世帯数	対象者数	協力世帯数	協力者数
鯖江管内	越前町朝日地区	21	67	18	54

(6) 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき、管理栄養士および栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。(表 18)

表 18 管理栄養士・栄養士免許申請状況

平成 30 年度

種 類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	20	11
書換え・名簿訂正申請	5	12
再交付申請	1	2
免許照合	1	

12 がん予防対策

(1) 事業所等に対するがん検診受診勧奨

働き盛り世代のがん検診受診率の向上を図るため、メールマガジンの配信による受診勧奨や事業所が集まる機会にがん検診に関する啓発、ショッピングセンター、健康フェア等で市町との共働による啓発を実施しています。また、希望のあった事業所に出向き、がん予防やがん検診等についての講座（出前講座）も実施しています。（表1）

表1 働き盛り世代のがん予防・検診出前講座・生活習慣病予防講座実施状況 平成30年度

日時	内容	場所	参加者数
平成30年4月21日（土） 13:30～15:00	働き盛り世代のがん予防、がん検診出前講座	甲斐運送株式会社	18
平成30年6月30日（土） 10:00～11:00	働き盛り世代のがん予防、がん検診出前講座	大和建设株式会社	14
平成30年8月4日（土） 13:30～14:45	働き盛り世代のがん予防、がん検診出前講座	嶺北運輸株式会社	15
平成30年10月23日（火） 14:00～14:40	働き盛り世代のがん予防、がん検診出前講座	ふじや急行株式会社	15
平成30年10月25日（木） 19:30～21:00	さばえ健康づくり講演会	アイアイ鯖江 多目的ホール	74
平成30年11月12日（土） 9:00～10:40	働き盛り世代のがん予防、がん検診出前講座	名神運輸株式会社	27
平成30年11月21日（水） 14:30～15:00	「がんと生活習慣の講演会」	越前町織田 コミュニティセンター	45

(2) がん検診受診率向上に関する会議等

地域保健および職域保健等関係機関が相互に情報交換を行い、共通理解の下、がん検診の受診率向上のための具体的な方策を検討するための会議を開催しています。（表3）

表3 がん検診受診率向上に関する会議等実施状況 平成30年度

日時	場所	内容
平成30年11月26日（月） 14:00～16:15	丹南健康福祉センター	【管内市町がん対策担当者会議】 ・過去10か年のがん検診受診率の推移について ・平成30年度がん検診実施体制等の評価および平成31年度の取組みについて ・がん検診受診率向上に向けた受診勧奨資材の検討

13 たばこ対策

(1) 児童生徒の喫煙防止教室への支援

たばこの害を十分に認識せず、未成年から喫煙を始めることがないように、教育機関と連携し、児童・生徒に対して喫煙防止について教育・啓発を行っています。（表1）

表 1 喫煙防止教室実施状況

平成 30 年度

	回数	内 容	参加者数	
			生徒	教諭等
小学校	2	講義	100	5
中学校	1	講義	147	—
工業高等専門学校	1	講義	200	—

(2) 世界禁煙デー・禁煙週間の取組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。(表 2)

表 2 街頭キャンペーン実施状況

平成30年度

日 時	場 所	配布数
平成 30 年 5 月 31 日(木) 7:15~8:15	J R 鯖江駅前	150
平成 30 年 5 月 31 日(木) 17:30~18:30	J R 武生駅前	300
平成 30 年 5 月 31 日(木) 17:00~18:00	平和堂アル・プラザ鯖江	150
合 計		600

(3) 事業所に出向いて禁煙、受動喫煙防止の普及啓発

事業所訪問の際に、がん検診受診勧奨、心の健康、運動等の普及啓発と併せて、禁煙、受動喫煙防止について啓発し、事業所等に対し、呼気一酸化炭素濃度の測定体験等を行いました。

14 歯科保健

歯の健康は、生涯にわたり生活の質を確保するために重要な要素となりますが、本県の 3 歳以降のむし歯の罹患率は全国に比べ高いことから、平成 23 年度から保育所・幼稚園および認定こども園に通園する 4 歳・5 歳児を対象にフッ化物洗口を行い、むし歯予防対策を実施しています。(表 1)

表 1 歯科保健事業の現状

平成 30 年度

事 業	実 施 内 容
母子歯科保健事業	○「親と子のよい歯のコンクール」実施 (第 2 次審査選出: 2 組 最終審査選出: 1 組)
子どもの歯の健康プロジェクト	○未就学児フッ化物洗口事業実施施設 (28 施設) 鯖江市: 立待保育所 越前町: 西徳寺保育園 越前市: 越前市上太田保育園・認定こども園北日野・認定こども園北新庄・認定こども園岡本・認定こども園南中山・浪花認定こども園・安養寺こども園・わかたけ認定こども園・そよかぜ保育園・南保育園・認定東こども園・西保育園・高瀬保育園・愛星保育園・たんぼぼ保育園・神山認定こども園・恩恵幼稚園・認定こども園あわたべ・なかよし保育園・認定こども園服間・文生神山幼稚園・越前市家久保育園 南越前町: 南条こども園・今庄なないろこども園・湯尾保育所*・河野保育所*

※下線: 新規施設 ※ *: 町単独で実施

15 地域・職域保健連携事業

(1) 丹南地区地域・職域連携推進協議会の開催

県民の生涯を通じた健康づくりを推進するため、地域保健と職域保健が連携を図ることを目的に、職域における健康づくり推進のための方策、地域特性を活かした地域・職域の連携事業、特定健診やがん検診の受診率の向上、およびタバコ対策の推進等について情報交換を行い、働く世代の健康づくりを推進するため協議会を開催しています。(表1)

また、福井県労働基準協会南越支部と連携し、事業所における健康づくりの普及啓発に取り組んでいます。(表2)

特に、働く世代の健康づくりの普及啓発のため、当センターのホームページと関係機関とリンクを貼り、希望のある事業所に健康づくり応援情報誌「Change」や健康づくりイベント等の情報を発信しています。(表3、4)

表1 丹南地区地域・職域連携推進協議会 (17 関係機関)

平成 30 年度

日 時	場 所	内 容
平成 31 年 2 月 21 日(木) 15:00 ～17:00	丹南健康福祉 センター	(1)丹南地区の働く世代の医療費等の現状と課題について (2)働く世代のための健康情報発信事業について (3)市町および県の健康づくり施策について

表2 福井県労働基準協会南越支部との協力事業

平成 30 年度

日 時	場 所	参加者	内 容
平成 30 年 4 月 12 日(木) 13 : 30 ～15 : 00	武生商 工会館	管内事業 所の衛生 管理者等 144 名	【労働行政施策のポイント説明会】 (1)挨拶 福井県労働基準協会南越支部、武生労働基準監督署 (2)平成 30 年度労働基準行政の重点施策について(武生労働基準監督署) (3)平成 29 年における労働災害の発生状況等および第 13 次労働災害防止計画について(武生労働基準監督署) (4)雇用環境・均等行政の重点施策について(福井労働局) (5)丹南健康福祉センターからのお知らせ
平成 30 年 11 月 27 日(火) 13 : 30 ～16 : 00	越前市 労働福祉 会館	管内事業 所の衛生 管理者等 53 名	【衛生管理者等交流会】 (1)「職場における健康確保対策について」(武生労働基準監督署) (2)「喫煙の健康影響と禁煙支援・受動喫煙防止について」 ～国は、いつまでタバコを売っているのか?～ 福井産業保健総合支援センター産業保健相談員 特定医療法人千寿会 医学博士・循環器専門医 つくし野病院 副院長 吉田 正博 氏 (3)丹南健康福祉センターからのお知らせ

表3 メールアドレス登録事業所への健康情報発信
ア 健康づくり応援情報誌「Change」発行

平成30年度

	発行回	発行日	送付数	内 容
1	 事業所の健康づくり応援情報誌 Change★ 福井県丹南健康福祉センター Vol. 5	平成30年 9月20日(木)	199	禁煙は、いつ始めても、遅くない!
2	 事業所の健康づくり応援情報誌 Change★ 福井県丹南健康福祉センター Vol. 6	平成31年 2月27日(水)	200	5つのがん検診、ちゃんと受けていますか?

イ イベントのお知らせ

平成30年度

回	発行日	送付数	内 容
1	平成30年6月1日(金)	199	・えちぜん健康チャレンジについて(越前町) ・休日乳がん検診について
2	平成30年6月14日(木)	199	・たばこ対策について(越前市)
3	平成30年7月25日(水)	191	・悩みごと総合相談会について
4	平成31年2月12日(火)	200	・越前市こころの健康フェアについて(越前市) ・悩みごと総合相談会について

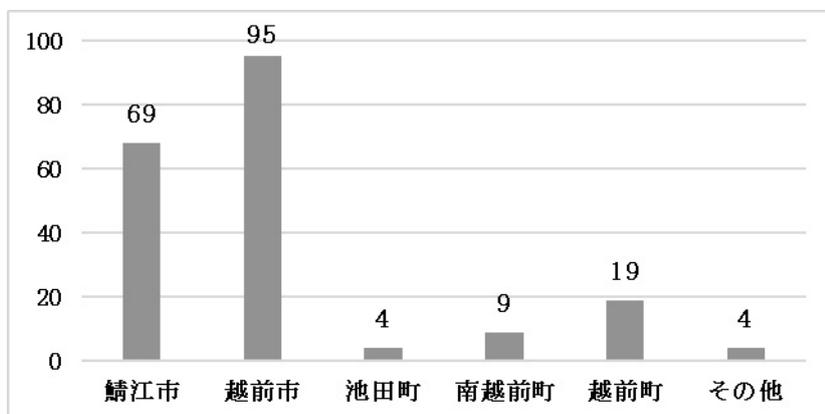
ウ がん検診のお知らせ

平成30年度

回	発行日	送付数	内 容
1	平成30年5月22日(火)	199	・管内市町5~6月の集団検診日程について
2	平成30年6月27日(水)	199	・管内市町7~8月の集団検診日程について
3	平成30年8月31日(金)	199	・管内市町9~10月の集団検診日程について ・がんに関するイベント、ウォーキングイベントについて
4	平成30年10月30日(火)	200	・管内市町11~12月の集団検診日程について
5	平成30年12月25日(火)	200	・管内市町1~3月の集団検診日程について

表4 丹南管内事業所メールアドレス登録状況

平成30年度



※登録数：200件（1つの事業所で複数アドレスの登録あり。）

実事業所数：194事業所

16 母子保健

(1) 市町の母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、国は妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援のためにワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の立ち上げを推進しており、管内では平成 30 年度現在、2 市 3 町が立ち上げ、包括的な支援を行っています。（越前市：平成 27 年度、鯖江市：平成 28 年度、池田町：平成 29 年度、越前町：平成 30 年度、南越前町：平成 31 年度）

ア 市町の実施状況

妊娠期の保健対策として、市町にて母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や保健師・助産師等による訪問指導、母親学級、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等を実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援が充実されてきています。また育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取組みがますます重要になっています。そのためには、保健・医療・福祉および学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

(2) 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、広域的・専門的・技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児等の訪問指導や小児慢性特定疾病等の医療費助成事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。

ア 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常、先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障がいや発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障がいを予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症等の 22 種について行われています。医療機関で、生後 5～7 日目の新生児の足臍から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果で精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成 30 年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は 6 件でした。（表 1）

表 1 先天性代謝異常等検査

平成 30 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
要精密検査者		3	3	0	0	0	6
要精密検査結果	異常なし	0	1	0	0	0	1
	異常あり	2	2	0	0	0	4
	経過観察	1	0	0	0	0	1
	その他	0	0	0	0	0	0

イ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

小児慢性特定疾病医療費助成制度は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的としています。平成 27 年 1 月から児童福祉法の改正により新たな小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、対象疾患の拡大、自己負担上限月額金額・算定方法などが変更されました。

対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、18 歳になるまでに助成を受けていて、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾病医療給付の申請手続き事務を行っており、保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 30 年度の小児慢性特定疾病医療（実人数）は 184 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、慢性心疾患、神経・筋疾患、慢性腎疾患が続きます。（表 2）

表 2 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況（疾病別）

各年度末現在

年度 疾患群別	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度					
					合計	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
悪性新生物	29	27	25	21	19	6	9	0	1	3
慢性腎疾患	24	25	24	24	21	9	8	0	1	3
慢性呼吸器 疾患	7	9	14	10	9	1	5	0	1	2
慢性心疾患	27	26	24	23	24	9	12	0	0	3
内分泌疾患	56	61	58	59	42	15	19	0	1	7
膠原病	3	5	5	5	8	4	2	0	0	2
糖尿病	8	10	8	7	5	1	2	0	2	0
先天性代謝異常	5	4	5	6	7	4	3	0	0	0
血液疾患	7	8	8	8	4	1	3	0	0	0
免疫疾患	—	—	—	—	2	1	1	0	0	0
神経・筋疾患	18	19	20	24	23	10	7	0	3	3
慢性消化器疾患	6	10	12	13	10	4	4	0	0	2
染色体又は遺伝子 に変化を伴う 症候群	0	3	2	2	3	0	2	0	1	0
皮膚疾患群	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0
骨系統疾患	—	—	—	—	5	2	3	0	0	0
脈管系疾患	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
合計	191	208	205	203	184	69	80	0	10	25

※平成 27 年より、血液・免疫疾患群が血液疾患群と免疫疾患群に分けられ、先天異常症候群と皮膚疾患群が追加されました。

※平成 30 年より、骨系統疾患、脈管系疾患が追加され、一部疾患の名称や疾患群移動がありました。

ウ 母子保健相談実施状況

平成 30 年度の低出生体重児・長期療養児・障がい児等について、家庭訪問および相談の実施状況は次のとおりです。(表 3、4)

表 3 母子保健相談状況

平成 30 年度

保健相談												電話相談 (延人員)
妊婦		産婦		乳児		幼児		その他		合計		
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	
0	0	56	61	56	61	66	66	67	75	245	263	34

(資料：地域保健事業報告より)

表 4 長期療養児・障がい児相談状況

平成 30 年度

実人員	相談									訪問		電話相談 (延人員)
	延人員									実人員	延人員	
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就学	食事栄養	歯科	その他	合計			
202	222	63	100	37	4	11	0	13	450	12	19	89

(資料：地域保健事業報告より)

エ 育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表 5)

表 5 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 30 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	1. ・親グループワーク (参加者が少ないと個人面接方式) ・子グループ (自由あそび)	臨床心理士(24回) 精神科医師(6回) 保健師 家庭児童相談員	親 実76名 延82名 ----- 子 実68名 延72名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12	2. ・管内母子関係機関 連絡会※		親 実47名 延54名 ----- 子 実54名 延55名
合 計	24	1. 21回 2. 3回		親 実123名 延136名 ----- 子 実122名 延127名

※管内母子関係機関連絡会は、育児不安解消サポート事業の一環として開催

オ 管内母子関係機関連絡会

安心して妊娠・出産、子育てができるよう、切れ目ない支援体制づくりが求められており、特に妊娠期における特定妊婦への支援や出産後 1～2 か月の育児不安が強いとされる時期への早期の支援が重要となってきています。

そこで、妊娠期～子育て期までの切れ目のない支援を目指し、管内の母子関係機関の相互の連携を図ることを目的として管内母子関係機関連絡会を開催しています。(表 6)

表 6 管内母子関係機関連絡会開催状況

平成 30 年度

	日時・場所	内 容	出席者数
第 1 回	平成 30 年 6 月 25 日 (木) 14:00～16:00 丹南健康福祉センター	1. 子育て世代包括支援センター業務について 2. 「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」について 1) 県内および管内のシステム運用状況について 2) 気がかり親子の早期発見、早期フォローについて	10
第 2 回	平成 30 年 8 月 29 日 (水) 14:00～16:00 丹南健康福祉センター	1. 気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システムについて 1) 連携状況のまとめ 2) 1 年間の振り返りと今後の取組みについて意見交換 3) 分娩取扱いのない産婦人科医療機関のシステム参加について 2. 事例検討・事例紹介 1) 事例検討:メンタルに問題を抱える母への対応について 2) 産後ケア事業を利用した事例紹介 3. 市町・医療機関の連絡担当者の確認	22
第 3 回	平成 31 年 2 月 27 日 (水) 14:00～16:00 丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	1. 「気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム」について 1) 連携状況のまとめ 2) 意見交換 2. 事例紹介 1) 事例 1:メンタルに問題を抱える母への対応について 2) 事例 2:前回の連絡会で紹介した事例のその後について 3. 子育て世代包括支援センター、産後ケア事業についての意見交換 4. 次年度について	17

※育児不安解消サポート事業の一環として開催

【出席者内訳】

- ・管内産科医療機関・助産所（医師、助産師、看護師）
- ・管内市町（母子保健担当保健師、看護師）
- ・丹南健康福祉センター（保健師、家庭相談員）

カ 福井県 気がかりな妊婦・親子を支援するための連携システム

平成 29 年 7 月より、県内全域において気がかりな妊婦・親子を関係機関が早期に把握し、連携することを目的に「妊婦・親子連絡票」を用いた連携システムを開始しました。

表7 管内妊婦親子連絡票発信・返信件数（平成30年4月1日～平成31年3月31日）

発信件数	88件
返信件数	59件

キ 特定不妊治療費助成事業

不妊治療を受診する夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成16年度より体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成18年度からは年度当たりの助成回数が2回に、平成19年度からは3回に拡大されました。

平成26年度から、男性不妊治療（精巣内精子採取法実施の場合のみ）については、特定不妊治療費助成事業の対象治療とあわせて実施した場合に15万円を上限に助成します。（助成決定額が10万円または7万5千円を上限とする特定不妊治療とあわせて申請する場合は、5万円が上限となる場合があります。）

平成28年度から不妊治療への助成対象年齢が変わり、治療開始時点で妻の年齢が42歳以下の方に対し助成を行っています。（表8、9）

表8 特定不妊治療費の助成額

【 助成対象治療方法および助成上限額 】				
○治療方法 A・B・D・E				
初回治療開始日の妻の年齢(※4)	助成上限額			
	通算1回目(※5)	通算2、3回目	通算4～6回目	通算7回目以降
39歳以下	30万円	15万円		10万円
40～42歳	30万円	15万円	10万円	
○治療方法 C・F <u>7万5千円（上記の表の通算回数に含みません。）</u>				
○治療方法 G・H <u>7万5千円 (※6)</u>				
【 年度内助成回数 】				
初回治療開始日の妻の年齢(※4)	年度内助成回数 (※6)			
39歳以下	通算6回目まで年度内制限なし、通算7回目以降は年度内3回まで			
40～42歳	年度内3回まで			

表9 特定不妊治療費助成事業実施状況

各年度末現在

年度	申請数	男性不妊治療申請数
平成26年度	260	1
平成27年度	307	0
平成28年度	244	4
平成29年度	253	0
平成30年度	245	1

17 難病対策

(1) 特定医療費（指定難病）支給認定制度

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図ってきました。平成27年1月1日より「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、新たな難病の医療費助成制度が始まり、対象疾患数が56疾患から306疾患に、平成30年4月1日に331疾患に増加しました。（表2）

(2) 医療相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や相談会を開催しています。平成29年度は医師や認定看護師、管理栄養士、管内市担当職員による個別相談会や患者交流会を実施しました。（表1）

表1 医療相談会の実施状況

平成30年度

	日時 場所	対象	参加数 (人)	内容	指導者・講師
1	平成30年8月5日(日) 10:00~12:00 丹南健康福祉センター	炎症性腸疾患の難病	14	・疾患、食事療法についての講演会 ・個別相談 ・栄養に関する個別相談	・医師 ・管理栄養士
2	平成30年9月13日(木) 14:00~16:20 サンドーム福井	神経・筋疾患を中心とした難病	26	・疾患、介護・福祉サービスについての講演会 ・個別相談 ・サービス相談	・医師 ・市町介護保険、障がい福祉担当課職員
3	平成30年10月22日(月) 14:00~15:45 アイアイ鯖江・健康福祉センター	在宅で電源が必要な医療機器を使用している患者家族	6	・災害の備え、停電時の備えについての講演会 ・災害時の備えについて報告	・災害専門看護師 ・電力会社職員
合 計			46		

表2 特定医療費(指定難病)受給者証交付状況

各年度末現在

番号	病名	平成 29年度	平成 30年度					
			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
2	筋萎縮性側索硬化症	8	7	3	2	1	0	1
3	脊髄性筋萎縮症	1	2	0	2	0	0	0
5	進行性核上性麻痺	14	15	4	5	1	2	3
6	パーキンソン病	235	238	94	98	3	11	32
7	大脳皮質基底核変性症	11	11	3	5	0	1	2
11	重症筋無力症	21	19	8	9	0	0	2
13	多発性硬化症／視神経脊髄炎	29	32	12	12	0	5	3
14	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／ 多巣性運動ニューロパチー	6	4	0	1	1	1	1
17	多系統萎縮症	9	9	4	2	0	1	2
18	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)	47	46	23	23	0	0	0
19	ライソゾーム病	5	5	4	0	0	1	0
21	ミトコンドリア病	4	4	2	1	0	0	1
22	もやもや病	20	17	3	8	1	2	3
23	プリオン病	2	2	1	1	0	0	0
28	全身性アミロイドーシス	8	8	4	4	0	0	0
34	神経線維腫症	11	11	4	6	0	1	0
35	天疱瘡	4	5	2	3	0	0	0
36	表皮水疱症	1	1	0	1	0	0	0
37	膿疱性乾癬(汎発型)	1	1	1	0	0	0	0
40	高安動脈炎	4	3	0	1	0	1	1
42	結節性多発動脈炎	2	2	0	2	0	0	0
43	顕微鏡的多発血管炎	4	4	1	3	0	0	0
44	多発血管炎性肉芽腫症	2	2	2	0	0	0	0
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	5	5	1	3	0	0	1
46	悪性関節リウマチ	11	10	2	6	0	0	2
47	バージャー病	5	5	1	3	0	0	1
49	全身性エリテマトーデス	66	68	30	29	0	3	6
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	29	32	13	16	0	2	1
51	全身性強皮症	37	41	11	19	0	6	5
52	混合性結合組織病	20	20	7	8	0	0	5
53	シェーグレン症候群	7	9	8	1	0	0	0
54	成人スチル病	1	2	0	1	1	0	0
55	再発性多発軟骨炎	2	2	1	0	0	1	0
56	ベーチェット病	19	17	5	8	0	2	2
57	特発性拡張型心筋症	20	22	5	13	1	1	2
58	肥大型心筋症	9	9	2	1	0	3	3
60	再生不良性貧血	12	14	5	4	0	0	5
61	自己免疫性溶血性貧血	4	4	2	1	0	0	1
62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	0	1	1	0	0	0	0
63	特発性血小板減少性紫斑病	30	31	6	14	0	3	8
65	原発性免疫不全症候群	1	1	1	0	0	0	0
66	IgA腎症	18	18	7	5	0	1	5
67	多発性嚢胞腎	11	13	3	3	0	3	4
68	黄色靭帯骨化症	21	20	7	5	0	2	6
69	後縦靭帯骨化症	63	60	20	28	1	6	5
70	広範脊柱管狭窄症	13	12	4	6	0	1	1
71	特発性大腿骨頭壊死症	22	22	5	11	0	2	4
72	下垂体性ADH分泌異常症	4	4	3	1	0	0	0
73	下垂体性TSH分泌亢進症	1	1	1	0	0	0	0

番号	病名	平成 29年度	平成 30年度					越前町
			鯖江市	越前市	池田町	南越前町		
75	クッシング病	1	1	0	1	0	0	0
78	下垂体前葉機能低下症	9	12	7	3	0	2	0
81	先天性副腎皮質酵素欠損症	1	1	0	1	0	0	0
84	サルコイドーシス	16	18	4	11	0	2	1
85	特発性間質性肺炎	26	25	11	10	0	0	4
86	肺動脈性肺高血圧症	10	10	3	5	0	0	2
88	慢性血栓性肺高血圧症	6	5	2	2	0	0	1
89	リンパ管筋腫症	2	2	0	2	0	0	0
90	網膜色素変性症	23	21	3	14	0	0	4
91	バッド・キアリ症候群	1	1	0	1	0	0	0
93	原発性胆汁性胆管炎	29	25	12	10	0	1	2
94	原発性硬化性胆管炎	0	1	0	1	0	0	0
95	自己免疫性肝炎	4	2	0	2	0	0	0
96	クローン病	59	59	22	31	0	2	4
97	潰瘍性大腸炎	129	127	45	65	1	9	7
113	筋ジストロフィー	6	6	1	4	0	0	1
122	脳表ヘモジデリン沈着症	1	1	0	1	0	0	0
127	前頭側頭葉変性症	1	2	0	2	0	0	0
147	早期ミオクロニー脳症	1	1	0	0	0	1	0
158	結節性硬化症	1	1	0	1	0	0	0
162	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	6	10	4	4	1	0	1
171	ウィルソン病	1	2	2	0	0	0	0
191	ウェルナー症候群	1	1	0	0	0	0	1
210	単心室症	1	1	1	0	0	0	0
220	急速進行性糸球体腎炎	3	3	2	1	0	0	0
222	一次性ネフローゼ症候群	16	20	4	10	1	2	3
235	副甲状腺機能低下症	1	1	1	0	0	0	0
271	強直性脊椎炎	3	2	0	2	0	0	0
273	肋骨異常を伴う先天性側弯症	1	1	0	0	0	1	0
277	リンパ管腫症/ゴーハム病	1	1	0	0	0	1	0
280	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)	0	1	1	0	0	0	0
300	IgG4 関連疾患	3	4	3	1	0	0	0
306	好酸球性副鼻腔炎	7	10	5	5	0	0	0
331	特発性多中心性キャッスルマン病	—	3	2	1	0	0	0
	合計	1,250	1,272	461	566	13	83	149

※331「特発性多中心性キャッスルマン病」は平成30年4月1日に追加されました。

(3) 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成10年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。診療班の構成員は、専門医、主治医、介護支援専門員、看護師、保健師等です。

(4) 在宅難病患者家庭訪問・相談事業

平成5年度から、在宅の難病患者および家族を対象に、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、指定難病（特定医療費）助成申請等で来所した際や電話での療養や日常生活に関する各種相談も実施しています。（表3）

表3 難病患者家庭訪問・相談状況

各年度末現在

区 分 年 度	家庭訪問		面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成27年度	31	75	2,334	699
平成28年度	17	80	2,356	139
平成29年度	13	96	2,513	194
平成30年度	20	80	2,460	164

(資料：地域保健事業報告より)

(5) 患者・家族の会等の支援

管内には、患者会と家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当センターは事務局となり、活動を支援しています。(表4)

表4 患者会・家族の会等支援状況

平成30年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者および家族	平成8年度	3	20
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者および家族	平成10年度	—	—

(6) 難病対策地域協議会

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。(表5)

表5 難病対策地域協議会開催状況

平成30年度

日 時	内 容	出席者
平成30年 12月11日 (火) 9:30 ~12:00	・災害への備えを考える研修会	管内訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、市町(保健担当課、障がい担当課、包括支援センター、サブセンター)、県健康増進課、難病支援センター、県内健康福祉センター 62名
平成31年 3月1日 (金) 14:00 ~16:00	・「難病患者における地域連携について～神経難病患者への支援を中心に～」	難病診療連携拠点病院、難病医療協力病院、県健康増進課、難病支援センター、丹南健康福祉センター 18名

(7) 重症難病患者在宅療養支援事業

平成19年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院および長時間訪問看護を支援する事業を行っています。平成23年度からは、気管切開をした重症難病患者に対象を拡大しました。

平成30年度の登録者は5名で、介護者の休養などの理由により2名が一時入院(延べ5件)、2名が長時間訪問看護(延べ8件)を利用しました。

18 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、当センターでは①精神福祉保健法に基づく通報等への対応、②精神保健福祉相談・訪問指導、③関係機関との会議・研修、④自殺対策、⑤関係団体への支援等を行っています。

(1) 管内精神障がい者の現状

ア 精神福祉保健法に基づく通報等届出状況および処理状況

精神保健福祉法第 22～26 条の 2 の規定に基づく通報・申請に対応し、必要に応じて入院措置等を行っています。また、平成 30 年 3 月に、厚生労働省から「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が通知されたことに伴い、同年 9 月からは退院後支援を開始しています。

(表 1、2)

表 1 精神保健福祉法に基づく通報等届出状況および処理状況

各年度末現在

年度	項目	通報等件数						処理状況			
		一般 (22 条)	警察官 (23 条)	検察官 (24 条)	保護観 察所長 (25 条)	矯正施 設所長 (26 条)	病 院 管理者 (26 条の 2)	合計	措 置 入 院	措 置 不要等	合計
平成 26 年度		1	17	4	0	2	0	24	8	16	24
平成 27 年度		3	21	2	0	4	0	30	7	23	30
	(再計：住所地特例)	0	3	0	0	0	0	3	2	1	3
平成 28 年度		4	31	3	0	4	0	42	8	34	42
	(再計：住所地特例)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成 29 年度		1	12	1	0	0	0	14	8	6	14
平成 30 年度		2	22	2	0	4	0	30	13	17	30

※ 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日まで福井保健所管内への精神保健福祉法に基づく申請のうち、福井保健所管外に住所地がある通報対象者の場合、福井保健所が受理を行い、住所地を管轄する保健所が精神保健福祉法に基づく対応をしました。(住所地特例)

(資料：福井県障がい福祉課より)

表 2 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づく退院後支援実施状況

年度	項目	支援計画作成件数	支援終了件数
平成 30 年度		5	2

イ 精神障がい者入院通院患者数（表 3、4）

表 3 入院通院患者数（市町別）

各年度末現在

区分		市町					管内合計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
入院患者数	平成 28 年度	169	212	7	26	64	478	1,919
	平成 29 年度	161	197	8	30	69	465	1,842
	平成 30 年度	162	225	9	25	66	487	1,909
通院患者数	平成 28 年度	2,588	3,195	257	507	828	7,375	31,874
	平成 29 年度	2,601	3,360	128	460	930	7,479	31,424
	平成 30 年度	2,703	3,783	217	487	910	8,100	33,247

※入院患者数は、各年 3 月末時点の入院患者数（県内精神科病院 15 ヶ所の集計数）です。通院患者数は、各年 3 月 1 か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）です。（資料：福井県障がい福祉課より）

表 4 入院形態別患者数（市町別）

平成 31 年 3 月 31 日現在

区分		市町					管内合計	福井県
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
合計	計	162	225	9	25	66	487	1,909
	男	80	127	2	13	37	259	910
	女	82	98	7	12	29	228	999
措置入院	計	1	1	0	0	0	2	6
	男	1	0	0	0	0	1	3
	女	0	1	0	0	0	1	3
医療保護入院	計	81	88	4	6	34	213	1,071
	男	44	55	1	4	19	123	501
	女	37	33	3	2	15	90	570
任意入院	計	80	136	5	19	32	272	832
	男	35	72	1	9	18	135	406
	女	45	64	4	10	14	137	426
その他	計	0	0	0	0	0	0	0
	男	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0

（資料：福井県障がい福祉課より）

(2) 精神保健福祉活動状況

ア 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。（表 5～9）

表 5 精神科嘱託医師による相談状況（定例精神相談 第1・3木曜日）

各年度末現在

年度	種別 実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
平成 28 年度	43	11	0	4	0	4	12	12	43
平成 29 年度	39	6	1	1	0	3	15	20	46
平成 30 年度	36	0	0	1	0	3	32	3	39

表 6 面接相談状況（定例精神相談以外）

各年度末現在

年度	種別 実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
平成 28 年度	76	3	1	5	0	5	11	89	114
平成 29 年度	68	5	0	4	0	0	16	61	86
平成 30 年度	51	2	1	8	0	0	10	96	117

表 7 訪問指導状況

各年度末現在

年度	種別 実人員	延人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	合計
平成 28 年度	66	8	0	6	0	8	6	97	125
平成 29 年度	34	4	0	5	0	0	3	126	138
平成 30 年度	29	0	0	1	0	0	2	155	158

表 8 電話相談状況

各年度末現在

年度	延人員
平成 28 年度	1,047
平成 29 年度	1,125
平成 30 年度	1,031

表 9 コーディネート件数

各年度末現在

（個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整）

年度	延人員
平成 28 年度	455
平成 29 年度	531
平成 30 年度	803

イ 関係機関との連携

管内の関係機関との連携の強化、職員の資質向上を目的とした会議や事例検討会を開催しています。平成 26 年度から、丹南地区自立支援協議会との共催により、精神障がい者の入院から退院までの地域移行、地域での生活を支える地域定着のための連携会議および研修会等を開催しています。（表 10）

表 10 会議および研修会の開催状況

平成 30 年度

日 時	内 容	助言者・講師	参加人数	場 所
精神保健福祉連絡会議（緊急支援） 平成 30 年 8 月 2 日 （木）13：30～15：30	・各関係機関の業務説明 ・意見交換	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也 氏	警察、消防、精神科病院、精神科救急情報センター 14 名	丹南健康福祉センター
障害者相談支援連携にかかわる研修会 平成 30 年 8 月 24 日 （金）13：30～16：00	・事業紹介「精神障害者の治療中断予防」 ・講義「退院時における医療機関と相談支援事業所との連携」 ・事例紹介 ・グループワーク	丹南健康福祉センター職員 越前町障害者支援センター さざんか 渡邊 智恵子 氏 福井厚生病院 山崎 利道 氏 障がい相談支援センター えちぜん 倉田 勝也 氏	相談支援事業所、精神科医療機関、一般病院、訪問看護ステーション、市町担当者等 53 名	鯖江市 嚮陽会館

ウ 精神障がい者の地域で支えるための体制構築

平成 29 年度より、精神障がい者を地域で支えるために、「精神障害者の治療中断予防のための支援体制づくり事業ワーキング」および「精神障害者の地域移行・定着支援事業」を実施し、障がいをもって生活している地域住民の支援体制について検討しています。（表 11）

表 11 ワーキングの開催状況

平成 30 年度

会議名	日 時	対象機関	内 容	場 所
精神障害者の治療中断予防のための支援体制づくり事業ワーキング	平成 30 年 7 月 3 日（火） 13：30～15：00 平成 31 年 3 月 6 日（水） 15：30～17：00	みどりヶ丘病院、武生記念病院、相談支援事業所つつじ、障害相談支援センターえちぜん、越前町障害者支援センターさざんか、訪問看護ステーションやわらぎ越前支所、ライフケアリング蓄	1 情報共有ツールの作成 ・治療中断予防のためのリスクアセスメント ・精神障害者「入退院支援ルール～丹南版～」 2 情報共有ツールを活用した入院から退院後の支援体制の整備	丹南健康福祉センター
精神障害者の地域移行・定着支援事業	平成 31 年 1 月 23 日（水） ～ 2 月 6 日（水）	みどりヶ丘病院、武生記念病院、鯖江市社会福祉協議会、相談支援事業所つつじ、障害者支援センターこうどうえん、障害相談支援センターえちぜん、越前町障害者支援センターさざんか、鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	管内の長期入院患者および地域移行に関する現状と課題を把握するため、関係機関への聞き取り調査を実施 （12 か所 12 回）	管内対象機関 12 か所

(3) 自殺対策

管内では「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」を目指して、平成 21 年度から関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。平成 23 年度には自殺予防を地域で展開するため、住民向けうつ病予防啓発紙芝居 2 種類（高齢者用「ポッコ山の聞き耳ずきん」、中高年用「お父さん「ハイ」新聞」）を作成しました。

さらに、平成 24 年度は、自殺未遂者対応ワーキング会議を立ち上げ、自傷行為者の救急医療に携わる関係機関とともに、自殺未遂者の再企図予防や自死遺族に対する支援を検討しました。

また、平成 24 年度からは自殺予防週間（9 月）ならびに自殺対策強化月間（3 月）にあわせて、弁護士、精神科医、臨床心理士、消費者センター職員等による悩みごと総合相談会を開催しています。

（表 12）

平成 25 年度には、救急医療機関関係者の支援技術を高めるために、自殺未遂者対応に関する研修会を開催しました。また、平成 25 年度からは、自殺対策市町担当者会議を開催しています。平成 30 年度は、市町村自殺対策計画策定に向けて市町支援を行っています。（表 13）

平成 26 年 12 月からは、管内の事業所を対象に、働き盛り世代のこころの健康づくり出前講座を開催しています。（表 14）

表 12 悩みごと総合相談会の開催状況 平成 30 年度

日時	内容	参加者・件数
【第 1 回】 平成 30 年 9 月 2 日 （日） 13：00 ～16：00	（会場） 丹南健康福祉センター （相談対応者） 弁護士、精神科医師、臨床心理士、 福井 ARC 職員、生活自立支援員、 女性相談員、保健師	① 法律相談 ② こころの相談 ③ 依存症の相談 ④ 女性相談 ⑤ 生活困窮相談 ⑥ 健康相談 実 8 件 延 11 件
【第 2 回】 平成 31 年 2 月 24 日 （日） 9：30 ～12：30	（会場） 越前市福祉健康センター （相談対応者） 弁護士、精神科医師、生活自立支援員、 女性相談員、保健師 （その他） 越前市のこころの健康フェアと共催で開催	① 法律相談 ② こころの相談 ③ 女性相談 ④ 就労相談 実 7 件 延 7 件

表 13 自殺予防体制の充実強化に関する会議開催状況 平成 30 年度

会議名	日時	内容	出席者
自殺対策市町担当者会議	平成 30 年 10 月 1 日（月） 14：00～16：00	<ul style="list-style-type: none"> 管内自殺者数の現状について 管内各市町および丹南健康福祉センターの自殺対策の取り組みについて 自殺対策計画について 	市町自殺対策担当者、 県障害福祉課 7 機関 12 名
	平成 30 年 10 月 30 日（火） 9：00～12：00	<ul style="list-style-type: none"> 全国市区町村「自殺対策計画」策定研修会 DVD 鑑賞 意見交換 	市町自殺対策担当者 5 機関 8 名

表 14 働き盛り世代のこころの健康づくり出前講座

平成 30 年度

事業所数	回数	参加者数	内 容
6 事業所	6 回	従業員 148 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック ・こころの健康づくりについて ・質疑応答

※県の県事業である中小企業ストレスセミナー（臨床心理士会委託）も含む。

(4) 関係団体への支援

ア 家族会支援

精神障がいへの理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障がい者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取組みができるよう支援しています。

(表 15)

表 15 家族会の活動状況

平成 31 年 3 月 31 日現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		44	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
四つ葉会		19	
こころのサロン芦山会		12	

イ 精神保健ボランティア支援

精神障がい者が暮らしやすいまちづくりを目指して、社会復帰施設への協力や研修会の参加等を積極的に実施しています。(表 16)

表 16 精神保健ボランティアの会の活動状況

平成 31 年 3 月 31 日現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
みちくさの会（鯖江）		14	・例会 ・役員会 ・会議、研修会 ・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等
ほのぼの会（武生）		21	

19 感染症対策

平成 19 年 4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われました。

平成 20 年 5 月には、新型インフルエンザ対策を充実するため「鳥インフルエンザ（H5N1）」を指定感染症から二類感染症に位置付け、「鳥インフルエンザ（H5N1）」に対する入院措置等の法的根拠が整備されました。

また、新型インフルエンザを感染症法に位置付け、感染したおそれのある者に対する健康状態の報告要請や外出自粛の要請を規定する法改正が行われました。

平成 23 年 1 月 28 日から四類感染症に「チクングニア熱」、五類感染症に「薬剤耐性アシネトバクター感染症」が追加され、平成 25 年 3 月 4 日から四類感染症に「重症熱性血小板減少症候群」が追加されました。

また、平成 25 年 4 月 1 日から五類感染症に「侵襲性インフルエンザ菌感染症」、「侵襲性肺炎球菌感染症」が追加され、平成 25 年 5 月 6 日に「鳥インフルエンザ（H7N9）」、平成 26 年 7 月 26 日に「中東呼吸器症候群（MERS）」が指定感染症として位置付けられました。

平成 27 年 1 月 21 日に、感染症法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行され、これまで指定感染症であった「鳥インフルエンザ（H7N9）」、「中東呼吸器症候群（MERS）」が二類感染症へ追加され、平成 28 年 2 月 15 日に、感染症法施行令及び検疫法施行令の一部を改正する政令が公布され「ジカウイルス感染症」が四類感染症に追加されました。

なお直近では、平成 29 年 12 月 15 日に感染症法施行規則の一部を改正する省令が公布され、平成 30 年 1 月 1 日から、五類感染症の「風しん」について、診断した医師が、直ちに患者の氏名、住所等を届け出るように取扱いが変更されました。また、同様に五類感染症の「百日咳」についても、「定点把握疾患」から「全数把握疾患」に取扱いが変更されました。さらに 5 月 1 日から「急性弛緩性麻痺（ポリオを除く）」が五類感染症に追加されました。

(1) 感染症発生動向調査の実施

感染症の流行状況および流行実態を正確に把握し、適切な予防対策を行うために、感染症発生動向調査を実施しています。全数把握対象感染症の届出や、定点把握対象感染症の週単位・月単位の患者数の報告を受け、当センターではシステムに入力を行っています。また、流行する病原体の実態を把握、分析するため感染症発生動向調査病原体検査を医療機関の協力の下行っています。これら感染症発生動向調査の集計分析結果については、全国の情報と併せて管内市町・医療機関等へ広く還元し、予防対策に役立てています。（表 1）

表 1 感染症発生動向調査病原体検査

平成 30 年度

定点区分	小児科	眼科	基幹	インフルエンザ
検査対象疾病	咽頭結膜熱 感染性胃腸炎 手足口病 ヘルパンギーナ	流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	無菌性髄膜炎	インフルエンザ※
検体採取数	7	3	1	18

※ インフルエンザ＝非流行期は呼吸器感染症でも可

(2) 感染症発生届出および対応状況

一類～四類感染症の患者または無症状病原体保有者および新感染症に罹患していると疑われる者、厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したときは、医師から保健所に届出があります。

当センターでは、発生届を受理後、感染症発生時の拡大防止のため、迅速かつ的確な対応を行っています。

また、全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症（感染性胃腸炎・インフルエンザ等）については、学校や社会福祉施設等から集団発生に関する報告や相談があった場合、当センター職員が訪問調査等を行い感染拡大防止の指導を実施しています。一般住民や関係機関等からの感染症に関する電話相談についても随時対応しています。（表 2）

表 2 感染症発生届出件数

平成 30 年度

感染症類型	感染症名	件数
一類	なし	なし
二類	結核	26
三類	細菌性赤痢	1
	腸管出血性大腸菌感染症	4
四類	E 型肝炎	1
	ライム病	1
	レジオネラ症	3
五類（全数報告）	アメーバ赤痢	1
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	水痘（入院例）	1
	梅毒	2
	百日咳	22
	風しん	3

※一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告があり、7 日以内（侵襲性髄膜炎菌感染症および麻疹、風しんは診断後直ちに）に届出が必要です。

(3) ライフステージ別感染症教室

結核、感染症等に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・出前講習会を開催しています。（表 3）

表 3 感染症教室の実施状況

平成 30 年度

	開催年月日	内容	対象	参加者数
1	平成 30 年 12 月 5 日(水)	高齢者施設等感染症対策研修会	高齢者施設（通所含む）の施設管理者、感染管理責任者	75
2	平成 30 年 12 月 20 日(木)	保育施設感染症対策研修会	幼稚園・保育所の施設管理者、感染管理責任者	51
3	平成 30 年 8 月 ～平成 31 年 3 月	感染症に関する出前講座	保育施設・市役所の職員 高齢者施設の職員・利用者	313 (8 回)

(4) 丹南地域感染管理ネットワーク連絡会

平成 28 年度より丹南管内全ての医療機関が院内感染対策のレベルアップを図れるように、「丹南地域感染管理ネットワーク連絡会」を設置し、院内感染対策の取り組み状況等の情報共有や医療機関相互の交流と連携を推進しています。

管内病院、有床診療所より医師、薬剤師、臨床検査技師、看護師などが参加し、年に 1 回連絡会を開催しています。(表 4)

表 4 連絡会実施状況

平成 30 年度

日 時	平成 31 年 2 月 16 日 (土) 14:00~16:00
場 所	公立丹南病院 2 階大会議室
内 容	<p>I. 講義</p> <p>①麻しん・風しん対策：感染伝播の基本とワクチン効果 講師：公立丹南病院 内科部副部長 中屋 孝清 氏</p> <p>②麻しん・風しん対策：臨床現場の現状について 講師：中村病院 小児科部長 木村 学 氏</p> <p>③アウトブレイク時の対応について～インフルエンザを中心に～ 講師：木村病院 感染管理認定看護師 林 幾代 氏</p> <p>④福井感染制御ネットワーク会議 (FIC) の報告 講師：公立丹南病院 感染管理認定看護師 宮田 こず恵 氏</p> <p>II. 保健所の連絡 (結核地域連携パスの紹介、風しん届け出について)</p> <p>III. 情報交換</p> <p>IV. 院内感染対策に係る個別相談、アンケート</p>
参加者	丹南管内医療機関の院内感染担当者 40 名 (管内病院：17 病院、有床診療所 1 診療所)、丹南健康福祉センター 7 名 計 47 名

(5) 感染症情報発信

平成 26 年度から感染症に対する意識を高めることを目的に、社会福祉施設、事業所等に感染症情報を発信しています。

管内の医療機関に所属する感染管理認定看護師の感染症アドバイスを掲載しており、平成 30 年度は、越前町国民健康保険織田病院の感染管理認定看護師 高阪 奈緒美氏に感染症のアドバイスをいただきました。(表 5)

表 5 感染症情報発信について

平成 30 年度

発信月	発行時期	内 容
春号	平成 30 年 5 月	<ul style="list-style-type: none"> 蚊媒介感染症について ダニ媒介感染症について
夏号	平成 30 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"> 腸管出血性大腸菌感染症について
臨時号	平成 30 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 風しん対策
秋号	平成 30 年 11 月	<ul style="list-style-type: none"> 感染性胃腸炎 (ノロウイルス等) について

(6) 新型インフルエンザ対策

病原性の高い新型インフルエンザや新感染症に対して、国民の生命や健康を保護し、国民の生活・経済に及ぼす影響を最小限とすることを目的に、平成 25 年 4 月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されました。

本法では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画や発生時における緊急事態措置等について定めるなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化が図られています。

県では、平成 25 年 12 月に「福井県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を改定し、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や措置等を示しました。

また、管内市町においても平成 26 年 11 月末までに国や行動計画等の考え方の整合性を確保しつつ、「市町行動計画」を策定しました。（表 6）

行動計画では、発生前の段階から、健康福祉センター単位で市町、郡市医師会および医療機関等の関係者からなる「新型インフルエンザ地域調整会議」を設置し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について具体的な検討を進めることとされています。

平成 26 年度の新型インフルエンザ地域調整会議では、新型インフルエンザ等対策に係る最新情報の提供や発生段階に応じた対策等を確認するとともに、市町が実施主体となるワクチン接種体制の整備状況について報告し意見交換等を行いました。

さらに、平成 27 年度の新型インフルエンザ地域調整会議では、接種対象者別のワクチン接種体制について意見交換を行いました。

平成 30 年度にも、政府全体訓練に連動した連絡訓練（平成 30 年 11 月 13 日実施）や県の実働訓練（平成 31 年 3 月 20 日丹南健康福祉センターを中心に実施）に参加し、新型インフルエンザ発生時の対応手順等を確認しました。

表 6 管内の市町行動計画作成状況

市町名	作成年月日
鯖江市	平成26年3月28日
越前市	平成26年3月24日
池田町	平成26年11月20日
南越前町	平成26年6月20日
越前町	平成26年3月10日

(7) エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に感染症法に統合され、平成 15 年の感染症法改正により五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を実施しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料で実施しています。現在は、「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」（平成 28 年 4 月 1 日改定）に基づき月 3 回定例エイズ相談および随時の相談を行っています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに併せ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、休日および夜間のエイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

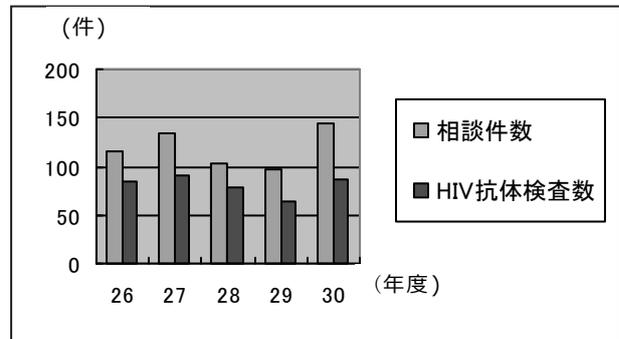
また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。現在は「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」（平成 30 年 4 月 1 日改定）に基づき、月 3 回の定例検査・相談および随時の相談を実施しています。

平成 30 年度も平成 29 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

(表 7、8)

表 7 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況

区分 年度	相談件数	HIV 抗体検査数
平成 26 年度	116(33)	84(33)
平成 27 年度	135(44)	90(44)
平成 28 年度	104(50)	78(50)
平成 29 年度	97(31)	64(31)
平成 30 年度	144(62)	87(62)



※ () 内は夜間相談・検査件数で内数

表 8 肝炎相談、検査実施状況

区分 年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
平成26年度	104	79	95	70
平成27年度	116	96	111	72
平成28年度	68	53	62	47
平成29年度	69	51	59	46
平成30年度	104	76	88	72

(8) 肝炎治療特別促進事業

B 型・C 型ウイルス性肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患です。以前は治療の難しい病気とされていましたが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成 20 年 4 月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成 21 年には肝炎対策基本法が制定されました。

これまで、自己負担限度額の引き下げや助成範囲の拡充等が行われ、平成 28 年度においては、核酸アナログ製剤治療、インターフェロンフリー治療の助成範囲がさらに拡充されました。今後も新薬の開発等によって肝炎患者に対する助成の範囲が拡大されていくことが期待されています。(表 9)

表 9 肝炎治療助成に関する申請件数 **平成 30 年度**

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請	0
	2 回目の制度利用	
	助成期間の延長申請 (副作用・中断による)	
	助成期間の延長届出	
インターフェロンフリー治療	新規申請	24
	再治療申請	0
核酸アナログ製剤治療	新規申請	12
	更新申請	140

(9) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

B 型ウイルス性肝炎および C 型ウイルス性肝炎は自覚症状がほとんどないため、市町や県の肝炎ウイルス検査等で陽性と判定されても、医療機関等での精密検査を受けず、重症化させてしまう場合があります。また、経済的な理由から、定期的な医療機関への受診を控え、結果的に治療の時期を逃してしまう方もいます。

このため、平成 27 年 4 月より、ウイルス性肝炎の方々の重症化予防を目的として、県や市町の肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方に対する医療機関での初回の精密検査費用の助成および定期検査費用の助成制度が開始されました。(表 10)

表 10 検査費用助成に関する申請件数 **平成 30 年度**

内 容	件 数
初回精密検査費用請求	2
定期検査費用請求	2

(10) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝がんや重度肝硬変は予後が悪く、さらにウイルス感染が原因により慢性肝炎から重度肝硬変を経て重度肝硬変、肝がんへと進行するために長期に渡り療養が必要となる場合があります。

このため、医療費の負担軽減を目的として、肝がん・重度肝硬変の入院医療費への助成が受けられる制度が平成 30 年 12 月から開始されました。(表 11)

表 11 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する申請件数 **平成 30 年度**

内 容	件 数	
肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加証交付申請書	新規申請	2

(11) 定期予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。(表 12)

表 12 定期予防接種実施状況

平成 30 年度

種 別	接種済数(人)※1		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	備考
	接種率 (%) ※1							
A 類 疾 病 (対象者は予防接種を「受けるよう努めなければならぬ」とされています)								
急性灰白髄炎 (ポリオワクチン)	追加 接種完了者	接種済者数 ※2	716	675	11	97	180	8 歳
		接種率	97.0	97.5	91.7	95.1	96.3	
百日咳、ジフテリア、 破傷風 (DPT ワクチン)	第 1 期追加 (百日咳は 接種完了)	接種済者数	703	667	9	96	179	8 歳
		接種率	95.3	96.4	75.0	94.1	95.7	
ジフテリア、破傷風 (DT トリプト)	第 2 期 接種完了者	接種済者数	559	692	10	83	118	13 歳
		接種率	78.5	89.6	62.5	91.2	65.6	
麻疹、 風しん (MR ワクチン)	第 1 期	接種済者数	575	626	14	75	126	2 歳
		接種率	96.3	98.0	73.7	94.9	97.7	
	第 2 期 接種完了者	接種済者数	646	667	5	80	167	7 歳
		接種率	94.0	96.5	71.4	97.6	96.0	
日本脳炎 (日本脳炎ワクチン)	第 1 期追加 (第 3 回)	接種済者数	639	597	6	80	145	8 歳
		接種率	86.6	86.3	50.0	78.4	77.5	
	2 期 (第 4 回) 接種完了者	接種済者数	20	167	2	9	102	13 歳 ※3
		接種率	2.8	21.6	12.5	9.9	56.7	
結核 (BCG ワクチン) (接種は 1 回のみ)		接種済者数	558	609	10	62	124	1 歳
		接種率	95.4	98.9	100.0	100.0	96.1	
Hib (ヒブ ワクチン) 接種完了者		接種済者数	616	618	14	63	150	6 歳
		接種率	92.4	90.6	93.3	92.6	87.2	
肺炎 (小児用肺炎球菌ワクチン) 接種完了者		接種済者数	621	627	13	61	157	6 歳
		接種率	93.1	91.9	86.7	89.7	91.3	
ヒトパピローウイルス (HPV ワクチン) ※4	3 回目 (接種完了)	接種済者数	0	1	0	2	0	17 歳
		接種率	0	0.2	0	3.8	0	
水痘 (水痘ワクチン)	2 回目 (接種完了)	接種済者数 ※5	492	545	14	72	120	4 歳
		接種率	79.0	78.3	77.8	88.9	83.9	
B 型肝炎 (B 型肝炎ワクチン) 接種完了者		接種済者数 ※6	527	586	7	58	121	1 歳
		接種率	90.1	95.1	70.0	93.5	93.8	
B 類 疾 病 (対象者には接種についての努力義務は課せられていません)								
インフルエンザ (インフルエンザワクチン)		接種済者数	9,505	12,164	761	2,405	3,946	65 歳 以上
		接種率	50.8	51.3	68.3	63.2	54.8	
高齢者の肺炎球菌 (23 価肺炎球菌ワクチン)		接種済者数 ※7	324	438	22	82	130	65 歳
		接種率	41.7	42.5	50.0	46.1	40.8	

(定期予防接種実施状況調査 (県保健予防課) より)

※1 各予防接種の接種済者数、接種率は備考欄記載の年齢時のものである。

※2 経口生ポリオワクチンの 2 回接種済者を含む。

※3 日本脳炎の予防接種の積極的な勧奨差し控えなどの事情により接種機会を逃した者に対しての特例制度があり、対象者は、20 歳になるまでの間、定期接種として接種を受けることができる。

※4 平成 25 年 6 月 14 日健発 0614 第 1 号厚生労働省健康局長通知により、現在、積極的な勧奨は差し控えられています。

※5 水痘の既罹患者、水痘ワクチンの任意接種済者を含む。

※6 B 型肝炎ワクチンの任意接種済者を含む(把握している範囲)。

※7 肺炎球菌ワクチンの任意接種済者を含む(把握している範囲)。

20 結核予防・対策

結核予防法は、平成 19 年 4 月 1 日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

結核は、医療や生活水準の向上により薬で完治できるようになりましたが、日本では毎年約 17,000 人の新たな結核患者が発生しており、主要な感染症です。

(1) 結核登録者の状況

平成 30 年は、17 名の結核患者が発生し、このうち 70 歳以上の高齢者が 9 名で、高齢者の発病が多いです。(表 1～3)

表 1 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

市町	登録者数			新登録者数		
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
鯖江市	19(17)	18(5)	19(2)	5(5)	10(2)	7(3)
越前市	13(3)	7(6)	13(7)	4(2)	6(6)	5(8)
池田町	1(0)	1(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)
南越前町	3(1)	1(0)	1(0)	4(1)	0(0)	0(0)
越前町	5(3)	7(6)	6(6)	1(1)	6(7)	5(1)
管内計	41(24)	34(17)	39(15)	14(9)	23(15)	17(12)
県計	205(111)	171(72)	166(58)	87(44)	90(50)	76(42)
管内罹患率 (人口 10 万対)	新登録者数			7.6	12.5	9.3
	潜在性結核感染者数			4.9	8.2	6.6
県罹患率 (人口 10 万対)	新登録者数			11.1	11.6	9.8
	潜在性結核感染者数			5.6	6.4	5.4

※ () 内は潜在性結核感染者数別掲

※ 平成 30 年の管内・県罹患率については、平成 30 年 10 月 1 日現在の人口から計上

表 2 結核患者新登録者数（活動性分類別・性別・年齢階級別）

平成 30 年

活動性 分類	活動性結核															(別掲) 潜在性結核 感染症		
	総数			肺結核活動性									肺外結核活動性					
				喀痰塗抹陽性			その他菌陽性			菌陰性その他								
年齢別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
5～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10～14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15～19	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	2
20～29	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	3
30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
40～49	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0
50～59	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～69	2	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	1	1
70～	5	4	9	3	0	3	1	2	3	0	0	0	1	2	3	1	2	3
合計	8	9	17	5	0	5	1	4	5	0	1	1	2	4	6	3	9	12

表3 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）（人）

平成30年

市町	総数			0～19		20～29		30～39		40～49		50～59		60～69		70～	
	男	女	合計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	6 (1)	1 (2)	7 (3)	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	3	0
越前市	0 (2)	5 (6)	5 (8)	0 (1)	1 (2)	0	1 (3)	0 (1)	0	0	1	0	0	0	1	0	1
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越前町	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3 (1)
合計	8 (3)	9 (9)	17 (12)	0 (1)	0 (2)	0	1 (3)	0 (1)	0 (1)	1	1	0	1	2	1 (1)	5 (1)	4 (2)

※（ ）内は潜在性結核感染者数別掲

(2) 結核健康診断

ア 結核定期の健康診断

感染症法に基づき、事業者の長、学校長、施設長の長、市町村の長が実施義務者となり定期の健康診断を実施しています。当センターでは、健診の実施状況を把握し受診率向上のための周知を行っています。（表4）

表4 定期の健康診断受診者数

平成30年度

実施義務者	項目	間接・直接撮影	
		対象者数	受診者数（受診率%）
事業者		7,598	7,182 (94.5%)
学校長		2,102	2,100 (99.9%)
施設長		1,675	1,495 (89.3%)
市町長	鯖江市	18,360	3,783 (20.6%)
	越前市	23,523	4,861 (20.7%)
	池田町	1,123	385 (34.3%)
	南越前町	3,870	805 (20.8%)
	越前町	7,171	1,166 (16.3%)

※受診者数は、各事業所、学校、施設、市町からの実施報告

（参考：感染症法で規定されている健康診断の対象者、定期および回数）

事業者… 学校（専修学校および各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設または社会福祉施設の従事者に対し毎年1回

学校長… 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校または各種学校（修業年限が1年未満のものを除く。）の学生または生徒に対し入学年度1回

施設の長… 社会福祉施設に収容されている者については65歳に達する日の属する年度以降においては毎年1回

市町長… 健康診断の対象者以外の者（市町が定期の健康診断の必要ないと認める者を除く。）については65歳に達する日の属する年度以降においては毎年1回
市町がその管轄する区域内における結核の発生の状況、定期の健康診断による結核患者の発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認めるものについては市町が定める定期

イ 接触者健康診断

健康診断は、問診、ツベルクリン反応検査、胸部 X 線検査、IGRA 検査（QFT 検査・T スポット検査）、診察を効果的に組み合わせることにより、接触者の感染や結核発病の有無、感染源・経路の探求等を目的に実施しています。（表 5）

表 5 接触者健康診断実施状況（単位：件）

年度	区分	受診者数			検査結果	
		ツベルクリン 反応検査	胸部 X 線 検査	IGRA 検査	要医療	異常なし
平成 26 年度		1	13	70	1	83
平成 27 年度		0	16	120	4	132
平成 28 年度		0	6	165	5	166
平成 29 年度		8	0	269	8	261
平成 30 年度		4	6	117	9	115

(3) 結核患者の管理

ア 結核医療

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。感染症法第 37 条（入院勧告患者）および第 37 条の 2（結核患者）によるものがあります。（表 6、7）

表 6 入院勧告患者数の推移（感染症法第 37 条分）

年	区分	前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 26 年		4	12	16	0
平成 27 年		0	9	8	1
平成 28 年		1	11	10	2
平成 29 年		2	18	19	1
平成 30 年		1	8	9	0

表 7 結核医療費公費負担承認状況（感染症法第 37 条の 2 分）

年	区分	申請 件数	承認件数および被保険者別								不承認 件数	
			合計	健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢		他
				本人	家族	一般	退・本	退・家				
平成 26 年		44	43	6	3	17	0	0	2	15	0	1
平成 27 年		34	34	8	1	8	0	0	0	17	0	0
平成 28 年		51	50	11	4	10	0	0	1	24	0	1
平成 29 年		53	53	13	3	7	0	0	1	29	0	0
平成 30 年		61	59	24	5	16	0	0	0	14	0	2

イ 精密検査（管理検診）

結核患者および結核回復者を対象に再発の有無を確認するため、状況の把握と健康管理を実施しています。

平成 28 年 11 月より、潜在性結核感染症で保健所長が経過観察を必要としないと認める患者は、該当した時点で登録票から削除し、精密検査の対象外とすることとなりました。

平成 30 年度の精密検査対象者は 37 名でした。29 名が経過観察を継続することとなり、8 名が再発の恐れが無く（観察中死亡および県外・国外転出含む）登録から除外されました。（表 8）

表 8 精密検査受診状況

区分 年度	検診 対象者数	受診者数			受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	医療機関 実施を含む	合計		要医療	経過観察	除 外
平成 26 年度	84	4	78	82	97.6	0	51	31
平成 27 年度	59	4	54	58	98.8	0	35	23
平成 28 年度	42	1	39	40	95.2	0	11	31
平成 29 年度	34	0	33	33	97.1	0	11	23
平成 30 年度	37	0	35	35	94.6	0	29	8

(4) 地域 DOTS 事業

結核患者が確実に服薬することにより、結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性菌の発生を予防することを目的に平成 17 年 4 月から実施しており、平成 24 年 4 月から結核登録患者全員を対象として訪問や連絡等で服薬支援を実施しています。

定期的に患者が通院する医療機関と地域 DOTS カンファレンスを開催し、服薬支援状況や受療状況を共有しています。また、毎年コホート検討会を開催し、前年度の DOTS 対象者の治療成績や、治療中断・失敗事例の分析等を実施し、地域 DOTS の方法や内容・活動の評価、結核対策全般の課題について検討しています。（表 9、10）

表 9 結核患者家庭訪問・相談状況

区分 年度	訪問指導		面接相 談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数
平成 26 年度	31(31)	82(82)	7	183
平成 27 年度	21(20)	175(175)	8	145
平成 28 年度	39(32)	156(143)	22	149
平成 29 年度	35(35)	177(177)	38	98
平成 30 年度	45(45)	206(206)	18	48

※（ ）内は、DOTS 実施再掲

表 10 地域 DOTS 事業治療成績

区分 年	治癒	治療 完了	死亡		失敗	脱落	転出	12 か月を 超える治療	判定 不能	合計
			結核	結核外						
平成 26 年	1	8	3	5	0	2	0	2	0	21
平成 27 年	1	13	1	4	0	1	0	1	0	21
平成 28 年	2	13	1	4	0	1	0	1	1	23
平成 29 年	2	12	5	3	0	0	0	1	1	24

※ 平成 30 年は、治療継続中の患者がいるため計上不可

21 石綿（アスベスト）健康被害対策

(1) 健康相談窓口開設

石綿（アスベスト）による健康被害が全国で表面化する中、労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。（表 1）

(2) 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性から、石綿による健康被害を受けた方およびそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して迅速な救済を図るために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年 2 月 10 日公布）に基づき創設されました。当センターでは、この法律に基づき、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病（中皮腫・肺癌・著しい呼吸機能障がいを伴うびまん性胸膜肥厚）にかかり現在療養されている方、これらの疾病に起因して亡くなられた方のご遺族の申請・請求を受け付けています。

表 1 石綿健康相談件数および石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
平成 25 年度	0	0
平成 26 年度	5	0
平成 27 年度	5	3
平成 28 年度	2	2
平成 29 年度	0	0
平成 30 年度	2	0

22 食品衛生

(1) 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第 52 条に基づく許可を要する施設の状況は表 1 のとおりで、昨年度より 4 施設減少し、4,016 施設です。

主な業種は飲食店営業 (49.8%)、乳類販売業 (10.6%)、喫茶店営業 (9.8%)、菓子製造業 (7.9%) となっています。特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

各年度末現在

業種	項目	平成 29 年度	平成 30 年度					監視 件数	
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町		越前町
飲食店営業	一般食堂・レストラン	729	736	233	358	16	48	81	297
	仕出し屋・弁当屋	292	299	99	135	13	16	36	211
	旅館	104	100	12	7	6	22	53	119
	その他	855	863	250	354	8	32	77	432
	小計	1,980	1,998	594	854	43	118	247	1,059
	菓子(パンを含む)製造業	308	317	90	138	19	17	24	221
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	3	0	2	1	0	0	3
	魚介類販売業	304	313	83	126	7	26	55	207
	魚介類せり売業	7	6	0	1	0	3	2	10
	魚肉ねり製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	食品の冷凍・冷蔵業	9	9	1	5	0	0	3	10
	缶詰または瓶詰食品製造業	7	7	0	4	1	0	2	3
	喫茶店営業	429	393	145	198	3	15	31	122
	あん類製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	アイスクリーム類製造業	55	51	13	25	2	6	5	44
	乳類販売業	434	427	147	193	4	28	49	211
	食肉処理業	8	8	0	3	4	1	0	7
	食肉販売業	274	284	79	134	4	24	37	196
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	21	19	3	8	3	3	2	15
	醤油製造業	8	8	3	5	0	0	0	5
	ソース類製造業	5	6	2	3	1	0	0	4
	酒類製造業	10	10	3	1	0	4	2	1
	豆腐製造業	18	14	3	4	1	2	4	15
	納豆製造業	3	2	0	1	1	0	0	2
	めん類製造業	29	31	4	14	4	6	3	17
	そうざい製造業	86	87	15	32	12	5	23	73
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	1
	清涼飲料水製造業	11	11	2	6	1	1	1	11
	氷雪製造業	2	2	0	2	0	0	0	2
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	4
	合計	4,020	4,016	1191	1765	111	259	490	2,245

※市町別施設数については露店、移動店舗および自動車による移動販売による許可は除く。

(2) 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導を行っています。平成30年度も昨年に引き続き、特に保育所や学校等の給食施設に対し、衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設 **各年度末現在**

業種	項目	平成29年度	平成30年度	監視件数
		施設数	施設数	
給食施設	学 校	34	35	32
	病院・診療所	25	26	14
	事業所	4	5	3
	その他	100	100	74
合 計		163	166	123

(3) 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、県が独自に定める福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業などの魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動が盛んであり、こうした地域では漬物製造業の営業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年の地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況		各年度末現在		条例登録状況		各年度末現在	
業 種	平成29年度	平成30年度	業 種	平成29年度	平成30年度		
魚介類加工業	43	42	魚介類行商営業	62	59		
漬物製造業	45	44					
合 計	88	86					

(4) 調理師、製菓衛生師試験および免許登録の状況

調理師、製菓衛生師試験および免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況 **各年度末現在**

区分	免許	調理師			製菓衛生師		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受験申込者数		72	55	54	14	7	11
試験受験者数		70	52	52	14	7	10
試験合格者数		40	32	25	8	6	8
合格率(%)		57.1	61.5	48.1	57.1	85.7	80.0
免許登録者数		65	82	44	12	8	9

※登録者には養成施設卒業者を含む。

(5) 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成 30 年度の試験検査の結果は表 5 のとおりです。衛生規範不適合が 1 件あり、衛生管理の改善を指導しました。

表 5 食品等の収去検査結果

平成 30 年度

事業名	収去数	規格基準 不適数	表示 不適数	県指導基準 不適数	衛生規範 不適数
春の行楽シーズン衛生対策	11	0	0	0	1
残留物質	鶏卵	1	0	0	0
	養殖魚	2	0	0	0
魚介類特殊検査	2	0	0	0	0
輸入食品検査	5	0	0	0	0
夏期食品一斉取締り	45	0	0	0	0
野菜・果物検査	6	0	0	0	0
玄米検査	2	0	0	0	0
秋の行楽シーズン衛生対策	11	0	0	0	0
添加物表示検査	4	0	0	0	0
年末食品一斉取締り	36	0	0	0	0
容器包装検査	4	0	0	0	0
遺伝子組換え食品	2	0	0	0	0
アレルギー特定原材料	3	0	0	0	0
クドアモニタリング(ヒラメ)	1	0	0	0	0
ジビエ肉モニタリング	2	0	0	0	0
国体衛生対策	15	0	0	0	0
食中毒菌汚染実態調査	7	0	0	0	0
合計	159	0	0	0	1

(6) 食中毒発生状況

平成 26 年度からの管内食中毒発生状況は表 6 のとおりです。

平成 30 年度は、管内で 2 件の食中毒が発生しました。

表 6 食中毒発生状況

年度	件数	摂食者数	患者数	市町名	備 考
平成 26 年度	0	該当なし			
平成 27 年度	2	20	3	越前市	クドア・セプテンpunkタータ (飲食店)
		17	6	鯖江市	カンピロバクター・ジェジュニ (飲食店)
平成 28 年度	2	75	5	越前市	カンピロバクター・ジェジュニ (飲食店)
		11	6	鯖江市	ノロウイルス (飲食店)
平成 29 年度	0	該当なし			
平成 30 年度	2	23	4	越前市 南越前町	クドア・セプテンpunkタータ (飲食店)
		1	1	鯖江市	アニサキス (魚介類販売業)

(7) 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表7のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望に応じて出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表7 衛生講習会実施状況

平成30年度

区分	項目	衛生講習会		出前講座	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	2	416	5	138
	越前市	4	736	7	115
	池田町	1	40	1	10
	南越前町	2	69	1	14
	越前町	4	219	2	60
	合計	13	1480	16	337

(8) 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

HACCP 手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成21年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工に係わる全ての食品事業者が認証の対象になりました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

平成31年3月31日現在

業種	施設名称					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(株)すみよし ・ハーツさばえ ・(株)マイクック ・ハーツ神中	・アスピカホール国高 ・ハーツたけふ ・(有)大八				7
給食施設	・鯖江きらめき	・中村病院 ・丹南きらめき ・(有)大八		・介護老人福祉施設ほのぼの苑		5
そうざい製造施設	・ハーツさばえ ・ハーツ神中	・(株)新珠食品 ・ハーツたけふ	・おこもじ屋	・(有)ほっと今庄		6
めん類製造施設		・(株)武生製麺		・(有)ほっと今庄		2
菓子製造施設		・(株)新珠食品		・(有)ほっと今庄		2
飲食提供施設						0
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ジャム製造施設		・重松産業(株)				1
ピザソース製造施設		・重松産業(株)				1
食肉加工施設	・ハーツさばえ ・ハーツ神中	・ハーツたけふ				3
魚介類加工施設	・ハーツさばえ ・ハーツ神中	・ハーツたけふ				3
農産物加工施設	・ハーツさばえ ・ハーツ神中	・ハーツたけふ				3
合計	13	15	2	4	0	34

23 生活衛生

(1) 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係施設数は表 1 のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する 2 町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

平成 27 年に旅館業の簡易宿所について施設基準の規制緩和による法改正があり、これに伴い新規開業の相談が増加しております。さらに、住宅宿泊事業法の施行もこれに拍車をかけています。

また、入浴施設に起因するレジオネラ症の発生を予防するため、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対してアンケート調査、立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

(2) 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表 1、2 のとおりです。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉法第 18 条第 3 項に基づく 10 年毎の温泉成分分析を実施した源泉を利用する施設に対し、温泉掲示内容の適正化について指導しました。

表 1 施設数（営業六法および温泉関係）

平成 31 年 3 月 31 日現在

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	72	93	5	10	27	207	
	美容所	163	201	1	21	35	421	
	クリーニング所	12	27	0	0	7	46	
	クリーニング取次所	95	105	2	10	20	232	
	公衆浴場	9	13	1	4	7	34	
	興行場	3	3	0	0	0	6	
	旅館	ホテル	9	3	0	0	0	12
		旅館	12	21	3	18	55	109
		簡易宿所・下宿	4	28	5	16	34	87
		特例旅館	0	0	0	0	2	2
	小計	25	52	8	34	91	210	
温泉	源泉数	3	4	2	3	10	22	
	動力装置設置数	2	4	1	3	6	16	
	温泉採取施設数	2	1	2	3	7	15	
	利用施設数	3	6	2	4	48	63	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

平成30年度

業種		市町					合計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理容所	28	2	0	1	0	31	
	美容所	39	34	0	0	0	73	
	クリーニング所	0	0	0	0	0	0	
	クリーニング取次所	1	1	0	0	1	3	
	公衆浴場	3	2	0	0	3	8	
	興行場	0	1	0	0	0	1	
	旅館	ホテル	10	2	0	0	0	12
		旅館	6	5	3	11	52	77
		簡易宿所・下宿	0	3	2	5	14	24
		特例旅館	0	0	0	0	1	1
	小計	16	10	5	16	67	114	
温泉	源泉	0	0	0	0	0	0	
	動力装置設置	0	0	0	0	0	0	
	温泉採取施設	0	0	0	0	0	0	
	利用施設	2	1	1	3	32	39	

(3) 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。

(4) 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

大臣認可水道事業者である鯖江市および越前市を除く上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

(5) 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

表3 浄化槽、水道、特定建築物関係施設数

平成31年3月31日現在

種類		市町					合計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
浄化槽	単独処理	1,232	4,775	16	112	444	6,579
	合併処理	974	5,163	54	212	113	6,516
	合計	2,206	9,938	70	324	557	13,095
水道	上水道	1	1	0	1	1	4
	簡易水道	0	1	1	0	8	10
	飲料水供給施設	0	0	0	1	1	2
	専用水道	0	0	0	1	0	1
特定建築物		18	29	1	0	4	52

(6) 墓地埋葬関係

墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という）では、埋葬等が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生や公共の福祉の観点から支障なく行われるように、墓地、納骨堂または火葬場の管理および埋葬等について規定を設けています。また、墓地、納骨堂または火葬場の経営は、永続性や公共性の確保の観点から原則として地方公共団体、公益法人、宗教法人、地縁団体に限られており、市町長の許可が必要です。

これまでは当センターが主体となって、市町と連携し墓地埋葬法の趣旨の徹底を図ってきましたが、法改正により平成24年4月1日から市町へ事務移譲されました。

24 大気、水環境等保全対策

(1) 環境保全対策

ア 環境関連施設

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法および福井県公害防止条例に基づく環境関連施設の届出状況は、表1～表8のとおりです。

届出施設の内訳としては、大気汚染防止法で規定されるばい煙発生施設に関しては冷暖房用等のボイラーが7割以上を占めています。また、水質汚濁防止法で規定される特定施設に関しては旅館業や紙製造業の用に供する施設、眼鏡製造業の用に供する電気めっき・表面処理施設等が多くなっています。

表1 ばい煙発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で電気事業法施設を含む） 平成31年3月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1	ボイラー	事業場数	36	56	0	3	16	111
		施設数	107	117	0	7	25	256
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉	事業場数	1	1	0	0	0	2
		施設数	1	1	0	0	0	2
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	2	0	0	0	2
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉・溶解炉	事業場数	1	9	0	0	4	14
		施設数	1	10	0	0	8	19
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	1	0	0	0	1
11	乾燥炉	事業場数	3	6	0	1	1	11
		施設数	5	11	0	2	1	19
13	廃棄物焼却炉	事業場数	1	4	0	1	0	6
		施設数	2	6	0	2	0	10
29	ガスタービン	事業場数	1	2	0	0	0	3
		施設数	1	2	0	0	0	3
30	ディーゼル機関	事業場数	8	18	1	6	3	36
		施設数	11	25	1	11	3	51
31	ガス機関	事業場数	0	0	0	0	1	1
		施設数	0	0	0	0	1	1
合計		事業場数	51	98	1	11	25	161
		施設数	128	175	1	22	38	364

表2 一般粉じん発生施設届出状況（大気汚染防止法関係で鉱山保安法施設を含む） 平成31年3月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	合計
2	鉱物又は土石の堆積場	事業場数	5	4	9
		施設数	8	4	12
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア	事業場数	4	3	7
		施設数	5	17	22
4	破碎機及び摩砕機	事業場数	1	3	4
		施設数	1	14	15
5	ふるい	事業場数	0	1	1
		施設数	0	2	2
合計		事業場数	10	11	21
		施設数	14	37	51

※池田町、南越前町、越前町については、各町長に届出。

表3 揮発性有機化合物排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 平成31年3月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	9	0	0	0	9
3	塗装の用に供する乾燥施設	事業場数	0	1	0	0	0	1
		施設数	0	1	0	0	0	1
5	接着の用に供する乾燥施設	事業場数	2	0	0	0	0	2
		施設数	9	0	0	0	0	9
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	事業場数	1	0	0	0	0	1
		施設数	1	0	0	0	0	1
合計		事業場数	3	2	0	0	0	5
		施設数	10	10	0	0	0	20

表4 水銀排出施設届出状況（大気汚染防止法関係） 平成31年3月31日現在

施設種類			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
8	・大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11の2号、第12号、第13の2号に掲げる施設	事業場数	1	4	0	1	0	6
		施設数	2	6	0	2	0	10
合計		事業場数	1	4	0	1	0	6
		施設数	2	6	0	2	0	10

表5 特定施設設置事業場届出状況（水質汚濁防止法関係）

平成31年3月31日現在

施設種類		排水量 (m ³ /日)	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
2	畜産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
3	水産食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	1	6	7
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	0	0	0	1
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	3	2	0	1	1	7
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	1	4
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	2	0	0	0	3
10	飲料製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	1	1
		50未満	5	4	0	4	3	16
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	3	0	0	0	3
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	4	3	0	0	14	21
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設	50以上	6	2	0	0	0	8
		50未満	7	15	0	0	0	22
21	化学繊維製造業の用に供する施設	50以上	1	0	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
21の2	一般製材業又は木材チツブ製造業の用に供する湿式パーカー	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設	50以上	0	19	0	0	0	19
		50未満	0	46	0	0	0	46
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	2	2	0	0	0	4
27	25, 26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
33	合成樹脂製造業の用に供する施設	50以上	0	1	0	0	0	1
		50未満	0	0	0	0	0	0
46	28～45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設	50以上	1	2	0	0	0	3
		50未満	0	0	0	0	0	0
47	医薬品製造業の用に供する施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	1	0	0	0	1
49	農薬製造業の用に供する混合施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	1	0	0	0	0	1
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設	50以上	0	0	0	0	0	0
		50未満	0	0	0	0	1	1

施設種類		排水量 (m ³ /日)	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
54	セメント製品製造業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	0	0	0	1	1
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント	50 以上	3	2	3	4	0	12
		50 未満	4	3	4	0	2	13
59	砕石業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	3	1	1	0	5
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	0	1	0	0	2
63	金属製品製造業又は機械器具製造業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設	50 以上	1	1	0	0	0	2
		50 未満	0	0	0	0	0	0
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	50 以上	0	3	1	0	0	4
		50 未満	12	7	1	0	2	22
66	電気めっき施設	50 以上	4	1	0	0	2	7
		50 未満	11	0	0	0	2	13
66 の 3	旅館業の用に供する施設	50 以上	1	1	0	1	0	3
		50 未満	19	43	2	42	55	161
66 の 4	共同調理場に設置されるちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	0	0	0	2	2
66 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	2	0	0	0	0	2
66 の 6	飲食店に設置されるちゅう房施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
67	洗濯業の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	4	8	0	0	1	13
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	3	0	0	0	3
71	自動式車両洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	21	38	1	2	4	66
71 の 2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	3	3	0	0	1	7
71 の 3	一般廃棄物処理施設である焼却施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	2	0	1	0	4
71 の 4	産業廃棄物処理施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	0	1	0	0	0	1
71 の 5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	2	1	0	0	0	3
71 の 6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる蒸留施設	50 以上	0	0	0	0	0	0
		50 未満	1	0	0	0	0	1
72	し尿処理施設	50 以上	7	13	0	5	6	31
		50 未満	0	1	0	0	1	2
73	下水道終末処理施設	50 以上	1	3	1	2	3	10
		50 未満	0	0	0	0	0	0
74	特定事業場から排出される水の処理施設	50 以上	1	0	0	0	0	1
		50 未満	0	0	0	0	0	0
合計		50 以上	26	53	5	12	12	108
		50 未満	105	201	10	52	97	465

※ 2以上の業種を兼業する特定事業場については、代表業種のみを計上した。

表 6 特定施設設置届出状況（ダイオキシン類対策特別措置法関係）

平成 31 年 3 月 31 日現在

施設種類	焼却能力		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
5 廃棄物焼却炉	2 t /h 以上 ～4 t /h 未満	事業場数	1	2	0	0	0	3
		施設数	2	3	0	0	0	5
	200kg/h 以上 ～2 t /h 未満	事業場数	0	3	0	1	0	4
		施設数	0	3	0	2	0	5
	100kg/h 以上 ～200kg/h 未満	事業場数	3	1	0	0	0	4
		施設数	5	1	0	0	0	6
	50kg/h 以上 ～100kg/h 未満	事業場数	0	2	0	0	0	2
		施設数	0	2	0	0	0	2
	合計	事業場数	4	8	0	1	0	13
		施設数	7	9	0	2	0	18

表 7 特定工場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 31 年 3 月 31 日現在

種類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
大気・水質特定工場	1	1	0	0	0	2
大気特定工場	1	0	0	0	0	1
水質特定工場	3	3	0	0	1	7
合計	5	4	0	0	1	10

表 8 特定施設設置事業場届出状況（福井県公害防止条例関係）

平成 31 年 3 月 31 日現在

施設種類	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
ばい煙に係る特定施設	10	12	0	1	2	25
汚水に係る特定施設	1	1	0	0	0	2
炭化水素類に係る特定施設	1	3	0	2	0	6
届出事業場数	11	16	0	3	2	32

※複数種類の特定施設を有する事業場があるため、各特定施設数の和と届出事業場数は一致しない。

イ 環境関連施設指導

環境関連施設に対する指導状況等は表 9 のとおりで、計画的に立入検査および排ガス・排出水の行政検査を行っており、改善が必要な事業場に対しては行政指導を行っています。

また、アスベスト吹付け材等が使用された建築物の解体等工事について、特定粉じん（アスベスト）排出等作業の届出受理時に作業基準が適正に遵守されるよう審査・指導を行うとともに立入検査を実施しています。

表 9 環境関連施設指導状況等

平成 30 年度

項目	立入事業場数	行政検査件数	行政指導件数		
				改善命令	
大気汚染防止法	ばい煙発生施設等	59	5	0	0
	特定粉じん(アスベスト)排出等作業	13	0	3	0
水質汚濁防止法	特定施設	84	57	4	0
ダイオキシン類 対策特別措置法	大気特定施設	18	1	0	0
	水質特定施設	3	0	0	0
合計		177	63	4	0

ウ 環境把握

県では、環境基準等の定められた物質に係る環境汚染状況を把握するため、地下水の水質調査およびダイオキシン類の環境調査を行っており、当センターでは、当該調査の地点選定および試料採取を市町の協力を得て行っています。

(ア) 地下水の水質調査

県では「公共用水域および地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、概況調査および汚染地区に係る継続監視調査を行っています。

平成 30 年度は、管内で概況調査 6 地点、継続監視調査 60 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

(イ) ダイオキシン類の環境調査

県ではダイオキシン類について、大気、水質、底質、地下水および土壌の環境調査を行っています。

平成 30 年度は管内で大気 3 地点および土壌 1 地点で調査を行いました。調査結果については、毎年、調査を行った翌年度末に県のホームページに掲載されます。

(2) 環境異常時対応

ア 大気

大気に係る環境異常として、大気中のオキシダント濃度が上昇することにより発生する光化学スモッグ現象があり、本県では「福井県光化学オキシダント対応マニュアル」により緊急時の対策を定めています。

丹南管内では、光化学オキシダント注意報（オキシダント測定値 0.12ppm 以上）等が発令された事例はありませんが、発令があった場合には、当センターから管内の医療機関や福祉施設等に対し、屋

外での活動自粛や体に異常を感じた場合の医療機関での受診等について連絡通報する体制をとっています。

また、微小粒子状物質（PM2.5）についても、県内いずれかの測定局で午前 5 時から午前 7 時までの PM2.5 濃度の 1 時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合、または午前 5 時から午前 12 時までの PM2.5 濃度の 1 時間値の平均値が $75 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に、県下全域に注意喚起を行っています。

なお、これまでに、平成 26 年 2 月に初めて注意喚起が実施されました。

イ 水質

平成 30 年度において発生した河川への油流出事故および魚へい死事故等の件数は表 10 のとおりです。水質異常時の対応として、国・県・市町の河川部局、環境部局等と警察機関および消防機関との連携を図り、水質異常の早期発見、早期対応に努めています。

表 10 水質事故等件数

平成 30 年度

項目	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計
油流出事故	1	5	0	2	0	8
	(1)	(5)	(0)	(2)	(0)	(8)
魚へい死事故	0	0	0	0	0	0
	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
その他	1	3	0	0	0	4
	(1)	(3)	(0)	(0)	(0)	(4)
合計	2	8	0	2	0	12
	(2)	(8)	(0)	(2)	(0)	(12)

※（ ）は、事故原因が特定できた件数。

(3) 苦情処理

近年の廃棄物や環境に対する関心の高さから廃棄物・環境保全に係る苦情が数多く寄せられており、関係市町と連携して対応しています。

苦情件数は表 11 のとおりであり、水質汚濁に関するものが多くなっています。

表 11 苦情件数

平成 30 年度

項目		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
苦 情 内 訳	廃 棄 物	野外焼却	1	5	0	0	1	7
		不法投棄	4	19	0	1	4	28
		小計	5	24	0	1	5	35
	環 境 保 全	大気汚染	0	0	0	0	1	1
		水質汚濁	2	8	0	1	0	11
		騒音	0	1	0	0	0	1
		振動	0	0	0	0	0	0
		悪臭	2	1	0	0	0	3
	小計	4	10	0	1	1	16	
	合計		9	34	0	2	6	51

25 廃棄物対策

県では、平成 28 年 3 月に「福井県廃棄物処理計画」を策定し、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図っています。また、廃棄物の適正な処理に関して必要な事項を定めた指導要綱に基づき事業者への指導を行っています。

なお、廃棄物対策として所管している法令等は次のとおりであり、当該法令等に基づき、許可、届出の受理等の事務処理、立入検査および監視指導を実施しています。

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB 法」という。）
- ・ 化製場等に関する法律（以下「化製場法」という。）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 福井県産業廃棄物等適正処理指導要綱（以下「要綱」という。）

(1) 一般廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では「福井県リサイクル製品認定要綱」を策定し、リサイクル製品認定制度を設け、廃棄物の減量化・リサイクルの推進を図っています。当センターでは認定制度に基づく施設の検査を実施しています。

(参考)

- ・ リサイクル製品認定制度の概要

県内で製造されたリサイクル製品で、規格等について一定の基準を満たすものを「リサイクル認定製品」として認定する。

リサイクル製品認定（品目）件数（管内）：5 件（平成 31. 3. 31 現在）

(2) 産業廃棄物

ア 減量化・リサイクルの推進

県では、廃掃法等の定めるところにより、多量排出事業者（前年度の産業廃棄物の発生量が 500 トン以上または特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場を有する者[※]）に対し、産業廃棄物の減量化、処分に関する計画の提出およびその実施状況について報告を求めています。

※ 製造業等は原則事業場毎に、建設業等は県内の作業場（現場）を合わせて判断

イ 適正処理の推進

県では、廃棄物の不法投棄、野焼きおよび不適正処理の未然防止と早期発見に努め、より快適で住みやすい環境づくりを図るため「福井県廃棄物不法投棄等対策要領」を策定し、不法投棄等の情報収集体制や連絡体制を定めています。

当センターにおいても、県関係機関、警察署および市町等による「丹南地域廃棄物不法処理防止連絡協議会」を平成 6 年に設置し、廃棄物の不法投棄や野焼き等の未然防止に努めています。

主な活動

- ・ 12 月の「不法投棄等防止啓発強調月間」を中心とした意識啓発、市町等との合同パトロール
- ・ 県関係機関、警察署および市町等との連携確保
- ・ 不法投棄等連絡員や不法投棄 110 番等による迅速な情報収集
- ・ 休日および夜間パトロール（休日：48 回 夜間：18 回）
- ・ 県警へりを利用したスカイパトロール

また、当センターは、廃掃法に基づく（特別管理）産業廃棄物収集運搬業の許可を行うとともに、同法に基づく（特別管理）産業廃棄物処分業および産業廃棄物処理施設設置の許可申請（県知事の許可）の窓口となっており、産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者に対し立入検査を実施するなど、産業廃棄物が適正に処理されるよう必要な指導を行っています。

なお、一般廃棄物処理施設についても設置許可申請、設置届出の受付を行っています。
平成 30 年度末における施設数および業者数は、表 1～表 3 のとおりです。

(3) その他の廃棄物対策業務

ア PCB 法

PCB を含有しているコンデンサー、変圧器等を保管または使用している事業者からの届出の受理および当該情報の公開を行っています。

- ・平成 30 年度末現在届出施設数：127 施設

なお、これらのうち高濃度 PCB を含有している廃棄物は、北海道の処理施設において平成 20 年 11 月からその処理が開始されています。

イ 化製場法

化製場等の設置について許可申請および届出の受理を行っています。
平成 30 年度末における化製場等の施設数は、表 4 のとおりです。

ウ 自動車リサイクル法

使用済自動車の引き取り、フロン類の回収、自動車解体および破砕を行う事業者の登録または許可を行っています。

平成 30 年度末における登録・許可事業者数は、表 5 のとおりです。

表 1 一般廃棄物処理施設数

施設種別	平成30年度末						平成 29 年度 末
	鯖 江 市	越 前 市	池 田 町	南 越 前 町	越 前 町	合 計	
し尿処理施設	1	1	0	0	0	2	2
ごみ処理施設	3	4	0	1	0	8	7
最終処分場	0	1	0	0	2	3	3
合計	4	6	0	1	2	13	12

※ 市町が設置する一般廃棄物処理施設に限る。

表 2 産業廃棄物処理施設数

施設種別	平成30年度末						平成29年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
汚泥の脱水施設	0	3	0	0	0	3	3
汚泥の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
廃油の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
木くず等の破砕施設	4	10	0	0	3	17	17
廃プラの破砕施設	0	5	0	0	0	5	5
廃プラの焼却施設	2	2	0	0	0	4	4
その他の焼却施設	0	2	0	0	0	2	2
合計	6	26	0	0	3	35	35

表 3 産業廃棄物処理業者数

業種種別	平成30年度末							平成29年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
産廃処分業	10	18	0	1	3	0	32	32
特管産廃処分業	2	2	0	0	0	0	4	4
産廃収集運搬業	49	67	2	5	18	67	208	205
特管産廃収集運搬業	7	5	0	0	0	28	40	40
合計	68	92	2	6	21	95	284	281

表 4 化製場等施設数

施設種別	平成30年度末						平成29年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	合計	
魚介類鳥類等製造貯蔵施設	0	1	0	0	0	1	1
畜舎・家きん舎	8	13	0	0	1	22	22
合計	8	14	0	0	1	23	23

表 5 自動車リサイクル法登録・許可事業者数

業種種別	平成30年度末							平成29年度末
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管外	合計	
引取業	31	60	2	8	17	2	120	120
フロン類回収業	6	12	2	0	3	2	25	25
解体業	0	2	0	0	1	2	5	5
破砕業	0	1	0	0	1	2	4	4
合計	37	75	4	8	22	8	154	154

26 動物愛護管理行政

(1) 動物による危害防止対策

「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく犬の収容、犬猫の適正飼育についての指導、犬猫に関する相談および苦情対応等については、平成30年4月から、福井県動物管理指導センター（福井市徳尾町）で業務を行うこととなりました。

(2) 動物愛護思想の普及

犬や猫をペットとして飼う家庭が増加し、「動物の愛護及び管理に関する法律」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づく動物の管理方法や愛護思想の普及がますます重要となっています。

丹南健康福祉センター管内の動物取扱業登録施設数および特定動物飼養・保管許可の状況は表1のとおりです。平成18年度から動物取扱業が登録制となり、管内では28施設が登録を受けています。

表1 動物取扱業登録および特定動物飼養・保管許可の状況

各年度末現在

区分 年度	動物取扱業施設数	動物取扱業の内訳					特定動物飼養許可
		販売	保管	展示	貸出	訓練	
平成28年度	30	18	15	4	0	0	2
平成29年度	30	17	17	3	0	0	3
平成30年度	28	16	17	2	0	0	2

27 地域保健・福祉・環境関係職員研修事業

多様化する住民ニーズや価値観、ライフスタイルの中で、住民に密着した身近な課題について、総合的なサービスを提供していくためには、地域保健・医療福祉・環境衛生を担うマンパワーの養成が重要となります。そのため当センターでは、地域特性に対応した複合的で質の高いサービスを提供できるよう、県および市町等職員の資質向上を図ることを目的に研修会を実施しています。

(1) 企画検討委員会

管内市町および当センターの保健・福祉・環境関係の職員が委員となり、地域特性を踏まえた研修の企画・立案、研修実績の評価・検証をしています。(表1)

表1 企画検討委員会開催状況 **平成30年度**

開催日	検討内容
平成30年5月23日(月) 10:00~11:30	・平成29年度研修事業の実施状況について ・平成30年度研修事業の計画策定について
平成31年3月18日(月) 9:30~11:00	・平成30年度研修事業の実施状況について ・平成31年度研修事業の計画について

(2) 一般研修

保健・福祉・環境関係の基礎的知識習得のため、表2のとおり研修会を実施しました。

表2 一般研修 **平成30年度**

実施日・場所	内容	講師	参加者数		
			市町	県	その他
平成30年6月29日(金) 10:00~11:45 丹南健康福祉センター	災害発生時の対応研修 ①講義:「自然災害発生に対する 平時の対策と発生時の行動」 ②質疑応答 ③グループワーク:「市町の課題を考 える」	鯖江・丹生消防組 合消防本部 警防課 課長 竹間 正幸氏	17	17	6
平成30年11月30日(金) 10:00~11:45 丹南健康福祉センター	省エネ対策研修 ①講義:「省エネ対策について」 ②質疑応答 ③意見交換:「省エネ対策の取り組み」	北陸電力株式会社 福井支店 営業部 営業担当 専任課長 矢田 雅彦氏	6	11	0
平成31年2月20日(水) 13:30~16:00 丹南健康福祉センター	丹南地域における災害時要配慮者対策 検討会 ①講義:「福祉避難所に関する取り組み マニュアル策定~協定締結」 ②質疑応答 ③意見交換:「発災から福祉避難所立ち 上げまでを考える」	彦根市社会福祉課 社会係 主任 中村 仁志氏	14	15	0

※その他 研修医等

(3) 専門研修

地域特性に対応した質の高いサービスを提供するため、表3のとおり研修会を実施しました。

表3 専門研修

平成30年度

実施日・場所	内容	講師	参加者数		
			市町	県	その他
平成31年1月29日(火) 14:00~16:00 丹南健康福祉センター	関係機関との連携を考える(事例検討) ①講義「DVについて」 ②質疑応答 ③事例検討「生育歴に困難を抱えるDV被害者の自立支援について」	福井大学 医学部看護学科 教授 長谷川 美香氏 (事例提供者:丹南健康福祉センター福祉課職員)	5	18	0

28 医師臨床研修・学生指導

(1) 臨床研修医師の受入れ

当センターにおける多様な業務への理解、体験を通して公衆衛生について具体的な知識等を身につけることにより、医師として地域保健・地域医療へ参画できるようになることを目的に、研修医を受入れていきます。(表1)

表1 医師臨床研修

平成30年度

研修病院	研修期間	人数
福井赤十字病院	平成30年6月25日(月)～6月29日(金)	2
	平成30年7月23日(月)～7月27日(金)	2
	平成31年2月4日(月)～2月8日(金)	2

(2) 学生の受入れ

地域における保健福祉の行政機関として当センターの機能や役割、具体的な体験を通して理解を深めることを目的に、医学科・看護学科・栄養学科等の実習生を受入れていきます。(表2)

表2 医学科・看護学科・栄養学科等学生実習

平成30年度

学校名	実習期間	人数
福井大学 医学部 看護学科	平成30年6月25日(月)～7月6日(金)	4
福井県立大学 看護福祉学部 看護学科	平成30年8月23日(木) 平成30年8月29日(水)～8月31日(金)	5

※医学科・栄養学科の実習受入れなし

29 健康危機管理体制の整備

当センターでは、健康危機発生時または発生するおそれがある場合に、職員が迅速かつ的確な対応ができるよう、所内の健康危機管理体制の整備を行っています。

平常時から健康危機発生時における対応訓練や所内研修会を実施することにより、職員の健康危機管理意識を高めるとともに資質向上を図り、センター内の対応体制の強化を図っています。

また、平成 26 年度からは、当センター内に各課室代表で構成された健康危機管理委員会を設置し、職員を対象とした健康危機管理に関する所内研修会の企画・運営や災害時丹南健康福祉センター対応要領の作成、災害時に必要な情報・資料集の作成等、体制整備を行っています。

(1) 健康危機管理に関する訓練・所内研修会

当センターの職員を対象に、健康危機発生時における対応研修会を実施しました。(表 1)

表 1 健康危機発生時における対応訓練 平成 30 年度

実施日	内 容
平成 30 年 4 月 19 日(木) 平成 30 年 4 月 20 日(金)	健康危機管理発生時の初動体制・高病原性鳥インフルエンザ対応・光化学オキシダント・不法投棄対応・精神患者緊急対応・非常用電気および防災行政無線について
平成 30 年 5 月 4 日(金)	メールおよび電話による緊急連絡訓練
平成 30 年 6 月 27 日(水)	広域災害救急医療情報システム (EMIS) 代行入力演習 個人防護具着脱研修
平成 30 年 11 月 16 日(金)	西日本豪雨にかかる派遣職員による活動報告 庁舎危機 (初期) 対応指針 (概要) 自家発電機器の稼働演習
平成 31 年 2 月 8 日(金)	広域災害救急医療情報システム (EMIS) 代行入力演習 感染症患者搬送用車両操作訓練
平成 31 年 3 月 20 日(水)	新型インフルエンザ等対策実動訓練 (全県合同)

(2) 健康危機管理に関する対応要領の見直し

健康危機発生時におけるシミュレーション訓練等を踏まえて以下の対応要領について見直しを行いました。

- ・丹南健康福祉センター健康危機管理対応要領の改訂
- ・丹南健康福祉センター高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応要領の改訂
- ・丹南健康福祉センター災害時対応要領の改訂

(3) 健康危機管理担当者会議への参加

県地域福祉課が事務局となって開催する健康危機管理担当者会議に 2 回参加し、各健康福祉センターの担当者と健康危機管理活動の情報交換を行いました。

30 在宅医療の提供体制の推進

本県の高齢化率（人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合）は、平成 30 年 10 月 1 日時点で 30.2%となっており、全国平均（平成 30 年 10 月 1 日）の 28.1%を上回り、県全体で高齢化が進んでいます。また、今後は、団塊世代の高齢化に伴い、高齢者（一人暮らし）世帯や要医療・要介護高齢者、認知症高齢者等の急速な増加が見込まれています。

このような中、地域住民が疾病や障がいを抱えながらもできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、関係機関が連携して包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となっています。

当センターでは、丹南地域における在宅医療の提供体制を構築するため、郡市医師会と市町等と連携し、医療と介護の連携強化に向けた取り組み等を推進・支援しています。

また、平成 27 年度から、入院患者が退院してからも、適切な医療や介護を継続して受けることができるよう、医療機関と居宅介護支援事業所および地域包括支援センター間で共有する「退院支援ルール」について検討しました。退院支援ルールについては、県内各圏域での検討結果を踏まえて福井県版として策定し、平成 28 年 4 月から運用を開始しました。平成 30 年度からは「福井県入退院支援ルール」と名称が変更されました。

(1) 丹南地域医療構想調整会議・丹南地域医療連携体制協議会合同会議の開催

当センターでは従来から管内の郡市医師会、市町関係者等をメンバーとした丹南地域医療連携体制協議会を開催し、福井県医療計画の進捗状況の報告および在宅医療提供体制の検討を実施していました。

平成 30 年度については、県が「福井県地域医療構想」を策定する際に設置した「丹南地域医療構想調整会議」とあわせた合同会議を 2 回開催しています。（表 1）

表 1 丹南地域医療構想調整会議・丹南地域医療連携体制協議会合同会議 **平成 30 年度**

開催日時・場所	内 容	出席者
平成 30 年 8 月 1 日(水) 19:00～21:00 丹南健康福祉センター	1. 地域医療構想の進め方について 2. 地域医療介護総合確保基金事業について 3. 平成 29 年度病床機能報告の結果について 4. 県内医療機関の病床機能に関する意向等調査の結果について 5. 各市町の平成 29 年度医療・介護連携に関する事業実施状況 6. 第 7 次福井県医療企画の策定の報告等	郡市医師会、医療機関、 歯科医師、薬剤師、保険 者、看護従事者、介護従 事者、市町 計 26 名
平成 30 年 12 月 17 日(月) 19:00～20:30 丹南健康福祉センター	1. 地域医療構想の推進について 2. 医療法の改正について 3. 地域の実情に応じた定量的な基準の導入について 4. 在宅医療・介護提供体制について 5. 地域医療介護総合確保基金事業について	同 上 計 28 名

(2) 地域の在宅医療・介護スタッフが一堂に会する多職種連携研修会への支援

各市町が開催する「多職種合同研修会」に参画し、地域における在宅医療・介護スタッフの連携を強化するとともに市町単位でのネットワークづくりを推進しています。(表 2)

表 2 多職種合同研修会

平成 30 年度

開催市町	開催日時	内 容	出席者
鯖江市	平成 31 年 3 月 3 日(日) 9:30～15:00	○「鯖江市の医療の現状」 講師 鯖江市医師会 会長 清水 元博 氏 ○「みんなで考えよう これからの終末期 医療・ケア」 講師 伊部病院 院長 伊部 晃裕 氏	・鯖江市医師会 ・鯖江市の在宅医療・介護関係者 計 47 名
越前市 南越前町 (合同開催)	平成 30 年 6 月 21 日(木) 19:00～21:00	「生活困窮の方を地域で支えていくためには ～制度のはざまにある事例をとおして～」 助言者 越前市社会福祉協議会 村下 誠一 氏 司法書士・行政書士前川事務所 前川 貴志 氏 福井県済生会病院 MSW 山口 潤一 氏 ・事例紹介とグループワーク	・武生医師会 ・武生歯科医師会 ・武生薬剤師会 ・越前市、南越前町の在宅医療・介護関係者 ・広域の公的医療機関の 地域医療連携担当者 計 151 名
	平成 30 年 11 月 27 日(火) 19:00～21:00	「いつまでもおいしく食べるお手伝い～これなら、私たちにできるかも～」 ○「口の中に興味を持とう！」 講師 ひの歯科クリニック院長 坂野 正仁 氏 ○「高齢者に対する簡易な摂食・嚥下機能の 評価方法と機能向上につながる支援」 講師 公立丹南病院 言語聴覚士 高木 大輔 氏 ○「高齢者の栄養管理のポイント ～医療と介護の連携のために～」 講師 丹南健康福祉センター 管理栄養士 新田 和美 氏 ・グループワーク	同 上 計 143 名

(3) 地域包括支援センター担当者連絡会の開催

介護予防事業に関する各市町の進捗状況や新規事業に関する情報交換を行うことを目的として、各市町の地域包括支援センター職員（保健師・社会福祉士等）出席のもと開催しています。（表3）

表3 担当者連絡会

平成30年度

開催日時	検討内容	各市町担当者出席者数
平成30年8月9日（木） 9：30～11：40	○介護予防・日常生活支援総合事業に関する協議	11
平成30年11月6日（火） 13：30～16：00	○介護予防・日常生活支援総合事業に関する協議	11
平成31年2月4日（火） 13：30～16：00	○介護予防・日常生活支援総合事業に関する協議	11

(4) 「福井県入退院支援ルール」の定着に向けた支援

平成28年4月から全県的に運用開始された「福井県退院支援ルール」は、平成30年度から、入院時～入院中～退院前～退院時・退院後の一体的な支援の必要性を強調するため、「福井県入退院支援ルール」に改称されました。

また、平成30年度も平成29年度に引き続き、制度の定着に向け、医療機関、ケアマネジャーに対しアンケートを実施し、「福井県入退院支援ルール」に関する丹南圏域会議を開催しました。（表4）

表4 「福井県入退院支援ルール」に関する丹南圏域会議

平成30年度

開催日時・場所	内 容	出席者
平成31年3月18日（月） 15：00～17：00 丹南健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・医療と介護の連携に関するアンケート結果報告 ・丹南地域における栄養管理情報の連携について ・入退院支援ルール運用上の課題についての意見交換 	急性期病院（福井県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院） 管内の病院の退院支援担当者 居宅介護支援事業所の介護支援専門員 地域包括支援センター職員 長寿福祉課職員 丹南健康福祉センター職員 計43名

31 認知症対策

平成 29 年度と平成 30 年度の 2 年間、認知症予防推進事業の一環として、県民の誰もが普段の生活の中で楽しみながらできる、福井県の地域特性を活かした「ふくい認知症予防メニュー」について、指導者を中心に普及活動を行うことにより、地域住民の認知症予防活動を推進しました。

健康福祉センター圏域毎に、指導者を中心に普及者を養成し、地域住民へ「ふくい認知症予防メニュー」の普及を行うために、ふくい認知症予防メニュー圏域連絡会（表 1）および普及者育成研修会を開催しました。（表 2）

表 1 ふくい認知症予防メニュー圏域連絡会

平成 30 年度

開催日時・場所	内 容	出席者
平成 30 年 5 月 29 日（火） 16：00～17：00 丹南健康福祉センター	① ふくい認知症予防メニューについて ② 普及者育成研修の企画に関する検討	・指導者 ・市町地域包括支援センター職員 ・健康福祉センター職員 計 9 名

表 2 ふくい認知症予防メニュー普及者育成研修会

平成 30 年度

実施日時・場所	内 容	出席者
平成 30 年 7 月 24 日（火） 9：30～11：30 アイアイ鯖江健康福祉センター	・ふくい認知症予防メニューの概要 ・認知機能と食生活の関連について ・パタカラ体操 ・ふく福ハッピー体操の実演と指導	地域包括支援センター職員、介護予防事業従事者、キャラバンメイト、地域サロン運営者等 計 53 名

32 たんけん（健康・福祉・環境・衛生広報誌）による情報発信

平成 23 年度から、地域住民や学校、医療機関、社会福祉施設等を対象に健康・福祉・環境・衛生広報誌「たんけん」を年 6 回発行しています。（表 1）

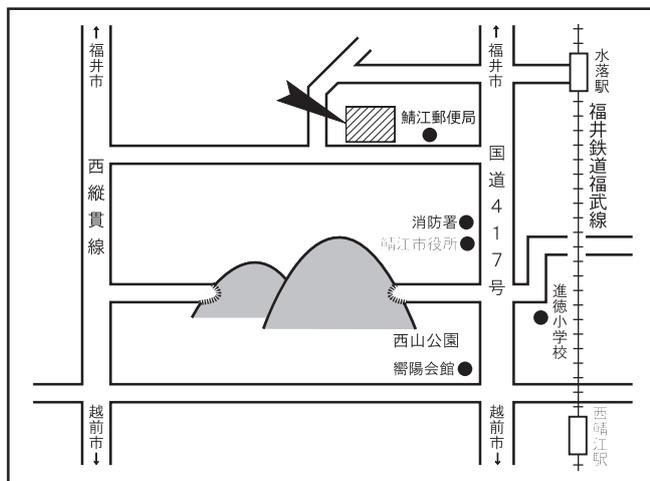
表 1 たんけん（健康・福祉・環境・衛生広報誌）の発行

平成 30 年度

発行月	担当課	内容
平成 30 年 6 月	環境廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none">・環境月間の周知・水質事故について・不法投棄・野焼きの禁止について・光化学スモッグについて
平成 30 年 8 月	生活衛生課	<ul style="list-style-type: none">・食品衛生月間の周知・食中毒について
平成 30 年 9 月	健康増進課	<ul style="list-style-type: none">・健康増進普及月間の周知・がん検診について
平成 30 年 11 月	地域保健課	<ul style="list-style-type: none">・結核について・インフルエンザについて・麻しん・風しんについて
平成 31 年 2 月	福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ヘルプカードについて・生活困窮者自立支援制度について
平成 31 年 3 月	地域支援室	<ul style="list-style-type: none">・骨髄バンク制度について・かかりつけ薬剤師・薬局について

案内図

【丹南健康福祉センター】



住 所：鯖江市水落町1丁目2-25

電 話：0778-51-0034

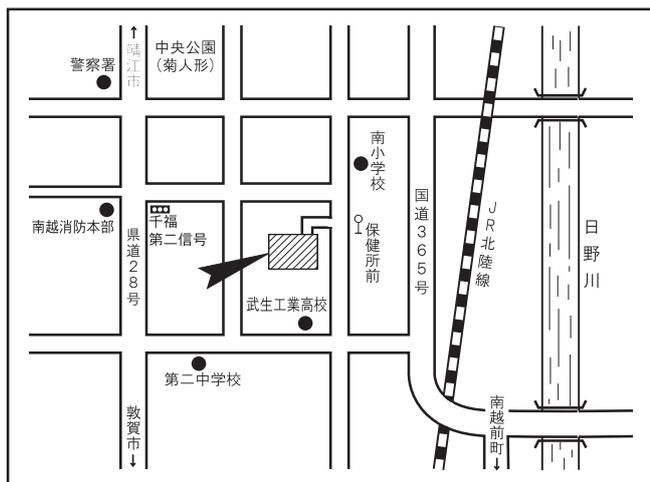
FAX：0778-51-7804

E-mail：t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

交 通：福井鉄道電車（福武線）
水落駅下車 徒歩5分

鯖江市つつじバス（循環線）
鯖江郵便局下車 徒歩1分

【丹南健康福祉センター武生福祉保健部】



住 所：越前市文京2丁目13-39

電 話：0778-22-4135

FAX：0778-22-5660

交 通：

福井鉄道バス（王子保・河野線）
保健所前下車 徒歩3分

市民バス「のろっさ」（市街地循環南ルート）
丹南健康福祉センター下車 徒歩1分

令和元年9月発行

事業概要（丹南の健康福祉）



健康長寿の福井

編集・発行 福井県丹南健康福祉センター

<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/tannan-hwc/>

